

第5次東村総合計画 基本構想・後期基本計画

～第2期東村むら・ひと・しごと創生総合戦略～



令和3年3月
沖縄県 東村



ひと・むら・自然が共生する 未来輝く農村をめざして

東村長 當山 全伸

平成28年度に策定した前期基本計画は、令和2年度をもって計画期間を終了することから、このたび令和3年度を始期とする後期基本計画を策定しました。

前期基本計画では、将来像・キャッチフレーズである「ひと・むら・自然が共生する未来に輝く農村をめざして」を目指し、6つの基本目標と9つの重点プロジェクトを掲げ、各施策を展開して参りました。文化・スポーツ記念館や定住促進住宅集合型2棟と産業支援住宅の4戸の建設、村民の森つつじ園屋外ステージの整備、超高速ブロードバンド整備事業により情報通信の環境整備が完了し、本村の将来像に向い着実な村づくりを推進してまいりました。

後期基本計画においても、引続き基本構想に基づき、重点プロジェクトの実現と、本村の課題である少子高齢化に対し、総合計画と総合戦略を一体的に推進し、活力ある村づくりができるよう、村民と共に取組んでまいります。

最後に、本計画にあたり、アンケートにご協力いただきました村民の皆様をはじめ、貴重な提言をいただきました総合計画審議会、村議会など関係者の方々に厚く御礼申し上げますとともに、なお一層のご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

令和3年3月

村民憲章

平成八年四月一日制定

わたしたちは、東村民として誇りと責任をもち「豊かな自然の中で生命が輝く農村」をめざして、産業をおこし、活力のある村づくりのため、この憲章を定め、実践につとめます。

- 一、わたしたちは、自然を愛し、花と水のおふれる美しい村をつくります。
- 一、わたしたちは、伝統文化を重んじ、つねに学び教養を高め、文化のかおり高い村をつくります。
- 一、わたしたちは、心と体をきたえ、健康で明るい村をつくります。
- 一、わたしたちは、きまりを守り、住みよい村をつくります。
- 一、わたしたちは、みんなが生き生きと、楽しく交流できる村をつくります。

東村村歌

作詞・作曲 比嘉副吉

編曲 小林幸男

一、東天高く輝きて

れい明打出す鐘の音に
自由と平和は鳴り響き
生まれしその名は東村

二、村の長さは六里半

潮の香 香おる里六ツ
農業いそしむ村人は
総てで三千三百余

三、そびゆる北部の連山は

動かぬ象ぞ永久に
無言に語る村人の
堅き心ぞ尊しや

四、無限に続く海原と

豊かに繁る森林は
神の与えし我村の
尽きせぬ宝ぞ永久に

村名の由来

東村は大正 12 年（1923 年）4 月 1 日、旧久志村（現在は名護市に合併）から分離独立し誕生した村である。名称の由来については、旧久志村の東方に位置していることと太平洋に面し、東の空から赤々と力強く朝日が昇ることから「日出るところ東なり」から命名されたと言われている。

村章

昭和 32 年 12 月選定、昭和 53 年 4 月 1 日選定。光は、東方水平線上より昇る太陽を表わし、その影は末広がりになっていて、東村の限りない発展を象徴している。

色は、太陽が金色で、村の農作すなわちみのりを表わし、中間の色は濃紺で、村民の英知を表わしている。



目次

序論 総合計画の目的と意義・構成	1
1 総合計画の目的.....	2
2 策定の意義.....	2
3 計画の構成.....	2
4 計画の目標年度.....	3
5 総合計画(基本計画)と総合戦略の一本化.....	3
6 SDGsの推進.....	4
基本構想	5
第1章 東村の現状と課題.....	6
1 東村の現状.....	6
2 東村の課題.....	8
第2章 東村の将来像.....	11
1 将来像のキャッチフレーズと基本目標.....	11
2 目標人口(人口ビジョンの確認).....	12
3 重点プロジェクトの推進.....	13
4 土地利用の基本方針.....	15
第3章 施策の大綱.....	17
後期基本計画	19
施策体系図.....	21
第1章 豊かな自然の中で地域が生きる村づくり.....	23
1 道路・交通・エネルギー.....	23
2 社会基盤.....	27
3 情報・通信.....	32
4 環境衛生.....	35
5 生活安全.....	39
第2章 地域のきずな共同体による健康・福祉の充実.....	43
1 出産・児童福祉.....	43
2 地域保健福祉・高齢者福祉.....	47
3 障がい者福祉.....	50
4 保健医療.....	53
5 社会保障制度の適正維持.....	57

第3章 地域で育て世界で活躍する人材輩出の推進(教育大綱).....	61
1 学校教育.....	61
2 生涯学習.....	66
3 社会体育.....	69
4 地域文化.....	71
5 人材育成.....	74
第4章 東村ブランド力の向上による産業の育成.....	76
1 農業.....	76
2 林業.....	81
3 漁業.....	83
4 商工業・新産業誘致.....	86
5 観光・交流.....	89
第5章 未来の村づくりにつなぐ優先的な施策.....	92
1 過疎対策の推進.....	92
2 地域雇用の対策.....	94
3 移住・定住の促進.....	96
第6章 効率的な行財政運営の取組.....	99
1 行政運営の充実.....	99
2 財政運営の健全化.....	102
第2期東村むら・ひと・しごと創生総合戦略.....	105
1 むら・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標.....	106
2 基本目標の数値目標と基本施策の重要業績評価指標(KPI).....	111
3 戦略事業の位置づけ.....	119
4 推進体制及び進捗管理.....	125
参考資料.....	127
1 人口関連データ集.....	128
2 アンケート結果概要.....	135
3 策定の経緯.....	141
4 審議会委員.....	142
5 諮問書.....	143
6 答申書.....	144

序論

総合計画の目的と意義・構成

1 総合計画の目的

総合計画は地方公共団体が地域住民の負託に応え、適切な計画行政を推進するための指針となるものである。平成23年の地方自治法の一部改正で基本構想を定める義務付けは廃止されたが、総合計画は従来から村の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、村民に村づくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な策定義務がなくなっても策定すべきと考えられる。

以上の理由から、本総合計画は、本村の将来を展望しながら持続可能な村づくり、村おこしの方向性の指針として策定するものである。

2 策定の意義

本村では昭和51年に「東村総合計画基本構想」を策定し、次いで昭和61年に「第2次東村総合計画」を策定して、総合的、計画的な行政運営を行ってきた。

また、この「第2次総合計画」から10年が経過した平成8年には「豊かな自然の中で生命が輝く農村をめざして」をキャッチフレーズとした「第3次東村総合計画」が策定され、さらに、「第4次東村総合計画」では、「山と水の光輝く交流型農村をめざして」を将来像に掲げそれに基づいて多くの施策が展開されてきた。

この「第5次東村総合計画」は、第4次総合計画の実績を踏まえ、かつその計画で積み残された課題や新しい時代を迎え新たに発生している課題等の解決にむけ、本村の行政指針を示すことに意義がある。

本総合計画の策定に当たっては、第4次総合計画の実績を踏まえ、役場各課の事業実績に関する資料収集及びヒアリングをとおして、第4次総合計画において実施された事業と積み残された事業について審議会・策定委員会を開催し内容等を検証した。

また、同時に村民アンケート調査と各区、各種団体等のヒアリングをとおして、現状を把握し、その上で本村の課題について整理するとともに、村民の意向と総意を計画に反映できるよう審議会を開催し、今後の方向性等について検討した。

その結果、本村の10年間(平成28年度～令和7年度)の「将来像」を想定し、「人口目標」と「重点プロジェクト」及び「総合計画の全体像(施策の大綱)」を示した。

3 計画の構成

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」から構成されている。

このうち、「基本構想」は本村の将来像を描き出し、地域づくりの基本理念と目標を定めるとともに、これを実現するために必要な「施策の大綱」を明らかにするもので、おおむね10年を計画期間としている。本書の基本構想部分は平成27年度に策定したものである。

「基本計画」は、基本構想に描いた将来像及び目標を具体化するための基本的施策、手段等を総合的かつ体系的に組み立てるもので、おおむね5年を目標期間とし、前期と後期に分けて計画している。本書の基本計画部分は後期にあたるもので、令和2年度に策定したものである。

4 計画の目標年度

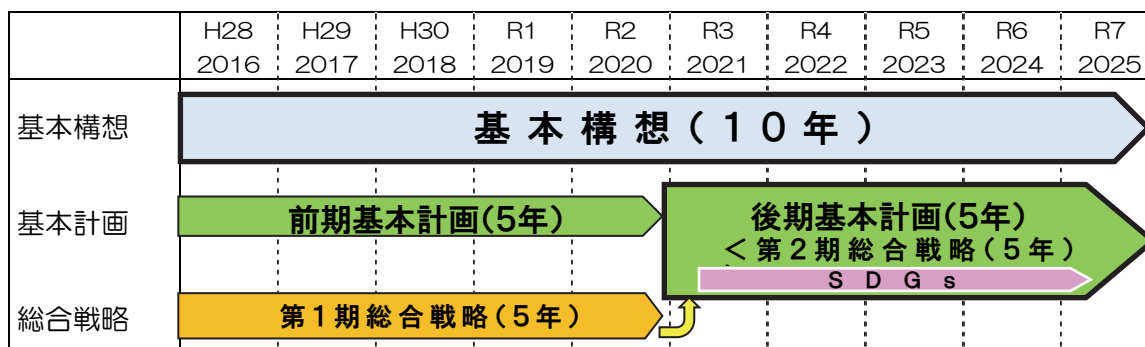
本基本構想は、平成28年度(2016)を初年度とし、計画期間は10年間で、令和7年度(2025)を目標年度とする。

5 総合計画(基本計画)と総合戦略の一本化

本村では、平成27年度に令和2年度を目標とする、地方版総合戦略「東村 むら・ひと・しごと創生総合戦略～移住・定住・交流促進 ひがし～」を策定した。この総合戦略は、人口減少の克服と持続可能な地域づくりを実現するための目標と施策方向性を示す計画であるが、これまでの総合計画においても過疎対策を大きな課題としてきた本村においては、両計画が目指す方向性は同じであるといえる。

今回、第5次総合計画後期計画と第2期東村総合戦略を策定するにあたり、以下の理由からこれら2つの計画を一本化することとする。

- 総合計画と総合戦略のそれぞれにおいて設定される課題は共通するものが多く、また、両計画は一体的に推進する必要がある。
- 国の「地方版総合戦略策定のための手引き」では、「人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標(KPI)が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能」としている。
- 二つの計画を統合することで、進行管理を一本化し、事務の効率化を図ることができる。



6 SDGsの推進

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標である。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、「2030年(令和12年)」を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されている。

法的拘束力はないものの、先進国・開発途上国を問わず、あらゆる関係者が参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが示されている。

政府は、平成28年12月に策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」の中で、国として注力すべき8つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励している。また、平成29年には、地方でのSDGsの推進が地方創生に資するとして、まち・ひと・しごと創生総合戦略にSDGsの推進が組み込まれた。

これを受け、本村でも第5次東村総合計画後期基本計画策定において、総合計画の6つの基本目標にSDGsの目指す17のゴールを関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進していくこととする。



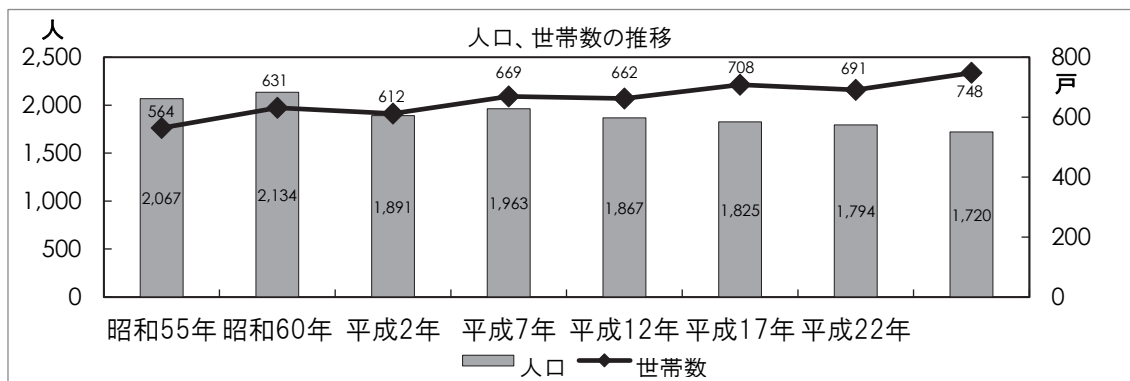
基本構想

「基本構想」については、平成 27 年度に策定したものであるため、一部ページの省略を行っています。

省略部分の確認については「第5次東村総合計画 基本構想 前期基本計画」の参照ページを表示しています。

1 東村の現状

- **人口と世帯数について**、国勢調査による本村の平成 22 年の人口は 1,794 人で、世帯数は 691 戸となっています。本村の人口 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる「超高齢化社会」であり、高齢化率は 26%となっています。世帯数については全体として増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員の推移をみると、核家族化が急速に進行していることが覗われます。
- **産業の概況については**、本村の産業は基本的に第一次産業の農業が主体ですが、生産額では第一次産業、第二次産業に比べ、第三次産業のサービス業の効率が高くなっています。
- **就業構造については**、就業者総数は減少傾向にあり、第一次産業、第二次産業については年々減少しています。一方、第三次産業については昭和 55 年以降年々増加しています。
- **村民所得について**、平成 24 年度は 250.3 万円/人であり、県平均を 100%とすれば本村は 123%に相当することとなり、県平均よりも高く、北部地域の平均と比較しても高くなっています。

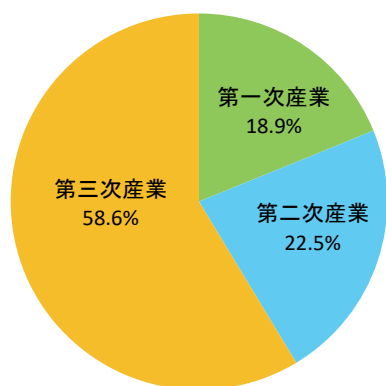


人口、世帯数の推移 単位：人、戸

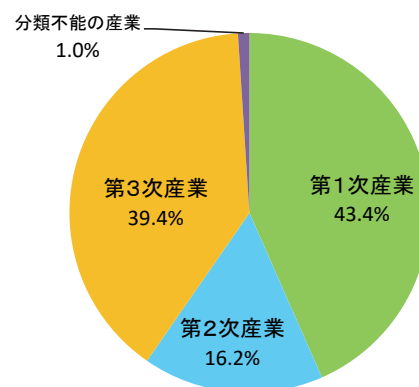
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口	2,300	2,134	1,891	1,963	1,867	1,825	1,794
世帯数	565	631	612	669	662	708	691
1世帯当たり人員	4.07	4.08	3.09	2.93	2.82	2.58	2.59

国勢調査

産業別純生産額構成比（平成24年）



産業別就業者数構成比（平成24年）



平成 24 年度 沖縄県市町村村民所得より作成

産産業別就業者数の推移 単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就業者総数	951	1,001	929	952	937	946	928
第一次産業	522	600	537	491	447	414	406
農業	508	576	515	460	414	388	381
林業	2	6	5	10	12	6	-
水産業	12	18	17	21	21	20	25
第二次産業	196	153	133	177	176	127	112
鉱業	-	-	1	-	-	-	-
建設業	145	108	99	131	122	78	64
製造業	51	45	33	46	54	49	48
第三次産業	233	248	258	279	314	405	407
卸・小売業	48	52	44	52	85	62	58
金融・保険・不動産業	2	-	4	3	2	1	3
運輸・通信業	14	13	12	13	13	2	9
電気・ガス・熱供給・水道業	4	3	3	5	4	-	1
サービス業	110	124	138	142	134	113	129
公務	55	56	57	64	76	59	75
分類不能	-	-	-	5	-	-	3

国勢調査

村民所得の分配

単位：百万円、%

	実数	村民所得(百万円)		雇用者報酬(%)	財産所得(%)	企業所得(%)			
		県比率(%)	増加率(%)			民間企業	公的企業	個人企業	
平成16年度	3,689	0.13	14.6	50.3	4.8	44.9	15.0	△0.1	30.1
平成17年度	3,768	0.14	2.2	49.2	5.9	44.9	14.9	0.1	29.9
平成18年度	3,858	0.14	2.4	50.9	6.7	42.4	11.1	0.2	31.1
平成19年度	3,920	0.14	1.6	50.3	6.1	43.6	9.8	0.5	33.3
平成20年度	3,637	0.13	△7.2	56.7	5.4	37.9	9.7	0.2	28.0
平成21年度	4,395	0.16	20.8	61.6	5.5	32.9	9.3	0.8	22.9
平成22年度	4,584	0.16	4.3	59.5	5.4	35.1	10.1	0.4	24.5
平成23年度	3,456	0.12	△24.6	56.6	5.3	38.1	15.0	0.6	22.5
平成24年度	4,476	0.16	29.5	64.9	5.3	29.7	10.0	0.4	19.4
沖縄県比率	2,867,314	100.00	1.0	65.6	8.4	26.0	15.3	0.6	10.1

沖縄県市町村村民所得

一人当たり村民所得

単位：千円、%

	実数(千円)	増加率(%)	沖縄県実数(千円)	所得水準(県=100%)
平成16年度	2,040	16.5	2,038	100.1
平成17年度	2,065	1.2	2,045	101.0
平成18年度	2,075	0.5	2,050	101.2
平成19年度	2,136	2.9	2,049	104.2
平成20年度	2,044	△4.3	1,990	102.7
平成21年度	2,457	20.2	2,017	121.8
平成22年度	2,555	4.0	2,037	125.4
平成23年度	1,892	△25.9	2,026	93.4
平成24年度	2,503	32.3	2,035	123.0

※第5次東村総合計画 基本構想 前期基本計画 P8~11参照

2 東村の課題 「第5次東村総合計画 基本構想 前期基本計画」より

過疎地としての課題

平成22年国勢調査では人口1,794人となっており、第4総合計画期間中で過去最低の記録を更新した結果となっています。

沖縄県全体でみると人口はむしろ増加(平成22年1,392,818人、平成17年1,361,594人、2.29%増)しています。

基幹産業である第一次産業の推進と後継者・担い手の人材確保と育成支援、移住者受け入れ住宅地の拡充整備、若者が定住し安定した生活を送れるような雇用の創出の施策展開を今後さらに一層の充実強化していくことを最大の課題とし、第5次総合計画においても引き続き今後10年間の本村における最重要課題として継続の必要があります。

本村は人口の過疎化のみでなく道路交通網、情報・通信基盤の整備が一部立ち遅れています。

そこで、地方創生の課題として、①「安定した雇用の創出」、②「東村へ新しい人の流れをつくる」、③「若い世代の結婚・子育ての希望をかなえる」、④「時代に合った東村の村づくり、安心な暮らしを守る、北部地域と連携する」について支援の充実を図る必要があります。

地域産業に関する課題

本村の基幹産業である農業の推進とともに農業用水の整備、耕作放棄地の解消や新規就農者並びに担い手の育成が急務です。さらに、本村の特産品、販売所の強化充実、特産品の商業化、6次産業化への施設整備、体制の強化に努め、また日本一のパイン村をPRするうえで、「東村パインアップル」のブランド化へ村挙げて取組みの強化が求められています。

漁業については、東・慶佐次の両漁港の整備拡充、栽培漁業の取組み、漁業就労者の育成強化が望まれます。

雇用については、転出も含め減少し続ける人口を抑制するためにも、若者が定住する雇用の場の創設、新規企業の誘致に積極的な取組みが必要です。

さらに、生活用品等の供給の場として必要な、各集落共同売店の安定経営の支援を促進して行く必要があります。

農業とともに本村の産業基盤を支える観光については、やんばるの自然を活かした、グリーン・エコ・ブルーツーリズム体験交流型観光事業の推進を図るため各拠点施設が連携したプログラムの開発等の整備強化が課題です。

広大なやんばるの森を有する本村においては、世界自然遺産登録、国立公園指定に向けて、国頭村、大宜味村と連携して行く必要があります。

さらに、新たな産業の集積、多くの雇用の創出が期待される、慶佐次通信所(ロランC局)跡地、五味観光跡地利用の促進に地元地域とともに取組んで行く必要があります。

地域産業の後継者・担い手を確保するために近年の取組み成果を踏まえ、今後さらに移住者の受入を強化する上で、関連する情報提供、相談サービス等の充実を図る組織協議会の設置により、定住促進の拡充を図る必要があります。

高齢化社会に関する課題

今後、必要性が増す長寿社会に対応した福祉の充実とそれを支える人材の確保、デイサービス、ショートステイ事業の促進及び在宅介護の支援体制の構築を進めなければなりません。

そこで、高齢者の健康維持のための活動支援、世代間の交流強化等の介護予防に係る事業の充実と体制の整備が求められます。さらに、自動車社会において、自身で自動車の運転ができない高齢者など交通弱者も含め、村内外への移動を円滑に図る生活圏の交通手段の拡充整備が必要です。

本村の福祉事業を実施している社会福祉協議会においては、今後ますます高齢化社会のニーズに対応していく必要があることから、人材の育成とともに組織強化への支援が急務と言えます。

教育文化に関する課題

児童・生徒等の人口減少に伴い、平成29年4月に村内3校の中学校が統合されることになり、その後、段階的に小学校の統合と連動した幼稚園の統合に伴う特色ある学校づくりに取り組みます。特に本村の基幹産業である、農業、観光産業の振興については小学校から担い手の育成につながる、学ぶ実践カリキュラムの企画、実施の仕組みづくりの推進を図る必要があります。

さらに、国際社会に対応して村外及び海外との交流事業をとおり、未来に活躍する子どもたちを育てる目標を掲げ、学力向上への費用の助成、支援策の充実を効果的に図ることが課題として挙げられます。

地域文化を発信する拠点施設として、「山と水の生活博物館」の有効活用及び村内の埋蔵文化財発掘調査、保存活用等を図る上で専門員の育成ならびに適正配置、さらに村文化協会の設立が望まれます。

生活環境に関する課題

これまで各集落内のつながりの中心にあった学校は、平成29年4月から中学校の統合、その後、続く小学校及び幼稚園の統合により、地域社会への影響が大きいものと想定されます。そこで、校舎の跡地利用の検討と併せて、各集落コミュニティの形成を構築するための取り組みを進めなければなりません。

住環境の整備については、老朽化した村営住宅及び各区公民館の順次建替えには、入居者や地域のニーズを把握するとともに村づくりの計画との整合を十分検討することが必要です。さらに、村づくりにつながる人材を確保する上で、これまで取組んできた定住促進住宅の一戸建て及び集合型に加え、新たな担い手農家の育成を推進する産業支援型住宅の整備を検討する必要があります。また定住人口を増やす施策として雇用の創出とともに、分譲型の住宅用地の確保に取り組む必要もあります。

村民の日常生活の利便性の向上に必要な交通手段の確保としては、新たな地域公共交通の導入が求められます。

自然災害等から地域を守る防災、減災対策を確実に進めるとともに、さらに安心・安全な村づく

りに村民の参加による自主防災組織づくりへの協働の取り組みが求められます。また、近隣市町村と結ぶ主要幹線道路等の点検及び維持管理の徹底と、災害に強い国道、県道、村道の整備、災害時に必要となる避難路の確保が課題です。

自然環境に関する課題

エコ・グリーン・ブルーツーリズムに特化して東村観光推進協議会が取り組んでいる、やんばるの自然の持続可能な活用のあり方として、環境保全・環境教育のプログラムの開発を推し進めるとともに、村内外の生涯学習、総合学習の拠点づくりにつなげていき、また本村の体験型観光の振興を図る上で、自然環境の保全と活用について調和ある共存のあり方を十分検討し、実施しなければなりません。

生物多様性を有するやんばるの森の世界自然遺産登録と国立公園指定へ向けやんばる3村の連携した取り組みとして、新たに森林ツーリズム、ダムツーリズムの推進による環境保全・活用の啓発に取り組む必要があります。

さらに、大雨による赤土流出汚染、畜舎等からの汚水排水・悪臭の影響は、自然体験型観光を主要な産業として推進する本村のイメージダウンにつながることから、徹底した対策に取り組まなければなりません。

村おこしに関する課題

本村の基幹産業を支える3つのツーリズムによる体験型交流観光について、今後さらなる発展を目指す上で、インストラクター等の人材育成、利用者のニーズに対応した拠点施設の整備拡充、近隣市町村との広域的な連携の充実に努める必要があります。

北部地域の周遊滞在観光客の受入体制を強化するため、村民の森「つつじエコパーク」への団体客を収容する宿泊施設等の拡充整備を検討する必要があります。

沖縄自動車道から名護市及び海洋博公園が立地する本部町を起点とした観光客の集客効果をさらに、東村とを結ぶ地域間交通網の整備につなげる、国道58号及び国道331号の改修・拡充の早期実現に向け関係機関への要請を継続的に取り組む必要があります。

世代間の交流促進と村内地域間及び各区内での住民同士の共同意識(コミュニティ)、絆の結び付きを深め、元気な村づくりにつながる後継者、担い手の育成の取り組み強化が求められます。

1 将来像のキャッチフレーズと基本目標

1-1 将来像のキャッチフレーズ

「第4次東村総合計画」における本村の将来像のキャッチフレーズは、「山と水の光輝く交流型農村をめざして」とされていましたが、それから10年が経過した今日、本村を取り巻く時代状況は大きく変化しています。このため、前期総合計画のキャッチフレーズを引き継ぎながら、新たな時代へ向けて、本総合計画の将来像・キャッチフレーズを次のとおり定めます。

ひと・むら・自然が共生する 未来に輝く農村をめざして

1-2 基本目標

上記のキャッチフレーズを実現するため、本総合計画の基本目標を次のとおり設定します。

①豊かな自然の中で地域が活きる村づくり

・やんばるの自然を保全しつつ、地域の貴重な資源としての活用を図り、移住・定住・永住を促進して様々な交流型の農村の形成を推進します。

②地域のきずな共同体による健康・福祉の充実

・高齢者、子どもたち、障害者、健康な住民等、村民のきずなを結び合い互いに支え合う健康・福祉の充実した村づくりにつなげます。

③地域で育て世界で活躍する人材輩出の推進

・元気な村づくりを担う子どもたちが生き生きと暮らし、子育て世代が安心して互いに支え合い、地域で育てた子どもたちが世界で活躍する教育・文化の充実に努めます。

④東村ブランド力の向上による産業の育成

・日本一のパインの村、エコ・グリーン・ブルーツーリズムによる自然体験型観光などに代表される東村ブランドを、国内外で通用する基準に取組みます。

⑤未来の村づくりにつなぐ優先的な施策

・地元若者のUターン、移住者のI・Jターンを積極的に受け入れる雇用を創出し、村づくりを支える若者が増える取組を最優先して、若者が住みたい村づくりをさらに実行していきます。

⑥効率的な行財政運営の取組

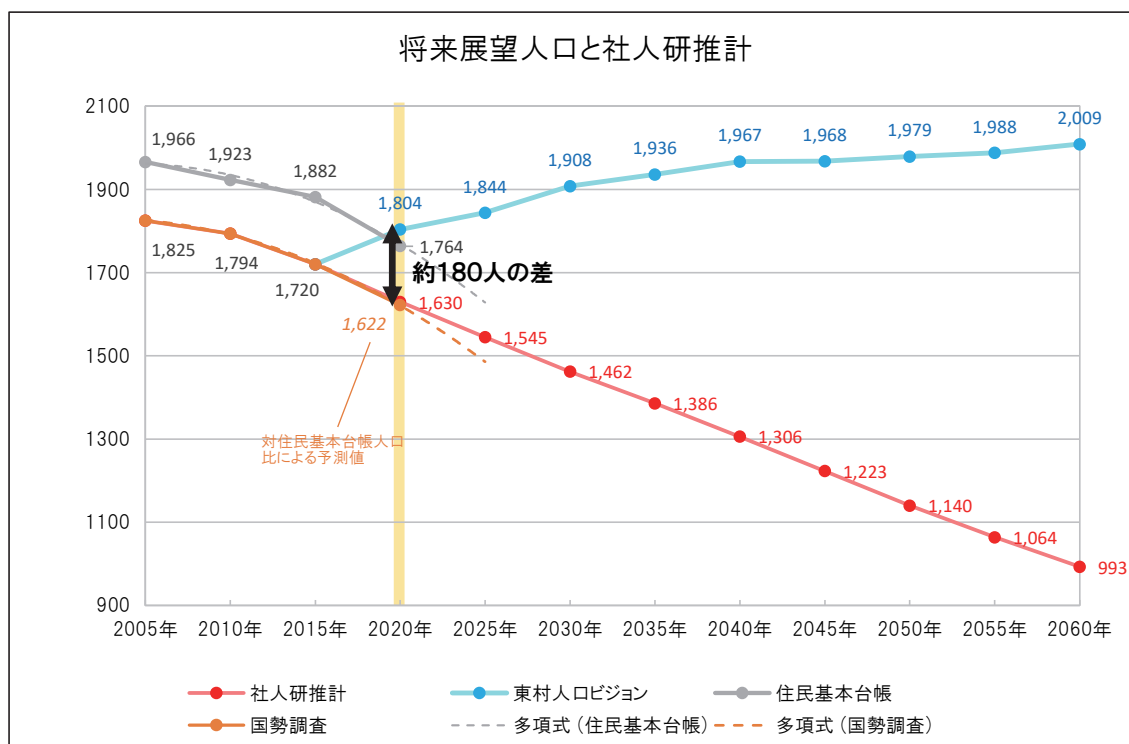
・村の行政、財政の運営を担う中枢機関として関係機関及び北部地域との連携を強化し、効果的な組織づくりに努めるとともに、次代を担う人材の育成にも取組んでいきます。

2 目標人口(人口ビジョンの確認)

平成27年度における基本構想の策定時には、計画目標年度(令和7(2025)年度)の目標人口を設定しましたが、これは同年度に策定した「東村 むら・ひと・しごと創生総合戦略」においてとりまとめた人口ビジョンに基づいています。

その展望の内容は、本村の人口(国勢調査人口)を2025年に1,900人、2060年に2,000人到達させるものです。

しかしながら、住民基本台帳でみても依然として人口減少が続いており、その推移から令和2年度の人口は1,622人前後と推測され、目標としていた1,804人に対し約180人少なく、出産世代のU・I・Jターン及び定住を促進し、持続可能な人口構成を獲得し、維持していくことが求められます。※人口ビジョンについては、展望の考え方に関する抜粋を資料編に収録しています。



出典:社人研推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成。全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計。

3 重点プロジェクトの推進

第4次総合計画では「主要プロジェクト」として7つの構想・計画を設定していました。

これを踏まえ、第5次総合計画では第4次総合計画の後期で残されたプロジェクトの継続と今後10年間に実施、または芽だしが期待される新規事業として、以下の9つの「重点プロジェクト」を設定します。

重点プロジェクト

■「村民の森」の継続整備

- ・老朽化した施設の改修や機能強化のための施設整備を推進します。
- ・平成 25 年度に調査計画した「東村村民の森基本計画」を基に、今後国や県の補助事業等を活用しながら年次的に対応します。
- ・村民の森「つつじ園・エコパーク」の施設整備事業を継続して推進するとともに、管理運営体制の充実を図ります。



■やんばるの森構想

- ・豊かなやんばるの自然資源を活かし、入域観光客の増大、雇用拡大、経済波及効果をもたらす新たな観光施設として、世界自然遺産に推進される自然の森等の魅力的な整備のあり方を検討します。



■国立公園指定「奄美・琉球世界自然遺産」登録の取組を推進

- ・3つのツーリズムに加え、新たにダムツーリズム、森林ツーリズムの推進に取り組めます。
- ・環境保全のガイドライン作成、自然環境活用型プログラムの作成、担い手の人材育成を推進します。
- ・国立公園指定「奄美・琉球世界自然遺産」登録と連動した施設整備を検討します。



■高江地域の森林資源等の利活用

- ・新川川周辺、周辺の里山地域の自然環境を活かしたエコツーリズム、森林ツーリズムとして保全活用します。



■慶佐次通信所(ロランC局)跡地利用

- ・慶佐次区民の総意による基本構想・基本計画の作成を受けて国、県、村による跡地利用実施計画の策定に向けて取組みます。



■五味観光跡地利用の促進

- ・かつてリゾート用地として開発が検討された地域の跡地利用として、本村の各種計画との整合を図り、地域資源を有効に活用した整備のあり方を検討します。



■村づくりを形成する定住促進の取組

○定住住宅の整備

- ・農林水産業の後継者及び担い手育成を図る産業支援型住宅の整備を促進します。
- ・村内への定住を目的とする移住者、Uターン者向けの戸建て、集合住宅を引き続き整備します。

定住促進住宅(戸建)／定住促進住宅(集合)



○雇用の創出

- ・Uターン、Iターンなどで定住者が安心して住めるように仕事の確保に取り組みます。



○移住者相談等コンシェルジュの設置

- ・東村へ移住を希望される方のワンストップ窓口として「移住・相談コンシェルジュ(総合世話役)」の設置を推進します。



■中学校及び小学校・幼稚園統合による跡地利用計画の策定

- ・平成 29 年4月からの中学校統合、その後の小学校及び幼稚園の統合による校舎等の跡地利用について計画を策定し、速やかに事業化を推進します。



■東村多目的運動場の整備、機能強化

- ・村民の健康増進、交流、スポーツ活動をとおした青少年の健全育成に努めます。



4 土地利用の基本方針

4-1 現況と課題

本村では、総面積8,188haのうち72.5% (5,934ha) が森林で占められ、畑は全体の10.6 % (869ha)、宅地は0.6% (47ha)、その他が16.3% (1,338ha)となっています。

このように、本村は山原の森林に包まれた自然の豊かな山村であり、こうした森林は沖縄本島の貴重な水源となっています。また近年はエコ・グリーン・ブルーツーリズムによる自然体験型観光の貴重な資源となり、さらに「奄美・琉球世界自然遺産」の登録、国立公園の指定に取り組んでおり、今後とも森林保全を図ることがきわめて重要な課題となっています。

森林以外の土地については、村民の生活を支え、産業を振興し、未来に輝く農村をめざす村

づくりに資するため、以下の方針に基づいて土地の有効利用を図ります。

土地利用の状況（平成 27 年 4 月現在）

単位：ha、%

区 分	総面積	畑	森 林	宅 地	その他
面 積	8,188	869	5,934	47	1,338
構成比	100	10.6	72.5	0.6	16.3

4-2 土地利用区分別基本方針

<森林・原野>

既存の森林及び原野の土地利用との整合を図りながら、「奄美・琉球世界自然遺産」登録、国立公園指定も目指していきます。そして、生物多様性の森としての価値を認識し、自然環境の適正な保全管理の推進に取り組んでいきます。

さらに、本村の基幹産業である体験型観光の推進に伴い、自然環境と調和した、やんばる地域の活力を維持・強化する上で広域的な連携に努めます。

<農用地>

本村の基盤産業である農業の振興を図る上で、課題となっている休耕地、耕作放棄地の解消に努めます。さらに今後、高齢化する農業従事者に替わる担い手、後継者を確保するために、新規就農者の育成、認定農業者、農業生産法人の組織化への支援に取組みます。

<宅 地>

移住、定住促進を効率的に進める上で居住地を確保することは必須条件であり、これまでの施策を継続し、さらに担い手農家の育成を推進する産業支援型住宅の整備促進及び住宅用地の確保に取り組めます。

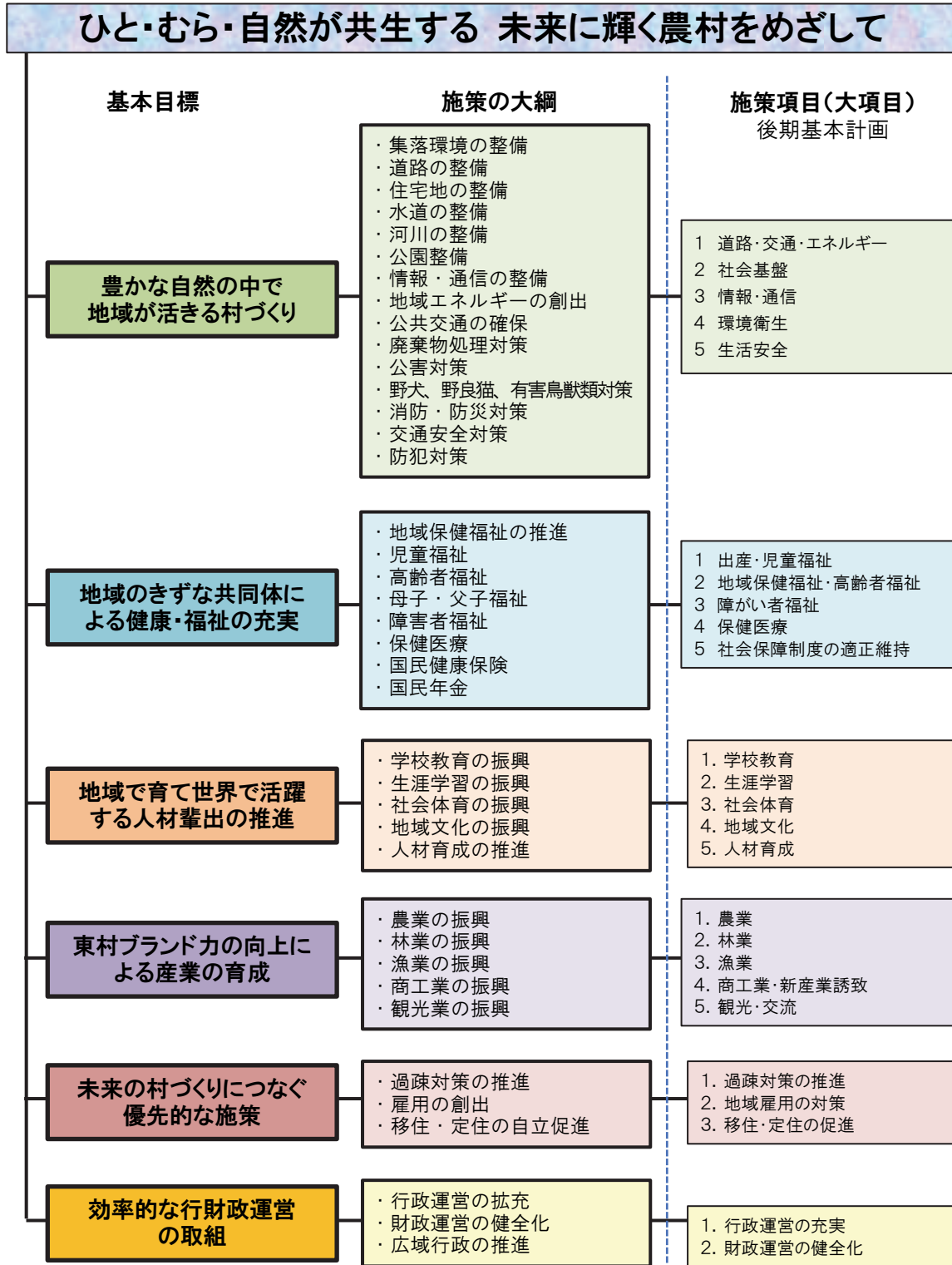
また、老朽化に伴う村営住宅は順次、居住者のニーズ等を十分把握して改築整備を推進します。

<その他>

高江地域の森林資源等の利活用として、新川川周辺、周辺の里山地域の自然環境を活かしたエコツーリズム、森林ツーリズムとして保全活用方法を検討します。

また、平成28年に完全引き渡される慶佐次通信所(ロランC局)跡地利用については、地元区民の総意による基本構想・基本計画の作成を受けて、国、県、村による跡地利用実施計画の策定に向けて取組みます。

総合計画の基本目標に対応した施策の大綱を示し、基本計画(後期)での展開の、施策項目(大項目)を示します。



※第5次東村総合計画 基本構想 前期基本計画 P22～31 参照

後期基本計画

基本目標	大項目	施策	具体的な取組	
豊かな自然の中で地域が活きる村づくり	1 道路・交通・エネルギー	1-1 道路の整備	①国道・県道の整備拡充促進 ②村道・農道の整備拡充	
		1-2 公共交通の維持	①公共交通の効率的な運用 ②交通弱者の移動支援	
		1-3 エネルギー供給基盤の確保	①供給基盤の維持 ②新需要への対応	
	2 社会基盤	2-1 集落・住宅地の整備	①住宅・用地の整備 ②村営団地の整備 ③定住促進住宅の整備 ④景観計画の策定	
		2-2 公園の整備と管理	①公園の整備と管理 ②公園の利活用の推進 ③やんばるの森の利活用	
		2-3 河川の整備	①河川環境の整備	
		2-4 水道の整備	①水道施設の整備 ②水道事業の円滑な運営	
	3 情報・通信	3-1 情報・通信環境の整備	①高速BBの利活用の促進	
		3-2 行政防災無線の活用促進	①防災・防犯カメラの増設 ②一般行政情報の提供 ③地域への情報案内放送	
		3-3 機器等設備の効率的な維持管理の推進	①電波受信圏外エリアのカバー ②5Gエリアの拡大要請	
	4 環境衛生	4-1 廃棄物・汚水処理	①ゴミの減量・分別の徹底 ②近隣市町村との連携強化 ③合併処理浄化槽の普及啓発	
		4-2 赤土流出防止対策、公害対策、ノライヌ・ノラネコ対策	①赤土流出防止対策の推進 ②畜産公害の防止 ③ペットの適正飼育の推進	
		4-3 環境美化	①花いっぱい運動の推進 ②美しい生活環境づくり	
	5 生活安全	5-1 防災対策	①防災施設の更新・拡充 ②救急・防災体制の充実強化 ③地域防災計画の周知徹底	
		5-2 交通安全対策	①交通安全施設の整備 ②交通安全運動の強化促進	
5-3 防犯対策		①防犯施設の設置拡充 ②地域ぐるみの防犯体制の整備		
地域のきずな共同体による健康・福祉の充実	1 出産・児童福祉	1-1 妊娠・出産・育児の支援	①出産・育児環境の充実 ②妊娠・子育てに係る経済的支援	
		1-2 児童福祉の推進	①児童の健全育成強化 ②保育施設、保育内容の充実 ③放課後児童クラブ設置・運営の推進 ④母子・父子福祉の推進	
	2 地域保健福祉・高齢者福祉	2-1 地域保健福祉の推進	①各種検診受診の徹底 ②相談・指導体制の強化	
		2-2 高齢者の健康維持、疾病・介護予防	①自助・共助・公助の仕組みづくり ②高齢者の生きがいづくりの支援 ③介護予防の取組促進 ④介護保険事業の円滑な推進	
	3 障がい者福祉	3-1 日常生活の支援	①障がい者の居住確保と自立の支援 ②相談・指導体制の強化	
		3-2 障がい者（児）が活躍できる環境づくり	①障がい者（児）に対する理解促進 ②就労の場の確保	
	4 保健医療	4-1 各世代への健康増進	①住民健診受診の推進 ②予防接種の推進 ③健康づくり事業の推進	
		4-2 医療施設の充実	①診療所施設運営の充実	
		4-3 感染症等の予防・対策	①新型コロナウイルス等に備えた予防・防疫と拡大防止	
	5 社会保障制度の適正維持	5-1 福祉事業の効果的な推進	①定期的な事業の効果検証と見直し	
5-2 国民健康保険・国民年金の適正運用		①国民健康保険税収納率・国民年金加入率の向上 ②健康保険給付の適正化・国民年金受給の支援 ③医療費適正化対策の推進		
地域で育て世界で活躍する人材輩出の推進	1 学校教育	1-1 幼稚園教育	①教育内容の充実 ②地域に開かれた幼稚園づくりの推進	
		1-2 義務教育	①教育環境整備の推進 ②総合的な教育の向上 ③教育体制の強化 ④学校運営協議会の設置 ⑤地域学校協働活動の推進	
	2 生涯学習	2-1 生涯学習の振興	①生涯学習活動内容の充実 ②各種グループの育成強化 ③指導者の育成確保	
		2-2 図書室利用の促進	①中央公民館（図書室）の利用促進	
	3 社会体育	3-1 社会体育施設の整備	①既存施設の改修と有効活用 ②新規施設の整備	
		3-2 社会体育活動の体制づくり	①体育施設利用指導員の養成・確保	
	4 地域文化	4-1 文化の保護・継承活動	①天然記念物の保護継承 ②文化財調査の実施 ③村文化協会の設立	
		4-2 文化の保護・継承施設の充実	①中央公民館の機能拡充 ②「山と水の生活博物館」の更新 ③ノグチゲラ保護区の指定	
	5 人材育成	5-1 地域リーダーの育成	①人材の情報の収集・提供 ②人材の発掘	
		5-2 英語教育による人材の育成	①英語教育の充実 ②留学支援策の拡充	
東村ブランド力の向上による産業の育成	1 農業	1-1 生産基盤の強化・経営の安定化	①農業施設の適正な維持 ②畜産経営安定化の促進、施設環境改善 ③有害鳥獣被害防止対策の強化	
		1-2 戦略的農業の推進	①果樹類、野菜、花卉、観葉植物の生産振興 ②パインアップルのブランド化 ③園芸農業の活性化、園芸施設の導入 ④優良畜種の導入 ⑤スマート農業の推進	
		1-3 後継者・担い手の育成	①農業従事者の拡充、認定農業者の育成 ②インターンシップの受入れ ③労働力の確保	
	2 林業	2-1 森林の健全育成	①森林保育事業の推進 ②松くい虫駆除対策事業の推進 ③国有林の有効活用	
		2-2 特産林産物の生産の増大	①特産林産物の生産奨励 ②法人化及び6次産業化	
	3 漁業	3-1 生産基盤の強化・経営の安定化	①漁港施設とその周辺環境の整備及び適正な維持管理 ②漁船装備の近代化促進	
		3-2 新たな漁業の展開	①パヤオの設置推進 ②栽培漁業の推進	
		3-3 後継者・担い手の育成（漁業後継者の育成）	①新規就業者の確保 ②漁業経営の安定化	
	4 商工業・新産業誘致	4-1 地域特産品のPR・開発・販路拡大の促進	①地域特産品のPR・販路拡大 ②特産品の開発 ③関係団体との連携強化	
		4-2 各集落共同店の経営安定化促進	①共同店の経営支援・指導	
		4-3 雇用の促進・企業誘致	①雇用の促進 ②企業誘致の推進	
	5 観光・交流	5-1 エコ・グリーン・ブルーツーリズム、体験型観光の充実強化	①農家と連携したグリーンツーリズムの推進、ブルーツーリズムの振興 ②新しいツーリズムの創出 ③観光人材の育成 ④ツーリズムの相乗効果、広域的連携の推進 ⑤観光振興計画の策定推進	
		5-2 観光施設の整備推進	①「奄美・琉球世界自然遺産」登録への取組の促進 ②村民の森林施設等の整備の継続推進 ③施設管理運営体制の充実	
	未来の村づくりにつなぐ優先的な施策	1 過疎対策の推進	1-1 活用可能な財政支援の取得・推進	①東村過疎地域自立促進計画等の推進
			1-2 結婚支援	①出会い・結婚の支援
1-3 跡地利用の推進			①農次次通信所（ロランC局）跡地利用の推進 ②五味観光跡地利用計画の推進	
2 地域雇用の対策		2-1 就職支援の充実	①就職相談の推進 ②広域的な雇用対策の連携推進	
		2-2 持続的な雇用体制の構築	①後継者の育成促進 ②若者の雇用機会の増加促進 ③技能・資格取得の促進	
3 移住・定住の促進		3-1 情報発信の強化	①定住・移住相談件数の増加につながる情報の提供 ②移住・定住者の増加につながる体験事業の拡充 ③移住相談コンシェルジュの設置	
	3-2 受入れ・定着のための環境整備	①産業の創出・魅力向上 ②生活環境の充実		
効率的な行政運営の取組	1 行政運営の充実	1-1 行政機構の整備拡充	①職員の能力・意識向上、人事管理の適正化 ②民間委託業務の推進 ③電子自治体構築の促進	
		1-2 広域行政への対応促進	①近隣市町村との連携強化 ②広域事業の効率的運営	
	2 財政運営の健全化	2-1 効率的な財政運営	①経常経費の節減 ②財政の重点的・効率的配分 ③既存法制度の効率的活用	
		2-2 自主財源確保の取組強化	①税負担の適正化、公平化 ②課税客体への賦課徹底 ③村税等の徴収強化	

SDGs

総合戦略基本目標

- ① 東村の特徴をいかした「しごと」の創出
- ② 東村のもつ魅力をいかして「人の流れ」をつくる
- ③ 東村でのびのびと子育てができる環境の充実
- ④ 東村に愛着を持ち、住み続けられる「むら」をめざす
- ⑤ 東村の移住・定住につながる情報発信の強化

（雇用の創出／産業の振興）
（福祉の充実）
（学習環境等の整備／子育て支援）
（住宅地の整備／生活環境の整備）
（情報発信の強化）

横断的な目標 新しい時代の流れを力にする

※「具体的な取組み」の文字色は「総合戦略基本目標」の各色と対応しています。

1 道路・交通・エネルギー

担当課：総務財政課 建設環境課 企画観光課 福祉保健課

現状と課題

●道路の整備

本村の道路整備の状況は次表に示すとおりである。令和2年4月現在、国道331号、県道70号線(高江～平良)及び県道14号線(有銘～源河)は、改良率、舗装率とも100%、村道は50路線、総延長は44,266m、改良率、舗装率はともに98%となっている。

村内の路線の一部には蛇行や起伏の激しい区間があり、海岸沿いでは台風時には越波し交通不能になる区間もある。また、急傾斜地付近では大雨により度々土砂崩れが発生し、道路の通行に影響を及ぼしている。特に県道70号線及び14号線は、観光シーズンの週末には交通量が倍増するため、危険区間の改良を促進する必要がある。

県道70号線は国道58号と国道331号を結ぶ路線であり、国道並みの整備水準に引き上げることが課題である。これまでも国・県に対し県道70号線の国道昇格要請活動等を行ってきたが、実現に至っていない。

その他の課題として、改良済み路線の管理を強化すること、村民の生活の利便性の確保と産業の振興に資するため引き続き村道の整備を推進すること、台風等荒天時に通行できない路線(平良・伊是名間の国道331号)の改修や災害時の迂回路の確保などがある。

道路整備状況

令和2年4月現在

区 分	路線数	総延長 (m)	改良延 長(m)	改良率 (%)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	歩道延長 (m)
国道 331 号	1	10,191	10,191	100	10,191	100	4,682
県 道	70号線(国頭東線)	1	20,596	100	20,596	100	5,076
	14号線(有銘源河線)	1	2,958	100	2,958	100	960
小 計	2	23,554	23,554	100	23,554	100	6,036
村 道	50	44,266	43,455	98	43,380	98	4,987
農 道	97	71,852	60,741	85	60,741	85	0

資料：建設環境課

●公共交通の確保

名護市源河～東村役場を結ぶ平良・源河線と、大宜味村白浜と東村高江を結ぶ高江・大宜味線の2系統で、運賃が無料の東村コミュニティバスが運行開始され、既存バス路線は廃止されている。令和3年1月現在は、平良・源河線が往復6便、高江・大宜味線が往復5便である。

交通手段を持たず、自由に行き来ができない高齢者・障がい者(児)においては、移動支援と福祉・介護を一体的に提供するなど、利用者個々のニーズや状況に応じた柔軟な支援が必要となる。

●地域エネルギーの創出

給油施設は、現在は有銘地区に1か所しかなく、高江、宮城方面からの利用は遠距離で不便であるとの村民の意見がある。適正な配置を促進する必要があることから、これまで民間事業者への施設整備要請を行ってきたが、採算が取れないので施設整備はできない旨の回答を得ているところである。また、EV(電気自動車)充電施設等は、過去にサンライズひがしに設置されていたが、利用頻度が低いことや維持経費がかかることから現在は撤去されている。

太陽光発電施設の整備及び有効活用については、村公共施設や各行政区に整備されており、電力消費抑制、CO2の排出削減に効果がみられる。また、「東村住宅用太陽光発電システム設置補助金」を設けて、設置を促進している。

政策の基本方針

安全な道路と歩道の整備、公共交通の維持・適正化を図ることで、村内外への移動利便性を高める。あわせてエネルギーの確保に努める。

●道路の整備

- ◆ 道路は地域の産業経済を支え、村民生活と密接に関わり、人や文化などの交流を促すだけでなく、災害時の移動経路としても重要な基盤であることから、国道・県道の整備拡充を要請していく。
- ◆ 国道・県道の基幹道路と連携して村道・農道の維持管理を進め、安全な道路環境の実現に取り組む。

●公共交通の維持

- ◆ 住民及び観光客等の利用者にとって利便性の高い公共交通体系を検討する。
- ◆ 利用者ニーズと合ったサービス提供、適正な維持管理など村営コミュニティバスの効率的な運用に努める。

●エネルギー供給基盤の確保

- ◆ 利用者の利便性向上を目指し、エネルギー供給施設や基盤の適正な配置促進に取り組む。
- ◆ 省エネルギーへの取組や再生可能エネルギー導入を進め、村民に対しても普及できるような流れを創出する。

基本施策の展開

施策1-1 道路の整備

担当課:建設環境課

国道・県道の整備拡充促進

- ① 県道70号線の国道昇格要請について、今後も引続き要請活動等を行い、国道昇格に向けた活動を推進する。
- ② 県道の歩道設置については、今後も引き続き要請活動等を行い、歩道設置の促進を図る。特に通学路等の歩道設置整備については、必要性を強く要請する。
- ③ 道路沿線の急傾斜地の土砂災害対策の要請については、定期的に危険箇所の点検・調査を行い、整備が必要な場合は国・県に整備要請等を行う。

村道・農道の整備拡充

- ① 村道ネットワークの形成について、今後も施設の点検等を行うとともに、必要な整備については補助事業の活用などを推進する。
- ② 集落内道路の整備について、今後も引き続き各地区と調整を図りながら計画的に整備・改修等を進める。
- ③ 災害時の迂回路の整備については、国道331号の線形変更など災害に強い安全な道路整備について要請を継続する。

施策1-2 公共交通の維持

担当課:総務財政課 福祉保健課

公共交通の効率的な運用 **[戦略]**

- ① 高齢者や学生などの交通弱者にとって日常の足として重要なコミュニティバスは、今後の学校統合の動向も見据えながら、引き続き運用改善に向けた検討を進める。
- ② コミュニティバスとスクールバスの一体化による混乗バスは、効率性の向上、経費削減、村民が老若男女ふれあえる場の創出につながるため、実現に向けた検討・調整を進める。

交通弱者の移動支援

- ① コミュニティバスの継続的な運行と、需給の均衡を図りながら、交通弱者に対する移動支援の向上に努める。
- ② 関係機関と連携しながら、福祉バス等車両の巡回による送迎、移動支援に取り組む。

施策1-3 エネルギー供給基盤の確保

担当課：企画観光課

供給基盤の維持

- ① 給油施設について、村内を均等にカバーできる適切な配置や誘致を行うとともに、近隣市町村との効果的・効率的な連携についても調整を進める。
- ② ITを活用し、再生可能エネルギーも含めた電力の需給バランスを図り、安定的な電気供給を維持するスマートグリッド*1など、新たなエネルギー供給動向への情報収集を進め、本村に適用可能な手法について検討する。

新需要への対応

- ① 太陽光発電について、村内公共施設以外にも農業利用に導入するなど、太陽光発電を活用したスマート農業*2の可能性についての検討や実証実験導入等に向けて取り組む。
- ② 国の電気自動車等の導入促進やCO2排出抑制、石油依存度の低減を図る政策が進むことで、EV(電気自動車)需要の増加が見込まれることから、充電施設等の再設置についても、AI*3を活用した需要予測などを踏まえて引き続き検討・調整を進める。

*1 スマートグリッド：次世代送電網とも呼ばれ、ITを活用することで、電力の流れを供給側・需要側の両方から制御し、最適化できる送電網のこと。

*2 スマート農業：作業の自動化や情報共有の簡易化などを、ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用する農業のこと。

*3 AI：Artificial Intelligenceの略で人工知能といい、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現したもの。



県道 70 号線(字平良)



太陽光パネル

2 社会基盤

担当課：建設環境課 企画観光課

現状と課題

●集落・住宅地の整備

公営住宅は昭和57年から平成8年にかけて集中的に整備しているため、建築年数が24年～35年経過しており、特に老朽化した施設については改修や建替えが必要である。現在、「東村公営住宅等長寿命化計画」(平成29年度～令和8年度)に基づき整備を行っているが、現状において著しく老朽化が進み建替えが必要な団地が増えていることから、現計画を見直して再整備する必要がある。

また、子育て世代のU・Iターン者向けの住宅支援を目的とした定住促進住宅(戸建・集合型)等の整備促進を進めており、「東村むら・ひと・しごと創生総合戦略」(平成28年度～令和2年度)の目標値60戸に対し84戸の整備を行っている。第1期計画期間においては、概ね施設整備が完了しているが、各地区から集合型の整備要請もあるため、今後は整備戸数を調整して整備を進める必要がある。

新規住宅需要調査は未実施で、空き家のリフォーム事業に関しては空き家戸数等の調査は行ったが、所有者の空き家の活用の意向確認ができていない。

村営住宅の現状

令和2年度

住宅名	所在地	建設年度	構造	戸数(戸)	1戸当面積(m ²)
慶佐次団地	慶佐次 292-51	昭和58年度	耐火構造 2階建て	6	62.7
平良団地	平良 372-3	昭和59年度	〃	6	62.7
宮城団地	宮城 602-4	昭和59年度	〃	6	62.7
川田団地	川田 727	昭和60年度	〃	6	62.7
有銘団地	有銘 115	昭和60年度	〃	6	62.7
有銘照久団地	有銘 957-7	平成元年度	〃	6	62.7
高江新川団地	高江 98-1	平成2年度	〃	6	62.7
川田中上団地	川田 727	平成3年度	〃	6	62.7
平良宇出那覇団地	平良 203-1	平成3年度	〃	6	62.7
宮城第2団地	宮城 368	平成4年度	〃	6	76.7
平良屋ノ北団地	平良 453-4	平成4年度	〃	6	76.7
有銘本字団地	有銘 75-5	平成5年度	〃	6	72.2
慶佐次第2団地	慶佐次 750-1	平成6年度	〃	4	77.2
宮城第3団地	宮城 456-8	平成8年度	〃	4	78.6
高江団地	高江 98-1	令和2年度	WRC造 2階建て	8	90.5
合計				88	

資料：建設環境課

住宅名	所在地	建設年度	構造	戸数(戸)	間取/戸数
平良定住促進住宅	平良 489	平成21年度	RC 平屋建て	3	2DK/3戸
平良定住促進住宅	平良 489	平成23年度	〃	1	2DK/1戸
有銘定住促進住宅	有銘 75-5	平成23年度	〃	4	2DK/4戸
川田定住促進住宅	川田 431-1	平成25年度	〃	4	2DK/4戸
宮城定住促進住宅	宮城 202	平成27年度	〃	4	2DK/4戸
産業支援住宅	宮城 25-3	令和2年度	〃	4	2DK/4戸
オアシスげさし	慶佐次 777-1	平成26年度	RC3 階建て	21	1K(3戸) 2LDK(15戸) 3LDK(3戸)
キングス川田	川田 521-14	平成30年度	RC3 階建て	20	1LDK(3戸) 2LDK(14戸) 3LDK(3戸)
アザレアたいら	平良 779-14	令和2年度	RC3 階建て	18	1K(3戸) 2LDK(12戸) 3LDK(3戸)

資料：建設環境課

●公園の整備

親水公園として平成28年に「福地川海浜公園」が完成し、利用者が好みで海のエリアや川のエリアなど選択できる体験フィールドが整備された。この福地川海浜公園やふれあいヒルギ公園等は、エコツーリズムやキャンプなど観光客を含めた多くの人々に利用されており、今後も継続して観光利用促進に取組み、村内での観光消費拡大に結びつける必要がある。

既存公園では、つつじエコパーク、ふれあいヒルギ公園、福地川海浜公園が指定管理を行っている。その他の公園は行政区と管理委託を締結しており、各公園におけるコミュニティ活動の推進に取組んでいる。また、村では公園の長寿命化計画を策定しており、年次別で公園設備等の修繕・改修を行っている。

●河川の整備

本村には大小14の河川があり、このうち有銘川、福地川、新川川の3河川が県管理の二級河川で、その他の11河川が村管理の普通河川である。これらの河川はすべて玉辻山、津波山、伊湯岳等の山地を水源としてそれぞれ東海岸側へ流れている。

二級河川の有銘川護岸の改修や福地川導流堤の改修事業が沖縄県により実施されている。また、東村管理の普通河川(慶佐次川・平良川・フガッタ川)については、定期的に河口域の浚渫を行うなど河川の維持管理に努めている。

沖縄県管理の二級河川については、今後も沖縄県へ改修事業等を要請する。また、東村管理の普通河川については、引き続き河口域の浚渫を行うなど河川の維持管理に努める必要がある。特に慶佐次川河口域については、地元慶佐次区と協議を図り、高潮対策としての護岸改良の整備計画を進める必要が高まっている。

●水道の整備

平成19年度に整備した川田浄水場等の施設機器が、近年、経年劣化などにより不具合が多く機器の修繕が増えている。また、送配水施設の老朽化した管路の一部を耐震化管路に更新してきたが、残りの管路についても引き続き耐震化管路へ整備を進める必要がある。

水道施設の整備・更新については、今後、新たな「水道施設整備事業計画」等に基づき、事業を進める必要がある。大規模な経費が予測され、国庫補助事業の活用など財源確保が課題となってくる。また、沖縄県が計画する水道広域化について、近隣市町村と連携して要請活動を行うなど、早期実現に取り組む必要がある。なお、簡易水道施設については、リゾート開発等の新たな水需要対応のため更新計画の大幅な見直しが必要となっている。

水道事業の推移

	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	年間給水量 (m ³)	普及率 (%)	1月1戸当 たり給水量 (m ³)	1日1戸当 たり給水量 (ℓ/日)
平成26年度	1,857	917	255,941	98.9	23	764
平成27年度	1,813	914	254,268	98.9	23	762
平成28年度	1,802	918	252,964	98.9	23	754
平成29年度	1,786	924	254,388	98.9	23	754
平成30年度	1,786	925	242,134	99.9	22	727
令和元年度	1,728	913	252,814	99.9	23	759

資料：建設環境課

政策の基本方針

生活及び社会活動の基盤や施設は、村民の意向を反映して整備・維持管理を進めるとともに、関連する事業については民間事業者や観光客等の需要、広域行政の必要性も把握しながら取り組む。

●集落・住宅地の整備

- ◆ 村営住宅の整備・改修については、長寿命化計画の見直しを図り整備を推進する。
- ◆ 定住促進住宅については、戸建型、集合住宅型の需要を把握し、整備計画を推進する。
- ◆ 住宅需要調査等を行うなどして空き家利用の意向を把握し、空き家バンクの設置に向け取り組む。

●公園の整備と管理

- ◆ 定期点検等による安全性の把握、設備等の維持管理の徹底を進める。
- ◆ 公園の利活用については村民利用の促進に加え、福地川、慶佐次川の親水公園でのカヌー体験の受入れの拡充を図るなど、東村観光推進協議会等と連携して誘客に努める。
- ◆ 「やんばるの森構想」は、やんばる国立公園の世界自然遺産登録を見据えて自然の森林などの魅力的な整備を検討する。

●河川の整備

- ◆ 河川河口域の浚渫や高潮対策等の河川改修事業を継続するとともに、沖縄県など関係機関と連携し親水性河川の管理・整備を進める。

●水道の整備

- ◆ 五味観光跡地のリゾート計画等の進展に伴う新たな水需要に対応するために、「水道施設整備事業計画」の見直しを図り、新たな施設の整備計画や老朽化した施設の更新・耐震化を図るなど施設機能の強化に取り組む。
- ◆ 沖縄県が計画する水道広域化については、国頭村、大宜味村と連携し3村を県の水道供給事業対象区に指定されるよう早期実現に取り組む。

基本施策の展開

施策2-1 集落・住宅地の整備

担当課：建設環境課 企画観光課

住宅・用地の整備

- ① 住宅用分譲地について、村民や出身者などのニーズ調査、民間事業者の開発意向等に関するヒアリング調査、住生活基本計画の策定等を実施し、整備に向け取り組む。
- ② 空き家の活用についての意向調査を行い、その成果に基づき、空き家に対する対策を総合かつ計画的に実施するための環境整備に取り組む。

村営団地の整備

- ① 村営団地の整備・改修について、現長寿命化計画を見直して改修等の整備優先度を再検討するとともに、次期北部振興事業等に事業を要望するなど整備を推進していく。

定住促進住宅の整備 [戦略]

- ① 人口目標や若者のニーズを考慮し、定住者の増加につながるように、集合住宅型を中心に住宅整備を進める。

景観計画の策定

- ① やんばる国立公園の世界自然遺産への登録を控え、東村の景観を守り育てるために、国の景観法に則り、かつ沖縄県の景観計画との整合を図りながら、東村固有の景観整備に取り組む必要があることから、村全体を景観計画区域に指定した景観計画に向けて取り組む。

施策2-2 公園の整備と管理

担当課：建設環境課 企画観光課

公園の整備と管理

- ① 利用者のニーズに対応して計画的な整備のあり方を検討し、設備等の修繕・改修、定期点

検等による安全性の確保を進めるなど、既存公園の管理強化を徹底する。

- ② 福地川海浜公園、ふれあいヒルギ公園という親水公園同士の連携を図り、受け入れ態勢の拡充を進める。

公園の利活用の推進

- ① 区民、村民及び来訪者との交流プログラムを検討し、コミュニティ活動利用の推進を図る。
- ② 村観光推進協議会等と連携し誘客を図るなど、公園の観光利用を促進する。

やんばるの森の利活用

- ① 世界自然遺産地域への登録が見込まれることから、大規模な施設整備ではなく、ありのままの自然を体験するフィールドとしての利活用を図る。

施策2-3 河川の整備

担当課: 建設環境課

河川環境の整備

- ① 河川改修事業として今後も定期的な河口域の浚渫を行うとともに、慶佐次川河口域の高潮対策については、地元慶佐次区と調整を図り、整備計画を推進する。
- ② 親水性河川の整備については、福地川上流域の護岸改良を県へ要請する。

施策2-4 水道の整備

担当課: 建設環境課

水道施設の整備

- ① 五味観光跡地のリゾート計画等の新たな水需要に対応するために、「水道施設整備事業計画」等の策定を進める。その施設整備に必要な予算については、北部振興事業(公共)や防衛省予算など国庫補助事業を活用した整備計画を検討する。
- ② 沖縄県が進める水道事業の広域化について、国頭村、大宜味村と連携し、県の関係機関に要請等を行い早期実現に取り組む。
- ③ 簡易水道施設の整備(改修等)については、新たな水需要に対応するための施設整備や老朽施設等の更新・機能強化及び耐震化等を図るなど、次期計画に基づき計画的に整備を推進する。

水道事業の円滑な運営

- ① 水道料金の適正化として、新たな「水道施設整備事業計画」に基づき、段階的な料金改定に取り組む。
- ② 新たな「水道施設整備事業計画」に基づき、県企業局の水道事業の参入を要請するなど水道事業会計の健全化についても引き続き取り組む。

3 情報・通信

担当課：企画観光課 総務財政課

現状と課題

●インターネット利用環境の整備促進

村民へのブロードバンドサービスの普及が進む中、加入者の増加や動画視聴時間が増えたことから速度遅延が発生しており、ユーザーのストレス解消が課題であった。これに対し、令和元年度から超高速ブロードバンド環境整備促進事業を国・県と共同で行い、令和2年10月から超高速ブロードバンドが開局し、ブロードバンドサービスから超高速ブロードバンドサービスへ移行した。これまで村が運営していたブロードバンドサービスは、令和3年2月末日で終了している。

Society5.0^{*1}の実現に向け、AIやRPA^{*2}などのICT^{*3}を活用したスマート公共サービスが推進されており、本村においても持続可能な行政サービスを提供できるようAIやICT等の効果的な活用が求められる。あわせて教育、福祉、医療、農業、観光、防災分野においても、AIやICT導入検討に向けて取組む必要がある。

●地域情報 LAN の整備

来客者への利便性を図る目的で、主要観光施設のWi-Fiスポットを整備するなど情報通信環境の向上に努めてきた結果、速度環境もよくなり、効果が上がった。

村内のFREE Wi-Fi 施設状況

令和2年度

道の駅サンライズひがし	山と水の生活博物館
東村文化・スポーツ記念館	ふれあいヒルギ公園
つつじエコパーク	※沖縄振興特別推進市町村交付金事業

資料：企画観光課

●防災対策

防災カメラの整備により、台風等の自然災害時における海岸や河川、道路の状況確認、住民への安全な場所への避難対応、情報の伝達等に効果が得られた。防災無線については、放送が聞き取りにくい地域や聞き取りづらい方への戸別受信機の整備を行った。今後も戸別受信機設置の需要が見込まれることから、情報伝達手段の再検討が必要である。

●機器等設備の効率的な維持管理の推進

今後は、ブロードバンドサービス終了後の機器撤去費用や既存設備の経年劣化に伴う維持管理費、新たな設備整備の費用捻出が懸念されるため、有効な補助メニューの活用が求められる。

*1 Society5.0:サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもの。

*2 RPA:Robotic Process Automation の略で、PCなどを用いて行う事務作業の一連を自動化できるソフトウェアロボット。

*3 ICT:Information and Communication Technology の略。通信技術を使い人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。

政策の基本方針

情報格差をなくすため、ICT の利活用を普及し、インターネット通信網を適切に維持管理するとともに、通信エリア及び5Gエリア拡大に対応した基地局の整備拡充に取り組む。

●情報・通信環境の整備

- ◆ 観光、農業、教育、医療、福祉、防災等においてAI、ICT利用の促進や企業誘致、テレワーク等について推進するとともに、スマート自治体*1等の公共サービスに取り組む。
- ◆ 観光推進協議会と連携し、整備したWi-Fiスポットを多様な利用者に利用してもらえるように、さらなる利便性向上や情報コンテンツの充実に努める。

●行政防災無線の活用促進

- ◆ 地域防災計画との整合を図りながら、関係機関と連携し、行政防災無線の今後の整備について検討していく。

●機器等設備の効率的な維持管理の推進

- ◆ 既存設備のリプレイスや維持管理について整備計画を策定し、北部広域市町村圏事務組合や関係機関と連携し適切な維持管理に努める。
- ◆ 情報通信技術の進化にあわせて、必要な更新、投資の検討・実施に努め、電波受信圏外エリアの解消、5Gエリア対応などを推進する。

*1 スマート自治体: AI や ICT などを活用し、自治体の事務処理を自動化したり業務を標準化したりして、行政サービスなどを効率的に提供する自治体のこと。

基本施策の展開

施策3-1 情報・通信環境の整備

担当課: 企画観光課 総務財政課

高速 BB の利活用の促進

- ① 行政サービスを効果的に提供し、村民の生活向上及び地域活性化等を図るため、役場庁舎やニーズの多い新たな公共施設等で、村民及び観光客が自由に利用できる地域情報LAN(Wi-Fi)の整備を進める。
- ② 広域クラウド化*1やスマート公共サービス化を推進し、役場内の電子化・ペーパーレス化・リモート労働環境化を進め、経費削減と業務効率化を図る。
- ③ 観光、農業、教育、医療、福祉、防災等へのAIやICTの活用促進、デジタルツールの導入促進を図る。

*1 広域クラウド化: 自治体の情報システムを外部のデータセンターにおいて管理・運用し、ネットワーク経由で利用できるようにする取組み(クラウド化)であり、かつ、複数の自治体の情報システムの集約と共同利用を行っているものをいう。

施策3-2 行政防災無線の活用促進

担当課:総務財政課

防災・防犯カメラの増設

- ① 災害時における県道や海岸、河川の状況を確認し、住民への安全な避難所への誘導等ができるよう、新たに必要となるエリアの見直しや設置に取り組んでいく。
- ② 子どもたちの見守りや防犯対策への協力、関係機関と連携し、地域の防犯対策に努める。
- ③ 子どもや高齢者などの安全見守り、防犯パトロールなど地域の防犯活動を補完し、犯罪の抑止、地域の防犯意識や安心感の醸成を目的に、適所への設置に取り組む。

一般行政情報の提供

- ① 自然災害における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に処理する「防災通信システム」や河川情報・道路通行規制等の情報を提供する情報システム、「緊急速報メール」などの各種システムの運用改善を図る。

地域への情報案内放送

- ① 村内6か所にある公民館の講座や行事・イベントなど独自の取組みの情報提供を支援する。

施策3-3 機器等設備の効率的な維持管理の推進

担当課:企画観光課

電波受信圏外エリアのカバー

- ① 電波受信が脆弱な居住エリアでの電波受信圏外エリアを解消できるよう、関係機関への要請を行う。
- ② 電波受信が脆弱な地域では、キャリア通信社等による基地局設置を要請する。

5Gエリアの拡大要請

- ① AI・IoT*1時代のICT基盤としての期待は大きく、医療・介護、救急医療、スマート農業の遠隔操作等の顕在化するニーズを適切に把握し、基地局の設置に向けた要請を進める。

*1 IoT: Internet of Things の略で、あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。

4 環境衛生

担当課：建設環境課 企画観光課 農林水産課

現状と課題

●廃棄物・汚水処理

一般廃棄物処理については、「東村一般廃棄物処理基本計画」(平成29年度～令和8年度)に基づきゴミの分別・減量化の周知を図るとともに、令和元年度から粗大ゴミの収集運搬を実施することができた。一方でゴミの分別方法については定着しつつあるが、一部不法投棄もあり、その処理及び防止対策に苦慮している。

汚水処理については、新規整備する施設(公共施設及び住宅)においては、合併処理浄化槽の整備促進が図られているが、既存施設の単独浄化槽から合併浄化槽への更新がほとんど進んでいない。

資源循環型社会(リデュース・リユース・リサイクル等3R)の構築については、村民によるゴミの分別・減量化をどのように改善すれば3Rにつながるかといった情報提供の強化が重要となる。また、不法投棄対策については、関係機関と連携し、取組む必要がある。

●公害対策

畜産排水の流出防止や効果的な行政指導については、これまで畜産施設から河川に汚水の流出があるなど河川環境の悪化が懸念されていた。現況では、事業者(2戸)の廃止(休業)などにより、現在は河川への流出が一部改善されている。また、令和元年度に「東村畜産施設等環境対策協議会設置要綱」を策定し、関係機関が連携して悪臭防止対策に取り組む体制づくりに着手した。

慶佐次地区の大型畜産施設の対応等については、沖縄東村畜産振興クラスター協議会など関係機関との連携強化を図り、対策・対応に取り組む必要がある。

●赤土流出防止対策

赤土流出防止対策については、これまで県からの支援(一括交付金)を受けて東村赤土等流出防止対策地域協議会において、主な流出源の農用地にグリーンベルトの設置や生分解性マルチ等による赤土流出防止対策を実施してきたが、未だに流出被害がある状況となっている。

パイン生産農家等に対し、主な流出源となっている農用地からの赤土流出により河川・海域の汚染につながっている現状を理解していただき、赤土流出防止対策の協力を得ることが重要となっている。その対策等については、東村赤土等流出防止対策協議会及び関係機関が連携し、新たな対策推進するなど取組みを強化する必要がある。

●ノライヌ・ノラネコ対策

ノライヌ・ノラネコ対策については、狂犬病予防接種の実施率は増加傾向にあるが、未登録のイヌやネコの多頭飼育及び放し飼い飼育などの不適正飼育に対し、改善等の指導が重要となって

いる。また、保護したノライヌ・ノラネコの里親探しや地域ネコとしての周知など関係機関が連携して動物愛護に係る活動を強化し、対策に取り組む必要がある。

●環境美化

村内各地区への花の苗の配布を行い、村内の美化に努めた。また、福地川上流の親水性向上のため、河川敷の草木の伐採を隣接する農道の環境美化とあわせて整備を進めてきた。今後も継続して取り組むことが望まれる。

ゴミ搬出量の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
可燃ごみ	293,342	335,391	383,290	420,350	420,030
不燃ごみ	14,540	13,620	16,950	16,610	17,210
廃プラ	50,900	0	0	0	0
ペットボトル	9,530	12,070	12,040	12,550	13,480
缶	8,300	9,930	8,390	9,020	10,160
灰	50,511	50,492	59,506	62,793	62,167
ビン(三色)	13,473	10,979	12,690	12,230	12,590
粗大ゴミ	8,800	10,800	10,560	15,210	20,740
生きビン	664	523	622	581	491
蛍光管	310	580	570	610	480
電池・割れガラス等	345	313	1,627	249	988
覆土量	0	0	350,894	0	0
計	450,715	444,698	857,139	550,203	558,336

資料:建設環境課

政策の基本方針

やんばるの豊かな自然環境、農林水産物の生産環境、ひとびとが暮らす環境を守り維持していくために、様々な課題対処について、村民や関係機関と協働して取り組む。

●廃棄物・汚水処理

- ◆ ゴミの減量化と分別の徹底、畜産排水の流出防止、合併浄化槽への更新等の課題について関係機関と連携し、村民の理解を得ながら取組を強化する。

●赤土流出防止対策

- ◆ 既存の赤土防止対策を引続き実施するとともに、新たな対策についても関係機関と連携して取組むとともに、広報活動等の強化を図り、村民の意識啓発の向上につなげる。

●公害対策

- ◆ 畜産事業者及び関係機関が連携し畜産排水の流出防止対策及び悪臭防止対策に取り組む。

●ノライヌ・ノラネコ対策

- ◆ ノライヌ・ノラネコの対策は、各地区や関係機関と連携し、保護・適正飼育の推進を図る。

●環境美化

- ◆ 住環境及びやんばるの自然環境の保全、観光景観向上につながるように、花いっぱい運動などを通して村民の意識啓発に取り組む。

基本施策の展開

施策4-1 廃棄物・汚水処理

担当課: 建設環境課

ゴミの減量・分別の徹底

- ① 一般廃棄物の処理については、住民に対し定期的に広報活動(ゴミカレンダー、看板、SNS等)を行い、ゴミの分別、減量化及び不法投棄(注意喚起)等、村民の廃棄物に対する意識高揚に努める。

近隣市町村との連携強化

- ① 国頭地区行政事務組合、国頭村及び大宜味村等と定期的に情報交換等の場を設けるなど、一般廃棄物の適正処理等に努めていく。

合併処理浄化槽の普及啓発 [戦略]

- ① 単独浄化槽からの更新整備に係る補助内容等を検討するとともに、広報活動等の強化を図るなどして合併浄化槽の普及啓発を推進する。

施策4-2 赤土流出防止対策、公害対策、ノライヌ・ノラネコ対策

担当課: 建設環境課

赤土流出防止対策の推進

- ① 東村赤土等流出防止対策協議会と連携し、パイン生産農家等に対し、主な流出源となっている農用地からの赤土流出による河川・海域汚染の現状や各種対策等についての理解と協力をお願いする。また、各種広報活動を強化し、村民の赤土流出防止対策に係る意識啓発の向上に努める。
- ② 沖縄県や民間企業など関係機関と連携し、新たな資材を活用した対策や河川域での土木的対策など新たな流出防止対策に取り組む。
- ③ 赤土対策のモデル事業として、赤土流出対策のモデル圃場やモデル地区を設置し、環境に配慮した農業を推進する。

畜産公害の防止

- ① 慶佐次地区の大型畜産施設等に対し、排水規制の強化に対応した能力を備えた汚水処理施設や脱臭装置等の整備促進等について、沖縄東村畜産振興クラスター協議会など関係機関と連携し、畜産排水からの汚水流出防止対策に努める。
- ② 畜産農家(事業者)に対して、適正な家畜の飼養管理や施設管理の指導を実施するとともに、畜産業の社会的意義に関する周辺住民への理解醸成に努める。

ペットの適正飼育の推進

- ① 各地区や関係機関と連携強化し、保護イヌ・ネコの里親探しや去勢・避妊の推進を図る。
- ② ノラネコを地域ネコとして村民に理解を求める広報活動や、飼い主に対する適正飼育の啓発など動物愛護に関わる取組を強化する。

施策4-3 環境美化

担当課:建設環境課 企画観光課

花いっぱい運動の推進

- ① 村民が参加した地区ごとの清掃で身近な環境をきれいにし、さらに川や海を汚さない、ポイ捨てをしないなどマナーを守り、美しい村づくりに取組んでいく。

美しい生活環境づくり [戦略]

- ① 簡単な農道の修繕や沈砂池の清掃など、地域でできることは地域で行うよう促し、地域コミュニティの醸成につながる美しい生活環境づくりの取組を推進する。



花いっぱい運動(字宮城)



赤土流出防止対策

5 生活安全

担当課：総務財政課 建設環境課

現状と課題

●防災対策

国頭地区消防と連携して防災施設の充実、救急体制の充実を図り、海拔表示や地震・津波発生時に安全な場所へ避難するための避難ルートの整備を図った。地域防災については、防災マップの活用を住民や新たな住民(転入者)、来訪者へ継続して周知を行う必要がある。

研修を行い役場職員の技術の向上を図ることができた反面、自主防災組織の立ち上げ・育成については取組が弱く、効果が得られなかったため、継続して強化を図る必要がある。

●交通安全対策

各字と連携して危険箇所の把握に努め、適切な箇所へカーブミラーを設置する必要がある。

●防犯対策

防犯灯の設置拡充により以前と比べ、集落内が明るくなり、不安が解消されつつあり、今後も継続して取組んでいく必要がある。

また、課題となっていた子ども 110 番の家について、各校区に設置がなされつつあり、状況は改善している。

高齢者への詐欺犯罪等の抑止啓発活動については、引き続き金融機関や行政、事業所等の関係機関と連携して取組む必要がある。

消防機械・設備の状況

令和2年12月

名称	合計	消防署	分遣所	楚洲駐在所
救急自動車	3	2	1	0
水槽付消防ポンプ車自動車	3	1	2	0
大型水槽車	3	2	0	1
救助工作車	2	2	0	0
輸送車	2	1	0	1
積載車	2	1	1	0
指令車	1	1	0	0
広報車	1	1	0	0
救急広報普及車	1	0	1	0
船舶	3	2	1	0
事務車	1	1	0	0
合計	22	14	6	2

資料：総務財政課

火災発生状況の推移

各年12月現在

	火災発生件数						死傷者		焼失面積		損害額 (千円)
	合計	建物	林野	車両	船舶	他	死者	傷者	建物 (㎡)	林野 (a)	
平成27年	4	0	2	1	0	1	0	0	0	1,972	0
平成28年	13	2	2	1	0	8	0	0	32	0	0
平成29年	17	2	6	1	0	8	0	1	12.5	97.15	164
平成30年	18	1	7	2	2	8	0	0	0	22.99	0
令和元年	12	4	1	1	0	8	0	1	50.05	0	0

資料:総務財政課

消防・救急出動状況の推移

各年12月現在

	総 数	火災 事故	自然 災害	水難 事故	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加害	自損 行為	急病	その 他
平成27年	145	0	0	0	14	4	5	24	1	2	76	19
平成28年	207	0	0	0	20	1	3	35	4	3	111	30
平成29年	167	1	0	0	14	3	4	19	0	1	105	20
平成30年	147	0	0	0	6	0	5	15	0	1	105	15
令和元年	140	0	0	0	12	0	3	21	1	2	87	14
令和2年	109	1	0	0	9	2	0	30	1	0	61	5

資料:総務財政課

政策の基本方針

村民生活の安心・安全を確保するために、一人一人が日頃から緊急時・災害時等への動機づけ、自主的な行動につながる参加意識の高揚に取り組めるように支援する。

●防災対策

- ◆ 防災・減災につながる施設の更新・拡充を検討する。
- ◆ 緊急時等に素早く効果的に行動ができるよう、平時から防災体制の充実強化に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験を通して、感染症の予防・対策強化にも取り組む。
- ◆ 村民の防災意識の啓発に向けて地域防災計画の周知を図る。

●交通安全対策

- ◆ 児童生徒の安全な通学路の確保と交通安全な指導を推進する。
- ◆ 自動車や二輪車のドライバーへ安全運転の徹底を推進する。

●防犯対策

- ◆ 村民生活の安心・安全を補完する防犯施設の設置拡充に取り組む。
- ◆ 犯罪を地域ぐるみで未然に防ぐため、村民一人一人の防犯意識の向上を目的とした取組を推進する。



ハーブティー作戦



避難訓練

基本施策の展開

施策5-1 防災対策

担当課: 総務財政課

防災施設の更新・拡充

- ① 災害時・緊急時に対応した適切な情報とともに、さらに安全で高齢者、障がい者等の社会的弱者の人々にも安心して利用できる避難経路のバリアフリー化の確保に努める。
- ② 避難勧告や避難指示が出たときには速やかに避難できるよう、村のホームページやパンフレット等を通してあらかじめ避難場所や指定避難所などを確認できるよう周知を徹底する。
- ③ 村民及び来訪者が一目で分かる海拔等表示方法を工夫し、主要な施設等に設置拡充する。
- ④ 防災施設の耐震性や老朽化等の点検を行い、適切な措置を講ずる。

救急・防災体制の充実強化

- ① 災害時には助けを必要とする高齢者、障がい者等を想定して、日頃から村内各所の安全を点検し、防災に必要な知識や家庭内での対策を考える機会を設ける。
- ② 自主防災組織による訓練や担い手の育成に努める。また、役場職員の技術向上においては、引き続き研修・訓練等の人材育成に取り組むとともに、防災業務の様々なケースを想定して、継続的な改善に反映させる。

地域防災計画の周知徹底

- ① 地域防災計画の趣旨に沿って、村民一人一人が平常時から被害の軽減を図るための措置や役割分担等を自発的に実行できるように、地域の防災情報の提供や防災知識の普及、計画の周知徹底に努める。

施策5-2 交通安全対策

担当課:総務財政課 教育委員会

交通安全施設の整備

- ① 児童や小中学校生徒の通学路において、児童の安全確保の必要のある道路や交通事故が多発している道路、また交通安全施設の設置が必要な道路の把握に努め、必要に応じて改修整備を進める。合わせて児童生徒の交通安全指導に取り組む
- ② 見通しが悪く、重大事故の発生が予想される危険箇所へのカーブミラーの設置や、走行車両のスピード超過を抑止する減速ハンプの設置を行う。また、看板を活用して村内外に対して交通安全啓発を推進する。

交通安全運動の強化促進

- ① 飲酒運転の根絶、高齢運転者の交通事故防止に重点的に取り組むとともに、やんばる地域への二輪車ツーリングの交通事故防止に向け、安全運転を呼びかける。既存の取組であるパインアップル作戦やハーブティー作戦、早朝街頭指導に加え、効果的な啓発運動を検討する。
- ② 東村交通安全推進協議会の組織強化を図る。

施策5-3 防犯対策

担当課:総務財政課

防犯施設の設置拡充

- ① 犯罪の抑止、事件の早期解決、村民生活の安全・安心の確保を目的として、防犯カメラの設置場所及び運用ルールの整備に努める。
- ② 各地区の要望等を参考に、計画的な防犯灯・街灯の設置を推進し、夜間における歩行者の安全確保及び犯罪防止に努める。

地域ぐるみの防犯体制の整備

- ① 村を明るくし、犯罪の発生しにくい環境づくりに各家庭や事業所が協力する1戸1灯運動の推進に努める。
- ② 多様化する高齢者への詐欺犯罪等を未然に防ぐため、各区や事業所、警察署といった関係機関と連携し、村全体でこうした犯罪への対策に取り組む。
- ③ 休止状態の東村防犯連絡協議会を立ち上げる。

1 出産・児童福祉

担当課：福祉保健課 教育委員会

現状と課題

●妊娠・出産・育児の支援

母子保健事業については、妊娠期から育児期における様々なサービスの実施をしている。妊娠期においては、妊婦が定期的に健診を受診し安心して出産できるように、14回の妊婦健診の公費負担や妊産婦歯科検診の助成を実施している。また、妊娠を希望しながらも恵まれない夫婦に対し、特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不妊治療に係る交通費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図っている。育児期においては、乳幼児の健やかな成長を見守り、また保護者の育児不安の解消を図ることなどを目的として、乳幼児健診における発育発達の支援を行っている。

本村においては、定住・移住促進により、村外からの子育て期の家族が増加しているが、周囲に気軽に相談できない人も増えており、本村で安心して子どもを産み、楽しく子育てができる環境をさらに充実させる必要がある。

●児童福祉

本村では、令和2年3月に「第2期子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度～令和6年度)を策定した。前計画基本理念である「子育ての喜びが実感できるみんなで支える東村の豊かな未来」を引き継ぎ、基本目標として、教育・保育・子育て施策の充実、母性及び乳幼児等の健康の確保・増進、子育てしやすい地域づくり、支援を必要とする世帯への対応など、きめ細やかな取組を推進している。

村立保育所は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、非課税世帯を対象に副食費の免除を行っている。通常保育外サービスとして一時預かり事業を実施している。また、同保育所内の一室には、未就学園児対象の「子育て支援センター」を設置し、月・水・金曜日の午前において開所している。保幼小連携による取組みについては、子どもの発達や学びの連続性を重視した、幼稚園と小学校の連携による異年齢交流を進めている。今後は、保育・教育の連続性・一貫性のための保育所、幼稚園、小学校、関係機関等の連携整備、情報の共有化を図り、子ども園整備の検討も必要である。また、放課後における小学生児童クラブ設置及び運営については関係機関と連携し今後も取組んでいく必要がある。

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成を図ることを目的として、児童扶養手当、母子及び父子家庭等医療費助成の受給者等へ、各種相談窓口や支援事業・制度の周知を図った。経済的自立については、制度の周知を図っているが、関係機関と連携を図るなど、きめ細かな支援を行う必要がある。

東村立保育所の状況推移 単位：箇所、人

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
村立保育所	箇所数	1	1	1	1	1
	定員数	60	60	70	90	90
	児童数	40	51	65	60	54
	充当率(%)	66.6	85	92.9	66.7	60
保育士数		6	8	9	9	10

資料：福祉保健課

政策の基本方針

妊娠・出産・子育てに対する不安や負担を解消するとともに、仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現を目指し、子育て家庭を応援する。

●妊娠・出産・育児の支援

- ◆ 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援体制を整える。
- ◆ 地域で支え合い、地域で子育てを見守る仕組みづくりを拡充し、複数名の子どもを出産し、育てることができるゆとりある環境づくりとして推進する。のびのびと元気な子どもたちが成長する実感をとおして満足度を高め、子育て層の増加と定着を促進する。
- ◆ 地域コミュニティによる子育て支援や幼保連携による人材の確保と幼稚園教諭、保育士の質の維持・向上のための研修体制の確立と人材育成研修等の充実を図り、ネットワークを構築する。

●児童福祉の推進

- ◆ 全ての家庭において児童が健全に育成される社会環境を醸成していくことを目指した取組を進める。
- ◆ 少子化、児童虐待など児童を取り巻く様々な社会的問題に対処するため、子育て支援のさらなる充実、子育てに関する情報交換や助け合いの基盤の構築を図る。
- ◆ 母子・父子・寡婦世帯の不安を取り除き適切な支援につなげるため、相談・指導体制を充実させ、経済的自立を支援する。

基本施策の展開

施策1-1 妊娠・出産・育児の支援

担当課：福祉保健課

出産・育児環境の充実 [戦略]

- ① 妊娠・出産・子育て期において、切れ目のない支援を図るために、産前・産後のサポートとして、妊産婦と赤ちゃんをサポートする事業内容等の充実を図る。
- ② 新規事業として産後のケア事業を実施し、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。
- ③ 安心して子育てができる環境整備として、村内で小児科の診療ができるよう関係機関と調整を図る。

妊娠・子育てに係る経済的支援 [戦略]

- ① 妊婦健康診査費用の公費負担の継続、不妊に悩む方への不妊治療費の一部助成を引き続き実施する。
- ② 産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成し、産期における母子に対する支援を強化するなど、妊婦期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制を医療機関等と連携し整備する。
- ③ 出産祝い金支給の交付額の見直し、高校生まで児童手当の延長など既存事業の拡充・改善に努める。

施策1-2 児童福祉の推進

担当課：福祉保健課 教育委員会

児童の健全育成強化

- ① 乳幼児から児童までみんながワクワクしながら遊んだり学んだりできる遊び場を整備する。
- ② 共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童等が、学校の余裕教室や公民館などで、放課後の適切な遊び場など居場所となる児童クラブの設置に取り組む。

保育施設、保育内容の充実 [戦略]

- ① 保育所保育指針の規定される保育内容に係る基本原則に関する事項など踏まえ、保育所の機能及び質の向上に努める。
- ② 子育ての不安に対応した相談、乳幼児をもつ親が気軽におしゃべりしたり、子ども同士が遊んだりする機会を提供し、子育て親子が楽しく交流する場の子育て支援の充実に取り組む。
- ③ 幼保連携に必要な人材である保育士や幼稚園教諭の質の維持向上のための研修会を実施し、保護者が安心して子どもを預けられる環境整備に取り組む。

放課後児童クラブ設置・運営の推進 [戦略]

- ① 子どもの健全な育成と遊び場の提供、子育て生活の支援を目指す放課後児童クラブの設置を推進する。
- ② 子どもや保護者の人権への配慮、権利擁護、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する事など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理を取り決め、運営する上で生じる様々な課題に対して、利用者、村民、行政等の連携で対応していくよう努める。

母子・父子福祉の推進

- ① ひとり親家庭の自立支援として、関係機関との連携強化による行政の窓口ワンストップ化の推進により、相談・指導体制の充実に取り組む。
- ② 子育て支援について、教育費や医療費の負担軽減、子どもの学習支援の充実に取り組む。親の仕事を応援し、経済的自立、就職に有利な資格の取得の促進、ひとり親家庭の就労相談などの支援制度の周知徹底を図る。



東村立保育所



母子会

2 地域保健福祉・高齢者福祉

担当課：福祉保健課

現状と課題

●地域保健福祉

各世代への健康増進に向けて、高齢者を対象としたふれあいサロン、中年層を中心としたストレッチ教室を開催しており、参加者が年々増加傾向にある。各地区においても、地域サロン、転倒・骨折予防教室を開催し、介護予防に取り組んでいるが、広報等を通じて参加者を増やす必要がある。

生きがいづくりとして、老人クラブ活動の支援、敬老祝い金支給の他に、心の相談会や地域サロンの開催等によって閉じこもりを予防してきた。今後は福祉保健課と社会福祉協議会に各1名配置している生活支援コーディネーターの活動支援、地域サロン事業の活動支援、高齢者の日常生活支援を進めていく必要がある。

地域生活支援については、移動支援事業、軽度生活支援事業、食の自立支援事業、介護用品の支給事業を実施し、在宅福祉サービスの推進が図られた。

総人口に占める 65 歳以上人口の比率推移（単位：人、％）

令和元年 4 月

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
総人口	1,870	1,835	1,801	1,806	1,776	
0～64歳	1,326	1,277	1,228	1,211	1,167	年少人口
比率	70.9	69.6	68.2	67.1	65.7	
65歳以上	544	558	573	595	609	高齢者人口
比率	29.1	30.4	31.8	32.9	34.3	
75歳以上	318	312	297	303	302	後期高齢者
比率	17.0	17.0	16.5	16.8	17.0	
高齢者人口	544	558	573	595	609	65歳以上再掲
比率	29.1	30.4	31.8	32.9	34.3	
全国高齢化率	26.9	27.6	28.1	28.5	28.4	

資料：福祉保健課

●健康維持・疾病予防・介護予防

健康維持と疾病予防に関しては、日常の食生活指導や健康管理によって防ぎ得る疾病対策が中心となっている。このため、自発的な意識のもとに健康管理を日常の生活習慣として定着させることが必要である。

介護保険事業に関しては、地域包括支援センターを運営することにより、保健や福祉、介護及び医療などの包括的な支援を行うことができた。また、転倒骨折予防教室、健康モリモリ教室、ふれあいサロン事業を実施することによる介護予防の効果も大きいと考えられる。

今後の課題として、住民健診、長寿健診未受診者の把握、健診受診の徹底周知、健康づくりの意識啓発等が必要である。また、地域生活支援事業の対象者は多いものの各種事業への参加が少ないため、65歳～74歳の比較的元気なお年寄りの参加を推進するため、予防意識の啓発が課

題である。地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域ボランティアや各種団体等の活動連携をさらに進めることも課題である。

政策の基本方針

世代を超えた結びつきによる村民の協働作業を重視し、地域ぐるみの相互連携の取組を推進することで、村民の健康寿命の延伸と地域福祉活動の充実を図る。

●地域保健福祉の推進

- ◆ 利用者に寄り添う療育・医療サービスの提供により、村民の生活が豊かなものになるよう支援する。
- ◆ 生活習慣病予防を重視した運動指導や栄養指導の推進、地域保健福祉の推進に向けた指導員の育成と確保等を図る。

●高齢者の健康維持、疾病・介護予防

- ◆ 村民一人一人がより長く健康的な暮らしを送り、元気に社会活動ができるように、健康長寿を支える体制づくりを推進する。
- ◆ できるだけ要介護の対象とならないよう介護予防を充実させる地域支援事業の推進を図る。
- ◆ 介護を必要とする高齢者には、住み慣れた場所で生活を送れるよう在宅福祉サービスの充実を図る。

基本施策の展開

施策2-1 地域保健福祉の推進

担当課：福祉保健課

各種検診受診の徹底 [戦略]

- ① 健康で活動的な生活を維持し、健全な生活習慣を送るために疾病を予防・早期に発見するために定期的な健康診断の受診を奨励する。

相談・指導体制の強化

- ① 村民の心の健康づくりと地域における支え合いの仕組みづくりを目的として、必要な相談・支援体制の拡充に努める。

施策2-2 高齢者の健康維持、疾病・介護予防

担当課: 福祉保健課

自助・共助・公助の仕組みづくり

- ① 医療や介護が必要な高齢者や認知症高齢者は今後も増加すると見込まれており、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。
- ② 地域包括支援センターでは、地域の高齢者の総合相談、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアの推進に向けた中核的な機関として機能するよう取組む。

高齢者の生きがいのづくりの支援

- ① 元気な高齢者が、地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるように、地域サロンの紹介、介護予防や生活支援のサービス等の情報提供、趣味や健康を通じた仲間づくり、老人クラブ活動への助成等の生きがいのづくり支援体制の充実に取組む。

介護予防の取組促進

- ① 各公民館など地域の身近な場所で、介護予防を目的としたストレッチ、筋力アップ体操、脳力アップ等を住民主体で開催できるように支援する。
- ② こうした教室終了後も自主的に活動が継続できるよう、専門職等の講師を派遣して支援する取組を推進する。

介護保険事業の円滑な推進

- ① 介護保険制度を広く村民に啓発するために、制度内容、各種の申請方法等に関する広報やパンフレット等の配布に取組む。



敬老会



転倒骨折予防事業

3 障がい者福祉

担当課：福祉保健課

現状と課題

●障がい者(児)の日常生活の支援

本村の心身障がい者(児)は令和2年現在124人で、総人口に占める割合は7.2%となっており、人口の高齢化にともない年々増加している。また、在宅の障がい者は家族の介護を受けており、老老介護の状況となっているケースも増えている。

障がい者支援は、前期基本計画期間中に整備した体制に基づき、後期計画では障がい者の相談体制の強化、緊急一時避難の受け入れ対応や体験機会の確保、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりの整備に努める必要がある。

在宅福祉対策の強化については、ヘルパーの人材育成希望者を募集したが、受講者がいなかった。生活環境のバリアフリー化として、障害者総合支援法を利用した介護給付費事業所を確保し、家事援助等の居宅介護サービスの提供や自立した日常生活が営めるように、手すりやスロープ等のバリアフリー化による住宅改修事業を実施した。また、村社会福祉協議会が福祉バスの移動支援を行っている。

心身障がい者の推移 単位：人

令和2年4月

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
身体障害者合計	93	89	89	93	91	
	視覚障害	3	3	2	2	3
	聴覚障害	9	9	7	9	9
	言語障害	0	0	2	2	3
	肢体不自由	39	39	39	41	38
	内部疾患	42	38	39	39	38
療育	31	33	34	32	33	
精神障害者保健福祉	-	-	-	-	-	
通院医療費公費負担患者数 (32条)	41	41	47	43	50	
精神障害者保健福祉 (45条)	24	23	29	27	25	

資料：福祉保健課

●障がい者(児)が活躍できる社会環境

障がい者(児)が自立した生活を送るには、彼らが乳幼児期から適切な支援を受けられるように、福祉、医療、雇用、教育等の各分野の連携の下で支援を行う必要がある。また、対象者が積極的に社会活動へ参加できる環境をつくらなければならない。

現状を振り返ると、村内に唯一の障がい福祉事業所が設置されたことにより、自立に向けた訓練や居場所づくり、生きがいつくりの提供ができたことは収穫であった。ボランティア活動の促進では、東村健康と福祉祭りなど各種イベントへの学生や地域住民の参加がある程度定着してきた。

今後の課題としては、心の悩みを抱えている人を早期に見つけることで、早急に医療や福祉サービスにつなげ、地域で自分らしく自立した生活が営めるように、訪問や個別の相談に力を注ぐ必要がある。また、パンづくり等の就労支援、家族や本人が気軽に相談に訪れやすい環境整備等を進め、ひきこもりへの対策とする必要がある。

障がい者の重度化や高齢化、「親亡き後」に備え、地域生活支援拠点等の整備（相談体制、緊急時の受入体制、体験の機会・場の確保、専門性をもつ事業所との連携）を実施する必要がある。「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の検証を行い、見直すことで、障がい福祉サービスの確保に努め、障がい者の自立支援につなげる必要がある。

政策の基本方針

地域社会の理解と支援制度の活用により、障がい者（児）の自立を支援し、求める社会的サービスへつながる取組みの拡充に努める。

●日常生活の支援

- ◆ 日常生活や社会活動を自由に行い、地域において自立した生活が送れるように、在宅福祉や相談・支援体制の強化に努め、福祉サービスの利用援助等の提供を推進する。
- ◆ 障がい者（児）の日常生活上の支障を取り除くため、公共施設等でのバリアフリー化を推進する。
- ◆ 自立した生活が送られるように、居住、就労の場の確保に向けた支援事業を拡充する。

●障がい者（児）が活躍できる環境づくり

- ◆ 障がい者（児）に対する村民の理解を深めたり、交流する機会を設けたりなどの普及啓発事業の開催を進める。
- ◆ 自立した生活が送られるように、居住、就労の場の確保に向けた支援事業を拡充する。（再掲）

基本施策の展開

施策3-1 日常生活の支援

担当課：福祉保健課

障がい者の居住確保と自立の支援

- ① 在宅福祉対策の強化とともにグループホーム整備を推進し、障がい者の居住確保と自立支援に努める。
- ② 介護士の人材育成または障害福祉サービス事業所と連携した居宅介護サービスの充実を図る。

相談・指導体制の強化

- ① 障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時に迅速な対応が可能な相談・支援体制の強化に努める。
- ② 委託相談事業所と連携し、委託相談支援事業所にコーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な人や行動障害を有する人、高齢化により重度化した人に対して、専門的な対応や相談ができる体制を強化する。

施策3-2 障がい者(児)が活躍できる環境づくり

担当課: 福祉保健課

障がい者(児)に対する理解促進

- ① 村内の各種イベントの際にボランティア参加を募り、障がい者(児)への理解促進を図り、障がいのある人もない人もともに共存できる村づくりを目指す。
- ② 在宅生活を行う障がい者の家族の負担についても周知を図り、地域が互助・共助で障がい者の生活支援を手伝い、家族の負担を軽減する支援策を講じる。

就労の場の確保

- ① 障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、親元からグループホームへと生活拠点を移してもらう形での自立支援をするために、障がい者の就労体験の機会や場を確保する。



就労継続支援事業所でのパン作り



グループホーム基本構想ワークショップ



ふれあう心やんばるの集い

4 保健医療

担当課：福祉健康課

現状と課題

●健康増進の実施状況

住民健診受診率の向上については、休日健診及び個別健診の実施により、住民が受診しやすい環境を整備した。予防接種率の向上に関しては、住民が受診しやすいよう接種をできる体制を整備した。また、任意予防接種の拡充を図った。

相談・指導体制の強化では、健診受診者へ健診結果を説明する機会を設け、自身の健康状態を把握できるよう努めた。今後は運動指導や栄養指導への参加が少ない層へのアプローチなど、村民が健康に暮らせる取組を推進していく必要がある。

基本健康診査

令和元年度

年代別	項目	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	メタボ該当者 (人)	メタボ予備軍 (人)
	特定健診	40～64歳	231	133	57.5	33
65～74歳		239	196	82	72	29
長寿健診	75歳以上	281	184	65.5	-	-
	合計	751	513	68.3	105	53

資料：福祉保健課

主な検査結果／要指導・要医療者数（単位：人）

令和元年度

年代別	項目	肥満 (BMI125以上)	高血圧 (境界領域含む)	脂質異常 (LDL)	糖尿病 (疑いを含む)	高尿酸	肝疾患 (疑いを含む)	腎疾患 (クリアチン)
	40～64歳		57	117	81	84	21	35
65～74歳		92	159	121	149	28	34	2
合計		149	276	202	233	49	69	6

資料：福祉保健課

予防接種実施状況（単位：人、%）

区分	平成30年度			令和元年度		
	対象者	受診者数	接種率 (%)	対象者	受診者数	接種率 (%)
4種	58	53	91.4	39	45	115.4
MR①	20	16	80.0	13	15	115.4
DPT	58	21	36.2	31	5	16.1
DT	11	14	127.3	20	6	30.0
日本脳炎	61	46	75.4	82	43	52.4
MR②	12	9	75.0	18	13	72.2
HIV	57	56	98.2	43	40	93.0
小児肺炎球菌	57	59	103.5	43	43	100.0

※DPTは平成24年度から4種混合ワクチン接種となった。

資料：福祉保健課

年代別	項目	受診者数（年度中）		検査別人員				
		実数	要精密検査者	異常認めず	がん以外の疾患であった者	がんの疑いがある者①	がんであった者②	小計①+②
胃がん	40～49歳	13	1	0	0	0	0	0
	50～59歳	8	0	0	0	0	0	0
	60～69歳	35	2	1	0	0	0	0
	70歳以上	27	4	3	0	0	0	0
	小計	83	7	4	0	0	0	0
肺がん	40～49歳	41	0	0	0	0	0	0
	50～59歳	51	1	0	0	0	0	0
	60～69歳	160	2	0	0	0	0	0
	70歳以上	208	13	3	0	0	0	0
	小計	460	16	3	0	0	0	0
子宮がん	20～29歳	1	0	0	0	0	0	0
	30～39歳	8	0	0	0	0	0	0
	40～49歳	10	1	1	0	0	0	0
	50～59歳	4	0	0	0	0	0	0
	60～70歳	24	0	0	0	0	0	0
	70歳以上	20	0	0	0	0	0	0
	小計	67	1	1	0	0	0	0
乳がん	40～49歳	12	3	2	0	0	0	0
	50～59歳	8	1	0	0	0	0	0
	60～69歳	33	1	1	0	0	0	0
	70歳以上	27	2	1	0	0	0	0
	小計	80	7	4	0	0	0	0
大腸がん	40～49歳	21	0	0	0	0	0	0
	50～59歳	22	0	0	0	0	0	0
	60～69歳	85	9	1	3	0	0	0
	70歳以上	135	4	0	2	0	0	0
	小計	263	13	1	5	0	0	0

資料:福祉保健課

●医療施設

本村に立地している医療機関は、東村立診療所と東村歯科診療所のみである。これら診療所施設の改修・改築を進め、地域内でも安心して出産できる環境づくりを図った。今後は、安定した医療確保のため、医師や看護師等の確保、医療機器等のさらなる充実に加え、訪問診療（定期・臨時）・訪問看護の体制づくりが課題である。

●感染症等の予防・対策

新型コロナウイルス感染症は類をみない大規模な感染流行（パンデミック）となった。今回の教訓を踏まえ、今後感染症が発生した際には、都道府県と市町村が感染症予防の原理原則に沿って明確な役割分担を行うことになるが、市町村は1次予防としての感染予防対応と、3次予防としての社会復帰対応が主な役割となると考えられている。本村でも行政サービスでどれだけの防疫体制

が整備可能かの検証を行い、危機管理計画やBCP(事業継続計画)を用意するなどの対応が必要である。

福祉保健課においては、感染症等の相談受入れの体制を整えており、健診結果を基に各事業の進捗状況を集計把握し、それぞれの事業に還元する仕組みづくりが必要である。

政策の基本方針

住み慣れた地域での暮らしを続けられるよう、地域で支えるための医療・福祉の連携を進め、村民に安心安全な医療機会を提供すべく、地域保健医療の体制づくりを推進する。

●各世代への健康増進

- ◆ 各世代のライフサイクルに合わせ、身近な取組につながる効果的な施策づくりを推進する。
- ◆ 疾病の予防・早期発見・早期治療につながるように、各種検診、心身両面の健康相談等を充実させる。

●医療施設の充実

- ◆ 村内外の医療機関との連携を図り、安心して質の高い医療サービスが受けられるよう医療提供体制の拡充を図る。
- ◆ 村立診療所及び歯科診療所の医療機器等の計画的な更新を進めるほか、ICTを活用した遠隔診療やリハビリ指導を推進する。

●感染症等の予防・対策

- ◆ 感染症に関する村民の意識の向上と医療機関との連携強化による体制づくりを拡充する。

基本施策の展開

施策4-1 各世代への健康増進

担当課:福祉健康課

住民健診受診の推進 [戦略]

- ① 被保険者においては被保険者証の更新時の案内を行い、また事業主等にも啓発・周知への協力依頼を行うことにより、今後も継続し住民健診受診率向上に努める。

予防接種の推進

- ① 地域住民の健康増進に寄与することを目的とする、各種予防接種の推進の意義を広く周知啓発する取組を進める。

健康づくり事業の推進

- ① 地域のつながりを通じた健康づくりを進めるために、村民の健康増進への意識向上を図るとともに、医療機関の連携強化により効果的な取組を推進する。

施策4-2 医療施設の充実

担当課：福祉保健課

診療所施設運営の充実

- ① 医療機器等の計画的な更新を進めるとともに、東村診療所、東村歯科診療医師・看護師等の医療専門人材の切れ目ない確保に尽力する。
- ② 地域医療連携システムを導入し、村外の病院と診療所等との連携を進め、地域医療・救急医療・災害時医療体制の充実を図る。

施策4-3 感染症等の予防・対策

担当課：福祉保健課 総務財政課

新型感染症等に備えた予防・防疫と拡大防止

- ① 感染症拡大等の緊急事態に備え、人員も含めた医療体制・支援体制のあり方、必要な改善を図っていく。
- ② 予防としては、アフターコロナの新しい生活様式(ニューノーマル)*1の普及・定着に取り組む。対策としては、要配慮者や社会的弱者への生活支援に取り組む。
- ③ 村全体としての取組では、感染症拡大対策本部の速やかな立ち上げを図りつつ、感染症による営業停止や自粛、利用者減少などで困窮する事業者等への支援に取り組む。

*1 新しい生活様式(ニューノーマル)：新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑止のため、感染症対策に通じる所作を日常生活の中に織り込んだ、旧来通りではない生活の仕方のこと。



東村立診療所



東村歯科診療所

5 社会保障制度の適正維持

担当課:福祉保健課 住民課

現状と課題

●福祉事業の効果的な推進

本村では平成30年度に「第8期高齢者保健福祉計画」(平成30年度～令和3年度)を策定し、保健福祉施策を推進してきた。要保護対策協議会やケース会議を必要に応じて開催し、関係機関と連携し、問題の早期発見、早期解決に向け取り組んできた。

健康づくり事業について、特定健診未受診者の把握や診者へ結果を知らせる際の個別保健指導を行ってきた。二次健診の受診勧奨で異常所見を把握し、重症化させないための対策に努めた。また、健康教室や医師による講演会等の実施により、村民の健康づくりへの意識向上を図った。今後は、事業効果の評価を実施する必要がある。

生活支援コーディネーターを配置して、地域サロン事業の運営や高齢者の日常生活を支援している現状に対し、有償ボランティアの育成が今後の課題である。

●国民健康保険・国民年金

本村の令和元年度末における国民健康保険の加入状況は、加入世帯数442戸(加入率48.3%)、被保険者数は672人(加入率38.8%)となっている。これらを過去5年間の推移で追ってみると、加入世帯は減少傾向にある。同年度の保険税は1世帯当たり73,955円、1人当たり45,246円となっており、保険税収納率は95.2%となっており収納率は向上している。

健康保険税収納率に関して、保険財政の安定的な運営を図るため、生活困窮者に納入相談を実施し、分割納付してもらうなど収納率の向上に努めた。国民年金については、年金事務所や国民健康保険担当者と連携し、転入者や退職者、年齢が20歳に到達した人に加入案内を行い、未加入者のないよう努めた。また、窓口において免除申請等の案内や相談に対応するなど、負担軽減に努めた。

健康保険給付の適正化では、レセプト点検システムの活用や関係機関との連携により、第三者行為求償事案^{*1}を発見するなど給付適正化を図った。年金受給に関しては、年金事務所と連携を図り、役場窓口での対応及び年金事務所へのボタンタッチを効果的に実施した。制度の広報活動として、ポスターやチラシ、リーフレット等を区長会経由で速やかに配布・掲示した。

医療諸費(医療費用額)の総額は、269,146,983円、1人当たり費用額は400,516円となっている。医療費の適正化については、レセプト点検の強化、医療費通知の実施、重複や多剤投与者に対する対応、重症化予防など医療費の適正化につながる取組を行った。

人口減少による税収減や高齢者比率の増加に伴う医療費の増加に加え、近年の経済不況に伴う失業者の急増により、国民健康保険の財政は危機的状況である。今後は社会保障、税一体改革の一環として、厚生年金保険業務と国民健康保険業務の手続きの一元化に対応した業務の効率化が課題である。また、経済的に苦しくなった時の相談しやすい環境づくりや、失業時の納付猶予、免除申請、追納制度など、必要に応じて制度の詳細を周知するなど適切な案内が求められる。

国民年金について、窓口での相談業務の充実として、常に年金事務所と連携を図り、役場窓口での対応及び年金事務所へのつなぎをスムーズに行うことができた。未加入者の実態把握に関しては、福祉保健課と連携し、新規加入者など加入漏れが無いよう対応した。また、制度の広報活動の推進として、年金事務所よりポスターやチラシ、リーフレットなどが届くと速やかに区長会などを通して配布、掲示等を行った。

課題としては、近隣市町村同様にまだまだ全国との格差のある納付率の低さをはじめ、口座振替等の利用率の低さへの改善のさらなる取組、長い目で見た若年層(小中学生)等への年金制度への理解を深めるセミナーや各字等での制度説明会などの未実施などが挙げられる。

*1 第三者行為求償事案:交通事故等、第三者(加害者)の不法行為によって生じた保険給付について、保険者(市町村等)が立て替えた医療費等を加害者に対して損害賠償請求すること。

国民年金の事業状況推移(単位:戸、人、%)

	推定被保険者数①	被保険者数				適用率 (②/①)	免除者数	
		総数	第1号②	任意	第3号		実数③	免除率 (③/②)
平成27年度	419	419	364	1	54	86.9	201	55.2
平成28年度	384	384	332	1	51	86.5	167	50.3
平成29年度	362	362	321	1	40	88.7	183	57.0
平成30年度	345	345	295	1	49	85.5	171	58.0
令和元年度	326	326	273		53	83.7	153	56.0

資料:厚生労働省 年金統計情報市町村別情報

年金納付及び給付の状況推移(単位:人、千円、%)

	納付総額		給付総額		検認月数		検認率 (②/①)
	納付者数	納付額	受給者数	年金額	対象月数①	実施月数②	
平成27年度	-	-	608	387,171	1,994	934	46.8
平成28年度	-	-	617	396,712	1,851	923	49.9
平成29年度	-	-	645	407,855	1,684	805	47.8
平成30年度	-	-	654	411,907	1,613	824	51.1
令和元年度	-	-	669	418,376	1,526	896	58.7

資料:厚生労働省 年金統計情報市町村別情報

国民健康保険の加入状況推移(年度平均 単位:戸、人、%)

	村世帯数	村人口	国保加入世帯数		被保険者数	
			実数	加入率	実数	加入率
平成27年度	928	1,876	486	52.4	792	42.2
平成28年度	931	1,829	485	52.1	779	42.6
平成29年度	922	1,798	463	50.2	733	40.8
平成30年度	930	1,801	456	49.0	721	40.0
令和元年度	914	1,751	451	49.3	689	39.3

資料:福祉保健課

国民健康保険医療費の推移（単位：人、件、円）

適要	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1. 世帯数（年度平均）	486	485	463	456	451
2. 被保険者数（年度平均）	792	779	733	721	689
イ 一般	762	760	720	718	689
ロ 退職者	30	19	13	3	0
3. 診療件数	8,810	9,059	9,367	9,364	9,562
イ 一般	8,327	8,733	9,215	9,347	9,562
ロ 退職者	483	326	152	17	0
4. 診療費用額	244,945,102	250,014,747	265,276,023	235,109,615	313,173,423
イ 一般	238,161,281	245,426,387	263,044,837	234,806,505	313,173,423
ロ 退職者	6,783,821	4,588,360	2,231,186	303,110	0
5. 保険者負担額	174,379,571	179,339,637	189,728,132	168,363,933	224,579,378
イ 一般	169,632,572	176,127,227	188,165,904	168,151,756	224,579,378
ロ 退職者	4,746,999	3,212,410	1,562,228	212,177	0
6. 一人当たり費用額	309,274	320,943	361,905	326,088	454,533
イ 一般	312,548	322,929	365,340	327,029	454,533
ロ 退職者	226,127	241,493	171,630	101,037	0
7. 一件当たり費用額	27,803	27,598	28,320	25,108	32,752
イ 一般	28,601	28,103	28,545	25,121	32,752
ロ 退職者	14,045	14,075	14,679	17,830	0
8. 一人当たり保険者負担額	220,176	230,218	258,838	233,515	325,950
イ 一般	222,615	231,746	261,342	234,195	325,950
ロ 退職者	158,233	169,074	120,171	70,726	0
9. 老人保健費用拠出額	-	-	-	-	-
一人当たり拠出金額	-	-	-	-	-
10. 高額医療費	31,008,778	30,182,135	32,080,812	26,695,680	44,095,987
一人当たり	39,152	38,745	43,766	37,026	64,000
11. 一人当たり保険税調定	43,702	46,710	47,724	50,803	48,849

資料：福祉保健課（事業年報）

政策の基本方針

医療費に関する村民の理解を促進し、保険税の収納率の向上を図るとともに、健康づくり事業など国民健康保険事業の健全な運営に努める。

●福祉事業の効果的な推進

- ◆ 健康づくり事業については、村民の健診を受けるための動機づけ、健診後のフォローアップの体制づくりの拡充に努める。
- ◆ 事業への村民参加を促進するため、有償ボランティア機会の拡大に努める。

●国民健康保険・国民年金の適正運用

- ◆ 社会保障制度の仕組みについて正し理解を促し、個々の納税者の実態に即したきめ細かい取組を推進し、納税率の向上につなげ、保険給付の適正化を図る。
- ◆ 国民年金に係る情報提供、相談体制を拡充し、年金制度への理解の促進に努め加入率向上を図る。

基本施策の展開

施策5－1 福祉事業の効果的な推進

担当課：福祉保健課

定期的な事業の効果検証と見直し

- ① 福祉事業に係る各種の事後効果の検証を基に取組を把握し、各事業の課題に対応する見直しと、改善に取り組む。
- ② 各種福祉事業における村民の意識向上に努めるとともに、村内外の医療機関や関係機関、各行政区との連携を強化して、福祉事業の効果的な推進に向けた体制を構築していく。

施策5－2 国民健康保険・国民年金の適正運用

担当課：福祉保健課 住民課

国民健康保険税収納率・国民年金加入率の向上

- ① 窓口での相談業務の充実を図るとともに、未加入者の実態把握に努め、国民健康保険税及び国民年金の収納に関する制度の広報活動を推進する。
- ② 健康保険税収納率の向上に向けて、引き続き徴収員との連携による滞納整理の強化を図る。
- ③ 広報や相談業務をとおして国民年金保険料納付における口座振替利用率の向上を図る。
- ④ 保険料統一化に向けて、段階的に取組を推進していく。

健康保険給付の適正化・国民年金受給の支援

- ① 関係課との連携により課題や評価を共有して、保健事業の効果的な実施に当たる。
- ② 被保険者向けの説明会等を開催し、被保険者自身が当事者意識を持って主体的・積極的に取り組める体制を整備し、事業の運営を推進する。

医療費適正化対策の推進

- ① 村民の健康づくりの取組に対し、健診結果を集計・分析して効果的な相談・指導につなげ、医療費抑制を図っていく。

1 学校教育

担当課:教育委員会

現状と課題

●幼稚園教育

教育内容については、幼児期の終わりまでに育てたい姿をもとに、年間指導計画を5期に分けて丁寧に指導を行っている。特に5歳児は、9月から小学校就学に向けての「アプローチカリキュラム」において、「生活する力」「聴く力、学ぶ力」「集団の力」を育てる指導を行っている。

課題としては、保育所と幼稚園の連携で、幼稚園教諭と保育士が、それぞれの立場から子ども達の学びの現状と指導上の課題等について共有する機会が少なく、幼稚園に通い始める子ども達について詳細な引き継ぎ等がうまくできていないのが現状である。

地域に開かれた幼稚園づくりの推進については、幼稚園教育で育みたい資質・能力を地域・保護者と共有する場を設け、意図的な教育資源の活用を試みる地域に開かれた幼稚園づくりの推進が望まれる。

幼保連携については、保育所と幼稚園の円滑な情報共有を促進させる必要がある。

●義務教育

施設の充実としては、プールの施設管理では、水質管理のための機械の総点検が必要である。

教材備品・教具の拡充に関しては、児童生徒が教育課程に沿って備品・教具が活用されているかどうかの確認が必要である。

図書室の蔵書管理として、バーコード化の導入による貸し出し管理が必要である。

校内環境の整備では、各学校の状況に応じて、夏の猛暑や冬の寒さに対応した空調の管理が必要である。

GIGAスクール構想*1による児童生徒1人1台端末環境及び高速大容量の通信ネットワークの整備が完了したことにより、学びの深化が期待される。パソコン教室の利活用については、電子黒板をはじめとする周辺機器の更新を行う必要がある。

教育研修では、村主催の道徳研修において、3校持ち回りで公開授業、全職員による研究会が充実している。また、学校生活に適應しづらい児童生徒の支援体制をどのように整えるか、専門機関との連携が不可欠で特別支援教育の更なる充実が望まれる。

児童生徒の良さを認め、価値付けすることで意欲を持って学校生活を送ることができる学校教育活動を推進するよう組織的な動きが求められている。

郷土学習については、地域・保護者と一体化した学校行事の充実として、地域教育資源を活用した「ていーだ学校」があり、3校が揃って学び、郷土愛を育てる良い機会となっている。小学校統合を含めた学校と地域との在り方を協議し、学校における地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立するため、コミュニティ・スクール制度の導入が望まれる。

特別支援教育の充実に関しては、引き継ぎ事項の共有化として、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の引き継ぎ等、当該職員だけでなく全職員で教育活動を行う組織づくりが必要で

ある。

「英語検定」「漢字検定」「数学検定」等の各種検定試験に児童生徒が積極的に挑戦できる環境を整えることが求められる。

*1 GIGA スクール構想:GIGAとは「Global and Innovation Gateway for All」の略である。全国一律の ICT 環境整備が急務であるため、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目的としている。

幼稚園の状況推移 単位：人

	幼稚園数	4歳児			5歳児			合計			職員数
		男	女	計	男	女	計	男	女	合計	
平成28年度	2	0	1	1	6	2	8	6	3	9	8名(内2名兼職)
平成29年度	2	0	0	0	2	5	7	2	5	7	4名(内2名兼職)
平成30年度	2	2	1	3	5	6	11	7	7	14	4名(内2名兼職)
令和元年度	2	2	2	4	11	6	17	13	8	21	8人(内4名兼職)
令和2年度	2	2	3	5	4	6	10	6	9	15	8人(内4名兼職)

資料:教育委員会

学級数及び児童生徒の推移 単位：人

学校名	小学校								小学校・中学校 合計	
	高江		東		有銘		合計			
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数		
平成28年度	2	10	7	59	4	29	13	98		
平成29年度	2	7	7	57	5	26	14	90		
平成30年度	2	6	8	55	4	20	14	81		
令和元年度	3	7	8	53	3	15	14	75		
令和2年度	2	6	8	60	3	18	13	84		
学校名	中学校								小学校・中学校 合計	
	高江		東		有銘		合計			
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数		
平成28年度	1	5	4	32	2	11	7	48	20	146
平成29年度			4	48			4	48	18	138
平成30年度			4	46			4	46	18	127
令和元年度			3	48			3	48	17	123
令和2年度			3	42			3	42	16	126

資料:教育委員会

村立小学校の状況 () 内は特別支援学級数 単位：人 令和2年5月

学校名	学級数	児童生徒数			教員数	所在地
		男	女	計		
有銘小学校	3	10	8	18	6	有銘1番地
東小学校	8 (2)	34	26	60	12	川田837番地
高江小学校	2	4	2	6	4	高江83番地
合計	13 (2)	48	36	84	22	

資料:教育委員会

村立中学校の状況 単位：人 令和2年5月

学校名	学級数	児童生徒数			教員数	所在地
		男	女	計		
東中学校	3	24	18	42	9	川田837番地

資料:教育委員会

政策の基本方針

幼稚園・保育所・学校・家庭・地域・行政が協働して教育施策に取り組む、教育を通して次代の担い手である子どもたちの健やかな成長につなげる。

●幼稚園教育

- ◆ 地域に開かれた村民の関わりで取組む幼保連携の推進、教育研修を通じた意識の向上、多様な教育課題への取組についての情報共有を図る。

●義務教育

- ◆ GIGAスクール構想を核に、従来の教育環境の効率化及び、総合的な教育の質の向上を推進する。
- ◆ 地域教育資源等を活用した教育課程を編成し、児童生徒の育てたい資質・能力を明確にした教育活動を展開できるようにする。
- ◆ 学校教育の振興を図る上で、幼保連携施設の推進・整備及び小学校の統合を協議し、コミュニティ・スクール制度の導入を図りつつ、地域力の向上・推進、本村の地域特性を活かした学校づくりを推進する。
- ◆ 「開かれた学校」から地域と一体となって子供たちを育てる「地域とともにある学校」への転換を目指し、学校運営協議会・地域学校協働本部の設置を推進する。

基本施策の展開

施策1－1 幼稚園教育

担当課：教育委員会

教育内容の充実 [戦略]

- ① 教育の確保及び研修の充実に関して、初任者や経験年数等に応じた研修を体系的に実施する。また、「子育て支援員」の募集について周知を広く継続的に行い、国が示すガイドライン等に基づき、「子育て支援員」を認定するための研修を行い、計画的な確保に努める。

地域に開かれた幼稚園づくりの推進

- ① 定期的に幼稚園を開放し、地域の未就園児親子連れや地域の方々に幼稚園教育課程を周知して、地域教育資源を活用して幼児の学びを深いものにするよう、関わる機会を多く設ける。その際、遊び場や園児とふれあう・交流する機会として、園庭開放・未就園児ふれあいのつどい、運動会の親子競技参加などを開催する。

施策1-2 義務教育

担当課:教育委員会

教育環境整備の推進 [戦略]

- ① 備品・教具の必要性を把握するために、全教職員が備品・教具の購入に際して、優先順位をもとに計画を立てるようヒアリングを行い、教材備品・教具の拡充に取り組む。
- ② 既存の東村学習塾の拡充に取り組む。
- ③ 学校では「GIGAスクール」に向けたコンピュータの導入やネットワークシステムが整備され、ICT環境を活用した、教職員の業務の情報化による効率的な校務支援システムの運用を推進する。また、教諭のスキルアップのための研修の充実、ICT支援員を配置しさらなるICTの活用を促進する。
- ④ 空き教室の有効活用として、放課後の児童の居場所づくりや社会教育施設等の利用者ニーズの把握や運営体制の確保などの課題解消を踏まえた実施への取組を推進する。

総合的な教育の向上 [戦略]

- ① 学力向上の推進については、村学力向上推進委員会の目標を「学習支援部」と「社会力育成部」それぞれで設定・共有し、役割を明確にして児童生徒の教育にあたる。
- ② 個別学習では、1人ずつ情報端末を所持して、レベルにあった内容を学習ができ、学習履歴が自動的に記録できれば個々人の教育的ニーズや理解度に応じた指導が可能である。さらにグループ学習では、情報端末活用により一人一人が集めた情報を即座に共有でき、共同編集がしやすく、多様な意見にも触れられるGIGAスクールの充実に取り組む。
- ③ 道徳教育に関しては、児童生徒の実態把握を行い各学校において、重点的に指導しなければならない内容項目を全体計画で示し、職員が共有して育てていく仕組みを整える。
- ④ 郷土学習については、地域・保護者と一体化した学校行事「ていーだ学校」の充実にを図るため、村内3小中学校の児童生徒が郷土愛のテーマの掘り起こし、協働の取組を進める。
- ⑤ 特別支援教育の充実に向けて、特別支援教育コーディネーターの役割として、他機関とのつなぎや校内における児童生徒の困り感をどのように克服するか、集約して方向性を定める。

教育体制の強化

- ① 教員の指導技術の向上とともに、様々な情報を交流・収集していく中で、適切に判断することが求められる社会的側面からも、教職員の主体的な研修参加、研修内容の共有化に取り組んでいく。
- ② 家庭教育との連携強化については、村学力推進委員会で目標を共有し、幼児、児童生徒をどのように育てていくかを議論する場を設け、方向性を示していく。また、学校評価の改善として、学校評価から、改善すべき内容を教職員と保護者が共有して、連携を図っていくなど、PTA活動の充実につなげる。
- ③ 特色ある学校づくりに向けて地域教育資源を活用した教育課程を編成し、教職員・地域・保護者が一体となった教育活動を展開できるようにする。
- ④ 「学校評価」等を活用して、保護者・児童生徒・地域からの意見をもとに、更なる改善を図る取組を実践していく。

学校運営協議会の設置

- ① 各小学校に学校運営協議会を設置し、学校が地域と協働で活動を、幼稚園教育・義務教育課程における地域資源活用の充実につなげ、「特色ある学校づくり」を推進するとともに少子化の進展による小学校統廃合も含め、今後の学校のあり方について協議する。
- ② 保護者や地域の代表にも学校運営の「基本方針の承認」を行うなど具体的な権限を持たせることで、学校運営に対する当事者意識を分かち合い、ともに行動する体制構築を図る。

地域学校協働活動の推進

- ① 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、社会教育団体、民間企業など幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働を図り様々な活動を行う。
- ② コミュニティ・スクール制度の導入により、地域におけるまちづくりについての授業、地域活動団体による活動講話等、講師を招いた授業などの開催に取り組む。



東村立東小中学校・東幼稚園



こいのぼり掲揚式

2 生涯学習

担当課:教育委員会

現状と課題

●生涯学習の振興

生涯学習とは、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習であるが、この充実を図るため、村民のニーズを把握することが求められている。それに応じて、中央公民館講座の内容、社会教育委員の研修会及び情報交換の内容や地域住民の取組を支援する、各字公民館サークル助成事業の在り方を見直す必要がある。

●図書室利用の促進

中央公民館に図書室を開設し、村民の利用に供してきたが、さらなる利用促進につなげるためには、資料の充実を図り、子供たちの休日及び学校終了後の居場所づくり、並びに大人を含めた幅広いニーズの本を揃えることが求められる。

中央公民館の利用状況推移 単位:日、人

	開館日数	利用団体数	視聴覚室	図書室	合計
平成27年度	290	84	2,632	7,383	10,015
平成28年度	288	84	2,154	6,288	8,442
平成29年度	291	84	1,660	7,968	9,628
平成30年度	290	96	1,470	8,010	9,480
令和元年度	261	96	2,123	6,495	8,618

資料:教育委員会

中央公民館利用状況

令和元年度

月	開館日数	利用団体数	視聴覚室	図書館(人)	計(人)
4	21	8	135	508	643
5	25	8	117	623	740
6	25	8	140	641	781
7	23	8	210	700	910
8	25	8	192	731	923
9	21	8	138	502	640
10	24	8	283	528	811
11	17	8	258	418	676
12	20	8	188	486	674
1	22	8	214	520	734
2	19	8	214	466	680
3	19	8	34	372	406
計	261	96	2,123	6,495	8,618

資料:教育委員会

政策の基本方針

村民の各世代に多様な学習機会を提供するため、関連施設の拡充とボランティア活動及び人材育成を支援し、少子化対策、高齢社会に対応した地域づくりに寄与する生涯学習社会の構築に取り組む。

●生涯学習の振興

- ◆ 大学や民間企業などとの連携協力を促進し、生涯学習活動内容の充実を図る。
- ◆ 趣味や専門技能等の習得につながり、地域社会で役立つ各種グループの育成及び助成事業の拡充を図る。
- ◆ 第一線で活躍する講師による各種講座の開催等を通して、指導者の育成・確保を図る。

●図書室利用の促進

- ◆ 図書館司書を配置し、学校図書館との連携、魅力ある図書館づくりに取り組み、利用の向上を目指す。

基本施策の展開

施策2-1 生涯学習の振興

担当課:教育委員会

生涯学習活動内容の充実

- ① 社会人の学習ニーズにあった公開講座の導入を推進し、大学等との教育連携事業の設置に向けた取組を推進する。

各種グループの育成強化

- ① 地域に根ざした学習活動を進める団体活動を育成し、グループやサークルが、それぞれの目的にそった主体的な学習活動の展開につながる支援を推進する。

指導者の育成確保

- ① 図書室、公民館、博物館、スポーツ施設、野外レク施設、大学、企業など施設を運営する人材、NPO等の職員が持つ専門的な知識や技術、民間のノウハウを生かして多様な講座や教室の開催を通して、指導者の育成や確保に努める。

施策2-2 図書室利用の促進

担当課:教育委員会

中央公民館(図書室)の利用促進

- ① 図書室の機能や役割、そして活動内容など、充実したサービスを魅力的に紹介して、児童

生徒や村民の関心や期待を高めるよう努める。図書資料とともに、ブックリスト等の広報活動を充実させ魅力ある図書室づくりを推進する。

- ② 利用者事務から本の検索や貸出し返却を行える図書システムの充実に取り組む。



山と水の生活博物館



東村中央公民館図書室

3 社会体育

担当課:教育委員会

現状と課題

●社会体育施設の整備

社会体育施設の拡充を目指すため、老朽化した施設の長寿命化を図る必要から、村営体育館及び村営屋外運動場の修繕計画を作成することが必要である。

また、令和元年度には、村営屋外運動場の無地番地*1解消の手続きが終了しており、当該施設のリニューアルの段階にきている。

*1 無地番地:地番がない土地のこと。

●社会体育活動の体制づくり

村民参加型のスポーツイベントにおいては、参加者の減少が見られており、特に成人層の参加へ展開し、地域住民の健康増進が求められている。

住民が気軽に取組める運動等の情報の収集と、その普及が必要である。具体的には、スポーツ推進委員の研修会の実施や意見交換の場を設け活動を活発することが、地域への活動充実につながると思われる。

村民のライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が期待されており、地域住民が主体的に取り組むスポーツ活動の環境として、施設の整備・拡充した体制づくりが必要である。

社会体育施設の利用状況の推移 単位:人

	村営屋外運動場	村営体育館	合計
平成27年度	3,310	8,141	11,451
平成28年度	2,210	27,409	29,619
平成29年度	7,071	36,473	43,544
平成30年度	9,327	43,653	52,980
令和元年度	8,168	20,474	28,642

資料:教育委員会

施設の月別利用状況(令和元年度) 単位:人

月	村営屋外運動場	村営体育館
4	98	1,759
5	220	1,848
6	105	1,193
7	230	1,543
8	6,600	940
9	120	1,207
10	145	563
11	190	4,504
12	160	3,473
1	90	929
2	120	1,807
3	90	708
計	8,168	20,474

資料:教育委員会

政策の基本方針

スポーツによる地域の活性化、コミュニケーションの場づくりを進めるために既存施設の改修、新たな社会体育施設の導入、体制づくりの充実に向けた取組を推進する。

●社会体育施設の整備

- ◆ 村営体育館・村営屋外運動場の有効活用を図るための改修、新設等の調査を進める。

●社会体育活動の体制づくり

- ◆ 村内外の指導者、アスリート、名桜大学との連携体制を整えて、体制づくりを構築する。

基本施策の展開

施策3-1 社会体育施設の整備

担当課:教育委員会

既存施設の改修と有効活用

- ① スポーツの振興を図る上で、社会体育施設はスポーツ競技者だけでなく、村民の健康と体力の保持増進に大きく貢献することから、誰でも気軽に利用できる場としての充実を図る必要がある。村営体育館は建設されて39年が経過していることから、長寿命化計画を策定しその結果を受けて、施設の環境性能や利用者の快適性向上を推進する。
- ② 計画的な整備・改修を進めるとともに、施設の有効活用を図る。村立学校屋外運動場を地域に開放し健康づくりに役立てる。また、村営体育館の屋外での健康づくりが行える施設整備を推進する。

新規施設の整備

- ① 村営屋外運動場の利用促進に取組み、村民の健康づくり、レクリエーション拠点の拡充を図る。

施策3-2 社会体育活動の体制づくり

担当課:教育委員会

体育施設利用指導員の養成・確保

- ① 地域で活躍できる指導者の発掘・育成、地域のアスリートから地域の指導者への連携、スポーツボランティア活動の推進等、指導員の養成・確保につながる取組を進める。

4 地域文化

担当課:教育委員会

現状と課題

●文化の保護・継承活動

慶佐次湾のヒルギ林保護として、平成28年度より国庫補助を活用し、外来植物の伐採、撤去を実施している。今後も地域及び各関係団体と連携し保護活動の実施を継続する必要がある。

また、村内全域の文化財の調査による今後の保護・活用も必要である。しかし、その保護・活用を担う、東村文化協会(仮称)設立には至っていない。

●文化の保護・継承施設の充実

地域文化の保護と把握については、村内各字からの資料提供や教育委員会による情報収集が必要である。また、その継承を図っていくためには、村内の関連施設の充実が求められる。

山と水の生活博物館については、企画展示や講座など年間を通じて計画的に開催できており、入館者数に関しても近年は周辺施設等との連携を図りながら徐々に増えている状況である。同館は本村の歴史や魅力を村民が誇りとするとともに、村外へアピールする役割を担っており、今後の展示活動を更に充実させるため常設展示のリニューアルが必要である。また、今まで以上に他博物館との連携を図るため登録博物館を目指し、適切な展示解説を支える学芸員を配置するためにも、実習生の積極的な受け入れを継続する。

代表的指定文化財

令和2年4月

指定区分	種別	名称	指定年	所在地
国指定	天然記念物	慶佐次湾のヒルギ林	昭和47年	慶佐次川の河川敷
	特別天然記念物	ノグチゲラ		
村指定	天然記念物	サキシマスオウノキ	昭和59年	字川田下福地
		オガタマノキ	平成13年	字有銘 29-1

資料:教育委員会

山と水の生活博物館入館者数の推移(過去5年間)(単位:人)

	開館日数	入館者数
平成27年度	295	11,338
平成28年度	300	10,121
平成29年度	291	12,959
平成30年度	297	14,215
令和元年度	288	12,401

資料:教育委員会

山と水の生活博物館来館者数 単位：人

令和元年度

月	村内	村外	合計	1日平均	図書室	ピロティ-	福地公園
4月	556	143	699	29	6	31	228
5月	1,055	220	1,275	49	77	97	365
6月	1,022	231	1,253	48	70	148	334
7月	666	244	910	36	67	219	450
8月	785	157	942	36	124	268	214
9月	657	195	852	39	65	148	285
10月	1,411	567	1,978	79	38	150	584
11月	1,391	318	1,709	74	38	105	759
12月	809	302	1,111	46	54	44	196
1月	392	223	615	27	78	100	144
2月	539	104	643	28	63	162	348
3月	345	69	414	20	48	121	271
合計	9,628	2,773	12,401	43	728	1,593	4,178

資料：教育委員会

政策の基本方針

やんばる地域の自然環境に息づく自然的文化財の保護と継承活動の更なる取組を推進するとともに、地域の文化資源の価値を活かすための人材の養成と体制づくりを拡充する。

●文化の保護・継承活動

- ◆ やんばる地域固有の天然記念物の保護継承、文化財調査の実施による保護啓発活動につなげ、様々な活動団体を網羅する村文化協会の設立に取り組む。

●文化の保護・継承施設の充実

- ◆ 村づくりの拠点として中央公民館の利用促進、「山と水の生活博物館」の独自性を活かしたりニューアル整備、「東村ノグチゲラ保護条例」に基づくノグチゲラ保護区の適正な管理を行う。

基本施策の展開

施策4-1 文化の保護・継承活動

担当課：教育委員会

天然記念物の保護継承

- ① やんばる地域の世界自然遺産登録を控え、村内の国指定天然記念物の慶佐次ヒルギ林、国指定特別天然記念物のノグチゲラ、村指定天然記念物のサキシマスオウノキ、オガタマノキの保護継承に取り組む。

- ② 地域に根差した保護活動団体の育成・支援に取り組む。
- ③ 村観光推進協議会エコツアーリズム部会、教育委員会等で定期的に慶佐次川上流域での外来植物(ツルヒヨドリ等)駆除作業を継続して取り組み、ヒルギ林(天然記念物)の保護を推進する。

文化財調査の実施

- ① 国指定・村指定の貴重な文化財の保護とともに、村内の地域文化財の把握と発掘調査による成果の整理・活用を図りながら保護啓発活動につなげていく。
- ② 学芸員をサポートし、文化財保護に関わる住民ボランティアを育成する。

村文化協会の設立

- ① 各地域の個性と独自の歴史・文化活動、若者への伝統芸能の保存・継承につながる村文化協会の設立に向けた、個人会員の募集などの取組を推進する。

施策4-2 文化の保護・継承施設の充実

担当課:教育委員会

中央公民館の機能拡充

- ① 個人の教養を高めるとともに、コミュニティづくりを進める公民館の機能を拡充し、地域リーダー養成、各区、学校、NPO等とのネットワークづくり、村民各層のコミュニティづくりの体制づくりにつなげる。
- ② ICT導入による関連データの蓄積、必要な情報の提供等を管理・活用を図るシステムを導入する。
- ③ 各世代のニーズにあった公民館講座の開催に取り組む。

「山と水の生活博物館」の更新

- ① 村立博物館のリニューアル事業を計画し、常設の企画展室を設け、登録博物館に向けて整備していく。
- ② これまでユニークな催しに取り組んできたが、これからも、やんばる地域から発信していく企画展示等を開催する。
- ③ 関係機関との連携を図り学芸員の養成・確保に努め、民俗資料等の収集・調査研究などの学術業務を専門とする学芸員の配置に向けて取り組む。

ノグチゲラ保護区の指定

- ① 東村ノグチゲラ保護条例に基づき、ノグチゲラ保護区の指定と保護区の環境保全に努める。
- ② ノグチゲラの保護と生息域の保全のため指導を行う保護監視員の養成を行う。

5 人材育成

担当課:教育委員会

現状と課題

●地域リーダーの育成

少子高齢化、若者の村外流出等に起因する人員不足により各種団体の活動低下や活動休止は地域の行事に大きな影響を及ぼしている。今後の地域活性化には欠かせないこれら村青年団協議会及び婦人会の活動再開への取組を支援する必要がある。

また、地域の人材の活用は行われているが、リスト化することによって更なる有効活用につなげることが求められる。

●英語教育による人材の育成

本村の英語教育の教育向上につなげるため、各大学と連携し、夏休みに実施する夏期講座の講師などを依頼し充実を図る必要がある。また、名桜大学の地域向け講座の活用を検討、実施し地域住民の活動の充実へつなげることが期待される。

海外短期留学については、参加人数を増員させている。

政策の基本方針

地域活性化を担う若きリーダーの発掘・養成、地域から世界に国際人として活躍できる、子どもたちの英語教育の拡充を推進する。

●地域リーダーの育成

- ◆ 少子高齢化に伴う若年層の減少による社会構造は激変しつつある。その中でも青年会や婦人会の在り方や、活動支援など積極的に行い地域の実情にあった人材育成を推進し活動再開を積極的に支援していく。

●英語教育による人材育成

- ◆ 地域からグローバルに活躍できる人材を育成するために、就学前から英語教育の拡充に取り組む。

基本施策の展開

施策5-1 地域リーダーの育成

担当課：教育委員会

人材の情報の収集・提供

- ① 地域と連携した学校行事及び生涯学習等において、各学習の講師を地域の方を活用し取り組んでいるが、今後、持続的な人材育成を行うために地域の人材をリスト化し、幅広いニーズに対応出来るよう取組む。

人材の発掘

- ① 村青年団協議会及び婦人会の活動再開に向けてのサポートを行い、活動の支援及び村行事等への連携を再構築していく。
- ② 将来の地域を担う子どもたちの活動(各字子ども会)を関係機関や地域と連携しながら支援する。

施策5-2 英語教育による人材の育成

担当課：教育委員会

英語教育の充実 [戦略]

- ① 各大学と連携し、夏休みに実施する夏期講座の講師などを依頼し、本村の教育向上につなげる。
- ② 幼稚園・小学校からの英語教育を進める上で、名桜大学の地域向け講座の開講を検討し、地域住民の活動の充実へつなげる。

留学支援策の拡充

- ① グローバルに活躍する人材の育成を目指し、高等学校、大学等における留学機会を与えるため、海外留学支援制度(学部学位取得型)等の情報提供、留学カウンセラー等の支援機関との連携を構築する。



子ども会



青年会

1 農業

担当課:農林水産課

現状と課題

●本村の農業の概要

本村の農家数は170戸、耕地面積331ha（農林業センサスH27）で依然減少傾向が続いている。新規就農者は、平成27年から令和元年まで19名と年間平均4名と推移している。認定農家については、認定者の継続した更新が少ない状況にあり、令和2年12月現在、7経営体となっている。また、農家の高齢化、担い手の減少に伴って遊休農地（耕作放棄地）は増加している。

農家数及び耕地面積の推移（単位:戸、ha）

	農家戸数	耕地面積	1戸当たり面積	規模別耕地面積				
				0.3ha未満	0.3～1.0ha	1.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5ha以上
平成2年	317	606	1.91	30	81	138	58	7
平成7年	275	503	1.83	18	76	145	28	8
平成12年	243	433	1.78	37	58	120	17	11
平成17年	201	370	1.84	4	64	94	30	9
平成22年	188	386	2.05	2	60	85	26	15
平成27年	170	331	1.95	7	68	64	23	9

資料:農林業センサス

字別耕地面積及び農家戸数（単位:ha、戸）

平成27年

字	耕地面積	農家戸数	1戸平均
有 銘	23	28	0.82
慶 佐 次	11	12	0.92
平 良	107	43	2.49
川 田	78	37	2.11
宮 城	83	35	2.37
高 江	29	15	1.93
合 計	331	170	1.95

資料:農林業センサス

耕作放棄地の推移（単位:ha）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
耕作放棄地	51.2	61.3	62.3	61.5	68.0	70.5

資料:農業委員会

字	肉用牛	豚	山羊	馬	養鶏
有 銘	0	0	4	0	0
慶 佐 次	0	0	0	1	230
平 良	10	10,483	20	0	0
川 田	0	11	0	0	0
宮 城	0	503	13	0	0
高 江	0	736	0	11	0
JA おきなわ	381	0	0	0	0
合 計	391	11,733	37	12	230

資料：農林水産課

●生産基盤の強化・経営の安定化

各地区に土地改良等の基盤整備は完了しているが、農業従事者の減少により遊休地がある。

また、農業用水は各地区生産組合でそれぞれ管理を行っており、施設の老朽化により漏水などが生じている地域もある。大規模な修繕が必要な際には資材費等を助成している。地域の農業者の高齢化による維持管理の不安や水質改善などが課題として挙げられる。

畜産経営安定化、施設の環境改善については、疑牝台や自動給餌機、通風装置等施設の改善及び長大飼料作物の導入が進んだ一方、一部の預託農家は施設の老朽化により休業している。

令和元年に畜産近代化リース事業導入による生産向上を目指すために、沖縄県東村畜産振興クラスター協議会を設立した。また、令和2年1月には県内において33年ぶりに豚熱が発生し、村内の養豚農家に大きな影響がでた。豚熱等家畜伝染病に対する防疫対策や悪臭、排水処理等の対策が課題である。

総合農産加工施設の老朽化している機械のうち、製造機械が平成30年度に更新されたが、コンプレッサー、ボイラー、冷凍設備等が老朽化していることから、計画的な更新が必要である。

カラスやイノシシによる農作物への影響は大きいことから、東村鳥獣被害対策実施隊による駆除や防鳥ネット、ワイヤーメッシュ等により被害の軽減に努めている。

近年、農地で再生可能エネルギーの導入も行われ、複合的な土地利用も行われている。農家からの需要や営農が適切に行われているか注視する必要がある。

●戦略的農業の推進

拠点産地の認定を受けている生食用パインアップルは、ゴールドバレルの栽培技術が高まり、一定基準以上のもののみを販売することにより、消費者へ東村産ゴールドバレルが認知されブランド化が図られつつある。その一方で、生食用パインとして販売できるものは、露地物で約60%となっており、商品化率の向上が課題である。加工用パインについては、平成26年度には765tの出荷であったが、法人や若手の多量生産者が増えたため、令和元年度には1,341tと1.7倍に伸びている。しかし、総合農産加工施設が原料不足で厳しい経営状況であることから、さらなる増産に取り組む必要がある。

カボチャについては、平成26年以降100t以上の安定した出荷があり、平成31年3月に県の拠点産地認定を受けた。マンゴーやタンカン等の柑橘及び花きや観葉植物等については、東村園芸作物等産地協議会、JAの各部会での栽培講習を行って品質の向上を目指しているが、マンゴーの生産が急激に減少しており、農家に対し改めて栽培技術指導を行う必要がある。また、老朽化し

たハウス施設は補強等を行い、長寿命化を図る必要がある。

高品質果実を生産するため、パインハウスの導入やマンゴーハウスの二重カーテンなどを整備した。このほか、農家の希望する規格にあった近代化施設の導入を目指すことが望まれる。

●後継者・担い手の育成

農業従事者を拡充するため、新規就農者向けに農業次世代人材投資事業の活用や村チャレンジ農場及びJAチャレンジ農場で研修を行っている。農業など第1次産業従事者の住まいを確保するため、令和2年4月に宮城地区に産業支援住宅4戸を整備した。

認定農業者については、新規認定農業者がある一方、既存の認定農業者の再認定が少なく、令和2年3月末現在7経営体となっている。農家の人手不足を補うため平成21年度に設立した人材サポートセンターは、登録者数が大幅に減少し、特にピーク時には127人いた求職者は、令和元年度には28人となっており、求人要望に応えられない状況がある。計画的に農作業を行えるようにするため、外国人労働者の活用や農作業受託組織の設置の検討を進め、また法人など組織化による農業全体の育成が課題である。

政策の基本方針

パインアップルをはじめとする農作物の生産向上、多品目の農業生産の安定化に向けた施設等の再整備を進め、農業人口の高齢化に対応して最新技術の導入を推進するとともに、後継者、担い手の確保・育成に努める。

●生産基盤の強化・経営の安定化

- ◆ 農業施設等の再整備に向け、農業施設の適正な維持、高齢化への対策を進める。
- ◆ パインアップルやカボチャ以外の品目の生産振興及び畜産経営の安定化に取り組む。

●戦略的農業の推進

- ◆ 農家の生産及び経営安定化と支援を図るとともに、施設・設備等の近代化、スマート農業の導入を推進する。

●後継者・担い手の育成

- ◆ 新規就農者、後継者など担い手の支援を図るために新たな組織を立ち上げ、就農者の確保に努める。
- ◆ 認定農業者になるメリットの理解を深めるため周知徹底し、認定農業者を増やす。

基本施策の展開

施策1-1 生産基盤の強化・経営の安定化

担当課：農林水産課

農業施設の適正な維持

- ① 農業用水の大規模な修繕に対しては引き続き資材費等に助成するとともに、管理している地域からの要望に対応し、水質改善等の維持に努める。
- ② 総合農産加工施設のコンプレッサー、ボイラー、冷凍設備等が老朽化していることから、計画的に更新を行うとともに、工具確保が困難であることから手作業の自動機械化を進め、作業の省力化、高度化を図る。
- ③ 優良農地・牧草地については、適正な利用や維持管理を推進する。

畜産経営安定化の促進、施設的环境改善

- ① 優良畜種(多産系)の導入による生産性の向上、飼育技術の向上促進、耕畜連携による堆肥の生産販売、良質な牧草の生産及び販売による経営の安定化を図る。
- ② 施設周辺の管理、糞尿処理、臭気対策、バイオセキュリティ強化による施設の環境改善に取り組む。
- ③ クラスタ協議会による畜産近代化リースを導入し、導入による生産性の向上を図る。

有害鳥獣被害防止対策の強化

- ① カラス、イノシシの有害鳥獣による柑橘類やパインアップル等の農作物への被害が顕著であることから、市町村協議会等が主体となり、捕獲活動や被害・生息状況の把握に努め効果的な被害防止対策の普及やイノシシの侵入防止策及び防鳥ネット施設等の整備に努める。

施策1-2 戦略的農業の推進

担当課：農林水産課

果樹類、野菜、花卉、観葉植物の生産振興

- ① 加工用パインアップル及びカボチャについては、個々の農家の分析を行い、品質及び単収向上に取り組む。
- ② マンゴーの生産が減少しており、農家に対し改めて栽培技術指導を行うとともに、老朽化したハウス施設は長寿命化を図る必要がある。
- ③ 農作物の生産振興を図るため引き続き、肥料及び農薬等に補助を行う。

パインアップルのブランド化

- ① パインアップルのブランド化に取り組んでいるゴールドバレルについては、種苗増殖し生産拡大を目指すとともに、生食用パインの製品率向上を図る。
- ② 光センサー選果機導入による選別と品質確保の拡充を図る。

- ③ ゴールドバレル研究会やJAパイン部会による現地指導、講習会を行い、品質向上に努める。

園芸農業の活性化、園芸施設の導入

- ① 農家の希望する規格にあった近代化施設の導入を行い、老朽化した施設の更新又は長寿命化を進める。

優良畜種の導入

- ① 優良畜種(多産系)の導入による生産性の向上、耕畜連携による堆肥の生産販売、良質な牧草の生産及び販売による経営の安定化を図る。(再掲)

スマート農業の推進

- ① ロボット技術やIoT等の先端技術を活用して、農作業の省力化・労力軽減、農業技術の継承、生産向上を目指すスマート農業の導入を推進する。

施策1-3 後継者・担い手の育成

担当課:農林水産課

農業従事者の拡充、認定農業者の育成 [戦略]

- ① 新規就農者、後継者など担い手の支援を図るため新たに後継者育成センターを設置し、新規就農者などへの支援に努める。農業経営の安定を目指す認定農家や継続に向けた再認定の支援、啓発に取り組む。
- ② 農業従事者の拡充を図るため、農家での直接研修を行うなど研修機会の充実を図る。
- ③ 農林水産補助の拡充として、中古機械への補助、中間管理機構などを通じた耕作放棄地解消、農地の流動化を推進するため重機リースへの補助及び農地の貸し手の掘り起こしに取り組む。
- ④ 技術のある新規就農者へは新規就農一貫支援事業を活用し、施設整備を援助する。また、認定農業者になるメリットを明確にし、認定農業者を増やす。

インターンシップの受入れ [戦略]

- ① 農業の現場で短期就業体験できる農業インターンシップの受入れ態勢の拡充を図る。
- ② 名桜大学からのインターンシップの受入れを推進する。

労働力の確保 [戦略]

- ① 計画的に農作業を行えるようにするため、求職者の確保に努め且つ外国人労働者の活用や農作業受託組織の設置などを進める。

2 林業

担当課：農林水産課 企画観光課

現状と課題

●森林の健全育成

本村の森林面積は6,056haで、村総面積の74.0%を占めている。所有形態では国有林3,545ha、県有林403ha、村有林1,045ha、私有林1,063haとなっている。これまで村有地においてイジュやクヌギ等を造林し保育事業を実施してきたが、平成30年度以降、造林事業に頼らず施肥下刈り等を実施しているが、地形や台風等により生育は芳しくない。

松くい虫駆除対策事業については、主に県が沖縄北部森林組合に委託して伐倒を実施し、村ではそれを補填する形で松くい虫被害木の危険木を中心に処理している状況であるが、被害防止の拡大防止に対し十分な効果が出ていない。松くい虫の被害拡大を防止するために、県と連携して補助事業の活用などで被害防止に努める必要がある。

森林面積（単位：ha、%）

令和2年

総面積	森林面積						耕地	その他	森林率
	総数	林野庁所管国有林	民有林面積						
			合計	県有	市町村有	私有			
8,188	6,056	3,545	2,511	403	1,045	1,063	412	1,720	74

資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業(R2)」

●特用林産物生産の増大

これまでパイプハウスで原木や菌床によるシイタケ栽培が小規模に行われてきたが、令和3年5月にスモール農園生産企業組合がきのこ生産施設を有銘地域に完成予定であり、シイタケや加工品の生産が開始されることとなっている。

きのこ生産施設はシイタケの生産にオガコを必要とすることから、オガコの原料となるクヌギ等の原木の確保を図るとともに、造林地域の成長を促進するため効果の高い管理方法を検討する必要がある。また、加工品の開発など6次産業化の推進と、生産量の拡大に伴う新たな販売先の確保が必要である。

政策の基本方針

造林地の保育環境の改善、効果的な松くい虫駆除対策事業を進めるとともに、特用林産物の安定生産や6次産業化に努める。

●森林の健全育成

- ◆ やんばる国立公園の世界自然遺産登録に向けて、自然環境保全を意識しながら保育環境の改善を図り、継続して松くい虫駆除に取り組む。

●特用林産物の安定生産の増大

- ◆ 安定したシイタケ生産を行い、6次産業化及び販売を支援する。

基本施策の展開

施策2-1 森林の健全育成

担当課：農林水産課 企画観光課

森林保育事業の推進

- ① 豊かな自然を後世に引き継ぐために森林環境の保全・維持に十分留意しつつ、造林地の保育環境を確認して、新たな造林地などを含めて効果的な保育事業を推進する。

松くい虫駆除対策事業の推進

- ① 被害拡大防止するために県と連携して集中的に伐倒駆除を進め、危険木については速やかに伐採し、住民の安全の確保に努める。

国有林の有効活用

- ① やんばるの自然環境の保全と森林資源を活かした観光エコツアーリズムの推進と、村観光推進協議会や村外旅行会社等との連携により、事業の拡大を目指す。
- ② 環境教育が実施できる人材の育成、村内外の専門機関との連携強化とともに、役場職員の自然ガイドの資質向上を図る。

施策2-2 特用林産物生産の増大

担当課：農林水産課

特用林産物の生産奨励

- ① 安定したシイタケの生産を継続するため、沖縄北部森林組合及び国頭村森林組合と連携し、オガコノ材料となる原木の確保に努める。
- ② 村外生産事業者や村内生産農家と連携して、特用林産物の生産振興を図る。

法人化及び6次産業化

- ① シイタケを中心とした生産量の拡大に伴い、加工品の開発を推進し、新たな販売先を確保するなどして経営の安定化を図る。

3 漁業

担当課：農林水産課

現状と課題

●生産基盤の強化・経営の安定化

平成25年度から令和2年度まで、漁村地域整備事業を実施し、村内2漁港の再整備(防波堤延長、防風柵設置、船揚場改良等)により台風対策や漁労環境の改善が図られた。漁港内の環境整備は、国頭漁業協同組合東支部及び慶佐次支部に清掃などの維持管理を委託している。また、漁船、漁具、装備を近代化するため農林水産業振興補助金にて整備費用の一部を補助している。

経営の向上、安定を図るために、引き続き省コスト化、近代化に資する漁具など漁業用機器の整備が必要である。

漁業の状況推移

	漁業経営	漁業就業	漁船数	漁獲高	漁獲高	1戸当たり漁	備考
	体数(戸)	者数(人)	(隻)	(t)	(万円)	獲金額(万円)	
平成元年	27	32	36	74	5,760	213	第8次センサス
平成5年	31	34	28	110	10,000	323	第9次センサス
平成10年	29	32	31	117	10,400	359	第10次センサス
平成15年	31	36	33	94	5,300	171	第11次センサス
平成20年	27	-	29	51	4,100	152	2008年センサス
平成25年	26	-	30	66	4,600	177	2013年センサス
平成30年	16	18	18	45	4,200	-	2018年センサス

資料：漁業センサス・港勢調査

●新たな漁業の展開

安定した漁場を確保するために、国頭漁業協同組合が沖合に設置するパヤオ(浮漁礁)に対して補助を行い、令和2年度に新たに1基を設置している。また、近年これまでの海ブドウ養殖に加え、新たにモズク養殖を行っているが、養殖場への赤土流入や新型コロナウイルス感染症流行により出荷が停止するなど大きな影響を受けている。

遊漁船やブルーツーリズムなど多角化する経営に対応し、加工販売による魚価の向上を図り、漁業就業者の収入の安定化を図る必要がある。

●後継者・担い手の育成(漁業後継者の育成)

本村では沿岸漁業が主体であり、平成30年度値で漁業経営体数は16戸、就業者数は18人、漁船数は33隻と減少が続いている。各支部の年齢構成は、東支部が30才代から50才代が多く、慶佐次支部については、60才以上の漁師が多く高齢化が進行している。東支部は近年、数名が新たに就業しているが、慶佐次支部については、1名のみである。

将来にわたり地域の漁業を維持・発展させるために、後継者や新規就業者など、担い手の確保が課題である。

政策の基本方針

漁業施設・設備等の再整備、栽培漁業の拡充、漁業後継者の育成等の施策を通して、漁業の振興を促進する。

●生産基盤の強化・経営の安定化

- ◆ 漁港及び漁港周辺環境の整備を継続して取組むとともに、設備等の更新を推進するなど、漁業基盤の老朽化対策・長寿命化を推進する。

●新たな漁業の展開

- ◆ 海ブドウ、モズク養殖等の栽培漁業を推進、産地ブランドの確立により漁業経営の安定向上、新たな雇用の創出を図る。
- ◆ 設置した漁礁の効果検証、定期的な維持管理を進め、次回の整備に反映させる。

●後継者・担い手の育成(漁業後継者の育成)

- ◆ 高齢化に対応して、後継者の確保・育成に取組むとともに、漁業経営の安定化に向け、助成制度の充実や遊漁、ブルーツーリズムの推進を図る。
- ◆ 地産地消や漁業者の収入向上のため、鮮魚直売体制の確立を目指す。

基本施策の展開

施策3-1 生産基盤の強化・経営の安定化

担当課：農林水産課

漁港施設とその周辺環境の整備及び適正な維持管理

- ① 漁港施設の整備について、今後は適切な維持管理に努める。
- ② 漁港周辺環境整備の推進では、今後も引き続き適正な維持管理に努める。

漁船装備の近代化促進

- ① 漁船、漁具などの装備の近代化・省力化に対し、農林水産業振興補助金などにより引き続き継続して支援を行う。

施策3-2 新たな漁業の展開

担当課：農林水産課

パヤオの設置推進

- ① 中層漁礁の設置等を進めるなど安定した漁場の確保を引き続き支援するとともに、漁礁や定置網の適正な維持管理への支援も継続する。

栽培漁業の推進

- ① 養殖試験を行うなど新たな栽培漁業事業の可能性の検証に努める。
- ② 赤土流出等による影響を受けやすいことから、東村赤土等流出防止対策地域協議会と連携し、赤土流出防止活動を推進する

施策3-3 後継者・担い手の育成(漁業後継者の育成)

担当課：農林水産課

新規就業者の確保 [戦略]

- ① 国頭漁業協同組合と連携し、新規就業者、担い手の確保に努め、新規就業者の中核漁業者への研修受入れ態勢を整える。

漁業経営の安定化

- ① 農林水産業振興補助金等を継続する。
- ② 漁業経営の安定化、事業の多角化として、水産物の直売体制の確立と加工品開発の推進に努めるとともに、引き続き遊漁、ブルーツーリズムの推進を図る。



慶佐次漁港



東漁港

4 商工業・新産業誘致

担当課:企画観光課

現状と課題

●地域特産品のPR・開発・販路拡大の促進

特産品のPR・特産品の開発・販路拡大については、村商工会と連携した取組を継続しており、地域特産品については33の特産品がある。平成30年度には本村がカボチャの拠点産地認定を受け、カボチャを使用した「カボチャプリン」がやんばるの産業祭りの推奨品として認定されるなど、特産品の数は着実に増えている。

本村の特産品を代表するパインアップルに関しては、大型ショッピングモールでパインフェア等を継続的に実施しており、販売促進とブランド化につながっている。また、ふるさと納税の返礼品として特産品のパインやマンゴー、カボチャ等の加工品を活用して村のPRを図っている。一方、観光関連業との連携は今後も継続・強化する必要がある。村観光推進協議会と道の駅との連携利用の強化が必要であり、修学旅行生が購入するような土産の商品開発については継続する必要がある。

加工食品の栄養成分表示の義務化により、平成30年度から令和元年度にかけて特産品販路開拓支援事業を実施し、村内7事業所が販売する特産品の栄養成分表示を作成したことで、より安全な特産品開発が図られた。今後は商品PR力を高める必要がある。

●各集落共同店の経営安定化促進

村商工会と連携し、平成30年度から令和2年度にかけて商品券発行業務を実施し、地域商店等の地元での消費を促した結果、一定の成果があったものの、各地区の共同店については、依然として厳しい経営環境にある。宮城区、平良区の共同売店が休業しており、高齢者など買物弱者へ影響がみられる。また、個人商店も経営者の高齢化が進んでおり、今後も休止が続くことが予想される。

●雇用の促進・企業誘致

本村における雇用の場は観光関連及び農業が主であり、商工関連での雇用については増加していないことから、新たな取組が必要である。

慶佐次通信所(ロランC局)跡地利用は、慶佐次区で計画が策定されており、具体的な進捗はみられないが、利用計画の見直しを含め地元と連携して取組む。五味観光跡地利用については、リゾートホテル建設に向け村有地の賃貸契約が済んでおり、建設に向けた取組が始まっている。このような跡地利用に加え、公共施設の跡地利用や空き施設の活用を図り、企業誘致等に向けた積極的な取組を進めていく必要がある。

政策の基本方針

商工業団体への支援の充実、地域商店の経営基盤の強化、新たな企業の誘致を推進し、雇用の拡大につなげる。

●地域特産品の PR・開発・販路拡大の促進

- ◆ 特産品のPR・特産品の開発・販路拡大については、新たな推奨品認定に向け取り組む。
- ◆ 商工会及び観光関連業との連携強化を推進する。

●各集落共同店の経営安定化促進

- ◆ 地域の活性化とともに、安定した経営支援に向けた施策の導入を図る。

●雇用の促進・企業誘致

- ◆ 商工業の底上げ、地場産業との連携、雇用促進施策の導入及び企業誘致による新たな雇用創出に向けた取組を進める。

基本施策の展開

施策4-1 地域特産品の PR・開発・販路拡大の促進

担当課: 企画観光課

特産品の PR・販路拡大 [戦略]

- ① 本村の特産品等に使用されているシンボルマーク、ロゴマークの適用範囲を拡大し、本村のイメージを視覚的に活用しながら特産品のPRに努める。
- ② 本村のPRキャラクターであるノグパー、パインマン1号の様々なバリエーションのデザインを展開し、商品デザインに取り組む。
- ③ 本村と交流のある福島県北塩原村との特産品物流交流を行い、特産品のPRに努める。
- ④ 村内農家や漁師、家庭菜園を営む生産者が収穫物を直売できる場の拡大に努める。

特産品の開発 [戦略]

- ① 村商工会や村内加工事業者と連携し、パインアップル等の特産品を活用した加工品等の商品開発(観光客用の土産等)及び村外企業(小売業者)と連携した商品開発を図る。
- ② ふるさと納税返礼品の開発を進めるとともに、新たな推奨品の認定に向けて取り組む。
- ③ ネット通販、民間小売業者との連携強化を図り、販路拡大を推進する。

関係団体との連携強化

- ① 商工会・観光関連各種団体との連携強化、商工会と地域商店等の連携、村観光推進協議会及びサンライズひがしの利用連携を強化する。

施策4-2 各集落共同店の経営安定化促進

担当課：企画観光課

共同店の経営支援・指導

- ① 村商工会による小規模事業者への経営指導や相談業務を行い、地元企業の経営支援・指導に取り組む。
- ② 村商工会と連携を図り、経済振興商品券を活用した地元商店等の支援と地元消費喚起を行い、村経済活性化に取り組む。

施策4-3 雇用の促進・企業誘致

担当課：企画観光課

雇用の促進 [戦略]

- ① 商工産業の振興に取り組むとともに、新たな雇用創出の施策導入を図る。
- ② 五味観光跡地のリゾートホテル建設計画を進め、雇用創出を図る。

企業誘致の推進 [戦略]

- ① 地場産業の振興に結びつく新たな企業誘致を促進するとともに、他地域からの転入者や村出身者のUターン者が生まれ育った村で子育てしやすい環境を整備し、人口増加に努める。
- ② 学校跡地活用(将来的な学校等統合後)について、企業誘致、商業用施設、企業の貸事務所やリモートワークスペース、文化施設、福祉施設等として貸し出すなど雇用創出に結びつくプランを検討に努める。



ノグパー&パインマン1号



特産品(かぼちゃプリン)

5 観光・交流

担当課:企画観光課

現状と課題

●本村の観光受入れの概要

本村の観光施設の入込み客数の推移は、平成28年度251,925人、平成29年度344,196人、平成30年度350,024人と年々と増加しており、その中でも民間観光施設の入込み客数が伸びている。福地川海浜公園のキャンプ需要も伸びており、慶佐次川マングローブ林のオーバーツーリズムを解消するためにも、目的地が分散されるのは望ましい傾向である。

観光客入込み客数

	つつじ祭り	山と水の生活博物館	主な民間観光施設	福地川海浜公園	文化スポーツ記念館	エコパーク	福地ダム	新川ダム	ヒルギ公園				農業体験等		合計(人)
									修学旅行		一般エコツアー客	一般入込み客	人	校	
									人	校					
平成26年度	33,014	9,126	52,561	-	-	59,812	21,752	5,204	14,299	292	28,132	50,780	11,157	79	285,837
平成27年度	41,245	11,409	37,053	10,207	-	77,850	16,611	4,539	15,550	303	31,326	33,171	9,339	66	288,300
平成28年度	33,334	10,122	48,857	13,928	-	47,049	16,772	7,507	14,342	306	16,770	35,109	8,135	42	251,925
平成29年度	37,250	13,357	96,705	13,910	5,487	59,553	12,086	3,925	15,363	307	24,798	50,385	11,377	62	344,196
平成30年度	35,106	14,215	104,654	14,150	5,527	58,369	11,346	3,685	14,644	325	25,459	51,388	11,481	71	350,024
令和元年度	0	12,401	104,740	15,934	4,600	51,024	9,791	3,337	14,187	243	24,552	49,270	10,572	68	300,408

資料:企画観光課

●エコツーリズム・グリーンツーリズム・ブルーツーリズム等

エコ・グリーン・ブルーの各ツーリズムを取りまとめる村観光推進協議会のNPO法人化により組織体制が強化され、営業活動や各種事業を積極的に推進したことで飛躍的に発展している。

エコツーリズムについては、ふれあいヒルギ公園を活用した体験型観光が安定した入込み客の実績をあげている。グリーンツーリズム(農家民泊等)については、村観光推進協議会が会員(民泊農家)の育成や営業活動に取組み、令和元年度の受入れ数が12,775人となるなど飛躍的に成果をあげている。ブルーツーリズムについては、体験フィールド及びプログラムの開発が遅れており、エコ・グリーンと比較すると低調な実績となっている。

森林ツーリズム・ダムツーリズムについては、福地ダム対岸のウコール山、カタナバーコースのトレッキングの商品開発が行われ、これまで数回モニターツアーを実施している。民泊においてはキャパシティの問題から広域的な連携は必要であり、現在、大宜味村・国頭村と協力しながら実施しているが、民泊事業者の高齢化は課題である。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、農家と衣食住を共にする民泊の実施が厳しい状況である。

これらの各ツーリズムの人材育成は、東村観光推進協議会が主体となってガイドの質の向上が図られている。

●観光施設の整備推進

平成28年9月にやんばる国立公園に指定され、現在は世界自然遺産の登録に向けて一丸となって取り組んでいる状況である。村民の森の整備については料金所、東屋、屋外ステージなどが完了している。令和2年度においては園路、屋外ステージ外構を整備しており、来訪者の利便性の向上が図られている。慶佐次通信所(ロランC局)跡地の利活用ははまだ検討中である。

政策の基本方針

やんばるの自然環境の保全活用による持続可能なエコ・グリーン・ブルーツーリズムを推進する。世界自然遺産の登録を見据え、3村連携による体制づくりに取り組む。

●エコ・グリーン・ブルーツーリズム、体験型観光の充実強化

- ◆ エコ・グリーンツーリズムをさらに拡充するとともに、既存施設の活用によるブルーツーリズムの振興を図る。
- ◆ 国頭村・大宜味村とのツーリズムの相乗効果、広域的連携の推進に取り組む。

●観光施設の整備推進

- ◆ 世界自然遺産の登録及び保全活用、自然を生かしたフィールドの整備や村民の森の整備、慶佐次通信所(ロランC局)跡地利用について、地域や関係機関と連携して力強く推進する。

基本施策の展開

施策5-1 エコ・グリーン・ブルーツーリズム、体験型観光の充実強化

担当課:企画観光課

農家と連携したグリーンツーリズムの推進、ブルーツーリズムの振興 [戦略]

- ① 冬の季節風の影響を受けにくい環境を活かし、福地川海浜公園、ブルーツーリズム体験施設を利用した新たなブルーツーリズムプログラム開発や活用フィールドの開拓に取り組む。
- ② 農家民泊や農業体験の顧客満足度を高めるため、エコ・ブルーツーリズムのプログラムとの利用連携を図るとともに、農家間の意見交換や研修会を実施しながら、農業体験の質の向上に取り組む。

新しいツーリズムの創出

- ① 体験・滞在・交流を組み合わせた体験、かつての炭窯跡ややんばる船着港跡を活用した歴史体験、新たな環境保全型の体験等を追加した地域ストーリーづくり、地域資源の掘り起こしや新たな活動フィールドの整備等に取り組む。
- ② 福地ダム湖面周辺を活用したダムツーリズムを開拓し、森林ツーリズムやダムツーリズムを正

式な商品として売り出すため、各種関係団体と調整しながら取り組む。

- ③ 新型コロナウイルス感染症対策に万全を期した着地型ツアー内容を新たに企画・提案する。

観光人材の育成

- ① 世界自然遺産登録後における入込み客の増加に対応するため、各ツーリズムのガイド等の質の高い人材の育成に今後とも取り組んでいく。
- ② 地域のおもしろい人、博識な人、おしゃべり好きな人等をネットワークして、各種の体験プログラムに協力してもらおう人材バンクの整備、リゾート誘致による雇用拡大などに取り組む。

ツーリズムの相乗効果、広域的連携の推進

- ① 民泊事業において、国頭村・大宜味村との広域連携に向け今後も運営協議を継続する。

観光振興計画の策定推進

- ① 令和3年度に「東村第3次観光振興計画」を策定するとともに、観光資源の状況や観光満足度、観光ニーズ等を定期的にモニタリングし、ニーズの変化に対応できるよう取り組む。

施策5-2 観光施設の整備推進

担当課：企画観光課

「奄美・琉球世界自然遺産」登録への取組の促進

- ① 世界自然遺産登録に向けて関係市町村や機関・団体と協力して取組むとともに、やんばるの森を持続可能なように保全・活用するために必要な施設の整備に取り組む。
- ② 北部地域の希少動物の生態系を保護するため、村民や県民とともに取り組んでいく。
- ③ 環境への過重な負荷がみられるフィールドでは、総量規制や定量的な資源管理を行い、保全と利用のバランスがとれた適正な利用調整に努める。

村民の森施設等の整備の継続推進

- ① 村民の森宿泊施設の整備に関しては、今後も費用対効果等を考慮し実施に向け調査等を行う。
- ② 慶佐次通信所(ロランC局)跡地・五味観光跡地利用について、地域や関係機関の意向を尊重しつつ、本村の観光振興コンセプトを踏まえて企業誘致やライフラインの整備を図る。

施設管理運営体制の充実

- ① 村営の観光施設等に対し指定管理等の導入効果を精査して安定的な運営を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策や観光案内機能の充実など運用改善を支援する。

1 過疎対策の推進

担当課：企画観光課 福祉保健課

現状と課題

●活用可能な財政支援の取得・推進

平成28年度に策定された「第1期東村総合戦略」については、定住促進検討委員会にて定期的に効果検証を行っており、実施できなかった施策もあったが一定の効果をあげることができた。また、本村の「過疎地域自立促進計画」の期間は平成28年度から令和2年度であり、同時期に「第5次総計（後期基本計画）」、「第2期東村総合戦略」の策定を推進することとなる。これらを連携させ、かつそれぞれに紐づけられた交付金や補助事業を活用して、効率的な財政運営のもと村おこしを推進していく必要がある。

●結婚支援

東村商工会青年部の主催による婚活イベント、婚活サポート支援事業の開催等に取り組んでいる。今後の課題として、定期的なイベント開催に至っていないため関係機関と連携し、結婚支援の情報収集やサポート支援を検討する必要がある。

●跡地利用の推進

慶佐次通信所（ロランC局）跡地については、跡地利用計画基本方針が平成28年度に策定されてから年数が経過しているため、令和2年度よりこれまでの取組の検証、今後の体制について跡地利用推進委員会が議論している。五味観光跡地については、大型のリゾート計画が進んでいることから、施設の競合など含めて現在計画の再検討中である。

また、駐留軍用地跡地利用に関する市町村支援事業のアドバイザー、コンサルタント派遣事業を活用し、有識者からのアドバイスをもらいながら、今後の跡地利用について取り組んでいる。

政策の基本方針

総合計画及び総合戦略、過疎地域自立促進計画等に位置づけた施策財政支援を活用しながら推進する。また、新たに結婚支援を過疎対策に位置づけ、人口減少への問題意識を持った取組として展開する。

●活用可能な財政支援の取得・推進

- ◆ 東村総合戦略及び東村過疎地域自立促進計画との整合を図り、過疎地域の諸課題に取り組んでいく。

●結婚支援

- ◆ 若者の定着、村づくりの担い手の確保など人口減少を食い止め、子育て世代を増やす第一歩として、結婚支援の取組を強化する。

●跡地利用の推進

- ◆ 慶佐次区通信所(ロランC局)跡地、同じく慶佐次区の五味観光跡地について、関係者と協議を進め、跡地活用を推進する。

基本施策の展開

施策1-1 活用可能な財政支援の取得・推進

担当課: 企画観光課

東村過疎地域自立促進計画等の推進

- ① 令和3年度から始まる過疎地域自立促進特別措置法の新法制定を踏まえ、村計画の位置づけや内容等については、「第2期東村むら・ひと・しごと創生総合戦略」と連携して取組んでいく。

施策1-2 結婚支援

担当課: 福祉保健課

出会い・結婚の支援 [戦略]

- ① 出会いの場・機会の創出、関連情報の提供に取組み、婚活事業、結婚祝い金事業の拡充を推進する。

施策1-3 跡地利用の推進

担当課: 企画観光課

慶佐次通信所(ロランC局)跡地利用の推進

- ① 慶佐次区民、地権者、村による跡地利用推進の再検討に取組む。これらの意向を尊重しつつ、本村の観光振興コンセプトを踏まえて企業誘致やライフラインの整備を図る。

五味観光跡地利用計画の推進

- ① 地域や関係機関の意向を尊重しつつ、村の計画として基盤整備等との整合を図り、事業計画を推進する。

2 地域雇用の対策

担当課：企画観光課 農林水産課

現状と課題

●就職支援

就職相談として求人紙の掲示などのほか、新規就農者については「農業次世代人材投資事業」による就農給付金の斡旋、利用可能な農地の紹介などを行っている。また、観光産業においては、ダイビングインストラクター及びPAインストラクターの資格取得のための人材育成事業を実施し、一定の成果をあげている。しかし、資格取得には、多額の予算と日数(本土派遣)が必要であり、資格取得後の定着率も課題となっている。

広域的な雇用対策の連携については、周辺市町村と連携し就職情報の提供を行うことになるが、広域市町村との連携はほとんど実績がないため、情報を集約する窓口の整備が課題である。

●持続的な雇用体制の取組

若者の雇用機会の課題として挙げられるのが、第一次産業に従事する若者が少ないこと、若者を必要とする観光産業で村内での人材が不足していることであり、課題解決にはI・J・Uターン者の定住促進事業との連携が必要である。また、若者の雇用先の多様化も人口定着には必須であり、製造業や新しい産業等の誘致が今後必要だと考えられる。

農漁業の新規就労や担い手育成は、就農給付金や産業支援住宅の整備等で一定の効果は得られているが、今後は、認定農業者の増加に取組み、補助の枠を広げていくことを検討したい。

労働力状況の比較（単位：人、％）

市町村	15歳以上 人口総数	労働力人口			非労働力 人口	労働力率 (%)	非労働力 率 (%)	完全失業 率 (%)
		総数	就業者	完全 失業者				
県 計	1,170,446	629,394	589,634	39,760	398,505	61.2	38.8	6.3
国頭郡計	54,544	32,101	29,909	2,192	22,089	59.2	40.8	6.8
東 村	1,488	968	937	31	519	65.1	34.9	3.2

資料：平成 27 年国勢調査

政策の基本方針

地域雇用の拡大を目指し、観光や農業に関連した産業を中心に、若者の雇用機会の増加促進、地域定着を図るとともに、民間企業の誘致促進に取組み雇用の確保・創出を促進する。

●就職支援の充実

- ◆ 新規就農、後継者の確保、雇用対策に取り組む。

●持続的な雇用体制の構築

- ◆ 農業の担い手、後継者育成に向けた支援に取り組むとともに、商工業での雇用確保に向けた企業誘致に取り組む。
- ◆ 観光分野での技能・資格取得に向けた支援を推進する。

基本施策の展開

施策2-1 就職支援の充実

担当課：企画観光課

就職相談の推進 [戦略]

- ① 沖縄県などと連携した就業情報の提供や、若者や女性をはじめとする人材の地元就職やU・Iターン就職がしやすくなる支援を行う。

広域的な雇用対策の連携推進 [戦略]

- ① 周辺市町村と連携し就職情報の提供を行うが、広域市町村との連携はほとんど実績がないため、広域市町村での情報を集約する窓口の整備に取り組む。

施策2-2 持続的な雇用体制の構築

担当課：企画観光課 農林水産課

後継者の育成促進

- ① 農林水産業の後継者を育成するため、研修会の計画等に取り組む。
- ② 後継者を育成する組織を設置して、農漁業の担い手、商店や観光業の後継者の育成促進に取り組む。

若者の雇用機会の増加促進 [戦略]

- ① 各ツーリズムの体験・参加型観光の推進により、若者の雇用機会の増加促進、地域定着を図る。東村観光推進協議会等の観光事業者との連携を強化して人材育成を推進していく。
- ② 民間企業との雇用創出連携事業として、村内に進出する企業と連携した取組を進め、若者の人材確保に努める。

技能・資格取得の促進

- ① 今後も技能・資格取得の促進に向け、継続的な育成支援を推進する。
- ② 本村に所在する事業所且つ本村に住所を有する従業員を対象に、資格取得に係る費用の一部を助成し、若者の雇用促進と人材確保を推進する。

3 移住・定住の促進

担当課：企画観光課 福祉保健課 教育委員会 農林水産課 建設環境課

現状と課題

●情報発信の強化

本村においては、「子育て世代」をターゲットとし、住宅の整備、学習環境の整備、子育て支援、福祉の充実、雇用の創出、生活環境の整備及び産業の振興など複合的な取組を行い、定住促進につなげる施策を推進してきた。しかし、令和2年度目標人口である1,804人に対し、達成1,622人と182人足りていない状況である。今後も継続的な支援とニーズに合った新たな支援策の検討と効果的な取組が重要となる。

また、情報発信の強化として、東京や大阪などにおいて移住フェア等で積極的にPRを行っている。コロナ禍を経た今後は、オンライン移住相談会の実施などインターネットを介した情報発信にも取組む必要がある。

●受入れ・定着のための環境整備

移住・定住に係る雇用創出についても多様な職業選択ができる施策が必要である。

生活環境整備はかなり進んでいる状況であり、今後も住民の意見を参考にして改善・整備に取り組んでいく必要がある。住宅整備では、定住促進住宅、産業支援住宅の整備でかなりの効果がみられるため、今後も継続して集合型の住宅整備を行う必要がある。子育て支援については、子育て支援センター、一時保育事業、フリースペースあがりキッズなどで子どもの預かり保育を行うことにより、子育て世帯の負担軽減が図られた。子どもの学習環境について、普通教室の空調整備は終了している。福祉の充実では、公的扶助や各サービス事業を移住者に対しても提供できたが、今後も住民のニーズに即したきめ細やかな対応が必要である。

定住促進住宅 [再掲]

令和2年度

住宅名	所在地	建設年度	構造	戸数(戸)	間取/戸数
平良定住促進住宅	平良 489	平成21年度	RC 平屋建て	3	2DK/3戸
平良定住促進住宅	平良 489	平成23年度	〃	1	2DK/1戸
有銘定住促進住宅	有銘 75-5	平成23年度	〃	4	2DK/4戸
川田定住促進住宅	川田 431-1	平成25年度	〃	4	2DK/4戸
宮城定住促進住宅	宮城 202	平成27年度	〃	4	2DK/4戸
産業支援住宅	宮城 25-3	令和2年度	〃	4	2DK/4戸
オアシスげさし	慶佐次 777-1	平成26年度	RC3 階建て	21	1K(3戸),2LDK(15戸),3LDK(3戸)
キングス川田	川田 521-14	平成30年度	RC3 階建て	20	1LDK(3戸),2LDK(14戸),3LDK(3戸)
アザレアたいら	平良 779-14	令和2年度	RC3 階建て	18	1K(3戸),2LDK(12戸),3LDK(3戸)

資料：建設環境課

政策の基本方針

本村への移住・定住に関わる様々な情報発信力を高めるとともに、受入・定着のための環境整備の拡充に取り組む。

●情報発信の強化

- ◆ オンライン移住相談会の実施、村のホームページやSNSを活用したPR、パンフレット等の拡充に取り組み、本村の魅力を発信する。
- ◆ 移住コンシェルジュを位置づけ、移住者への相談・情報窓口を整備する。

●受入れ・定着のための環境整備

- ◆ 就業・生活環境に関わる支援策の充実、新たな産業の創出に取り組む。
- ◆ 観光推進協議会と連携し、グリーンツーリズムを活用した田舎暮らし体験に取り組む。

施策3-1 情報発信の強化

担当課：企画観光課

定住・移住相談件数の増加につながる情報の提供 [戦略]

- ① SNSを使った移住・定住情報の発信、ポータルサイトの作成、パンフレットの作成などとともに、YouTubeチャンネルを活用した地域情報やイベント情報の発信、オンライン移住相談会の実施に取り組む。
- ② 田舎暮らし体験住宅の利活用を推進する。

移住・定住者の増加につながる体験事業の拡充 [戦略]

- ① ファミリーや大人を対象にした農家民泊を促進する。
- ② 農業や観光分野へのインターンの受入れを促進する。
- ③ 地域おこし協力隊の積極的な受入れに取り組む。また、企業からの地域おこし協力隊として派遣を受け入れ、本村の観光や物産の営業活動に取り組む。

移住相談コンシェルジュの設置 [戦略]

- ① 移住コンシェルジュによる相談窓口の開設に取り組み、村内の居住環境や仕事の斡旋、地域ルールや地域の実情について情報提供・相談し、移住後のフォローアップについてもアドバイスできる人材の確保に取り組む。

施策3-2 受入れ・定着のための環境整備

担当課：企画観光課

産業の創出・魅力向上 [戦略]

- ① 農業研修機会の充実及び農業次世代人材投資事業の活用を行い、新規就農者の増加を図る。
- ② 商業用施設・貸事務所・貸倉庫棟の整備に関して、定住促進住宅を商業施設や貸事務所として整備し、新たに創業する若者の雇用促進につなげる。
- ③ 道の駅や観光施設にテナントスペースを整備し、貸店舗や貸事務所として活用可とする。
- ④ ワークーションの誘致に関して、公共施設等の跡地や空部屋を企業へワークーションとして利用できる環境整備に取り組むほか、農業や観光分野へのインターンの受入を推進する。

生活環境の充実 [戦略]

- ① 就業とともに生活環境として優先される子育て支援、空き家バンクの活用、定住促進住宅の整備の充実に取り組む。
- ② 公共料金支払いの多様化に対応するため、現在JA及び郵貯の口座引き落としまたは窓口の手続きのみであるところを、コンビニやクレジットカード決済ができるよう取り組む。



キングス川田



オアシスげさし



定住促進住宅(戸建て)

1 行政運営の充実

担当課：総務財政課

現状と課題

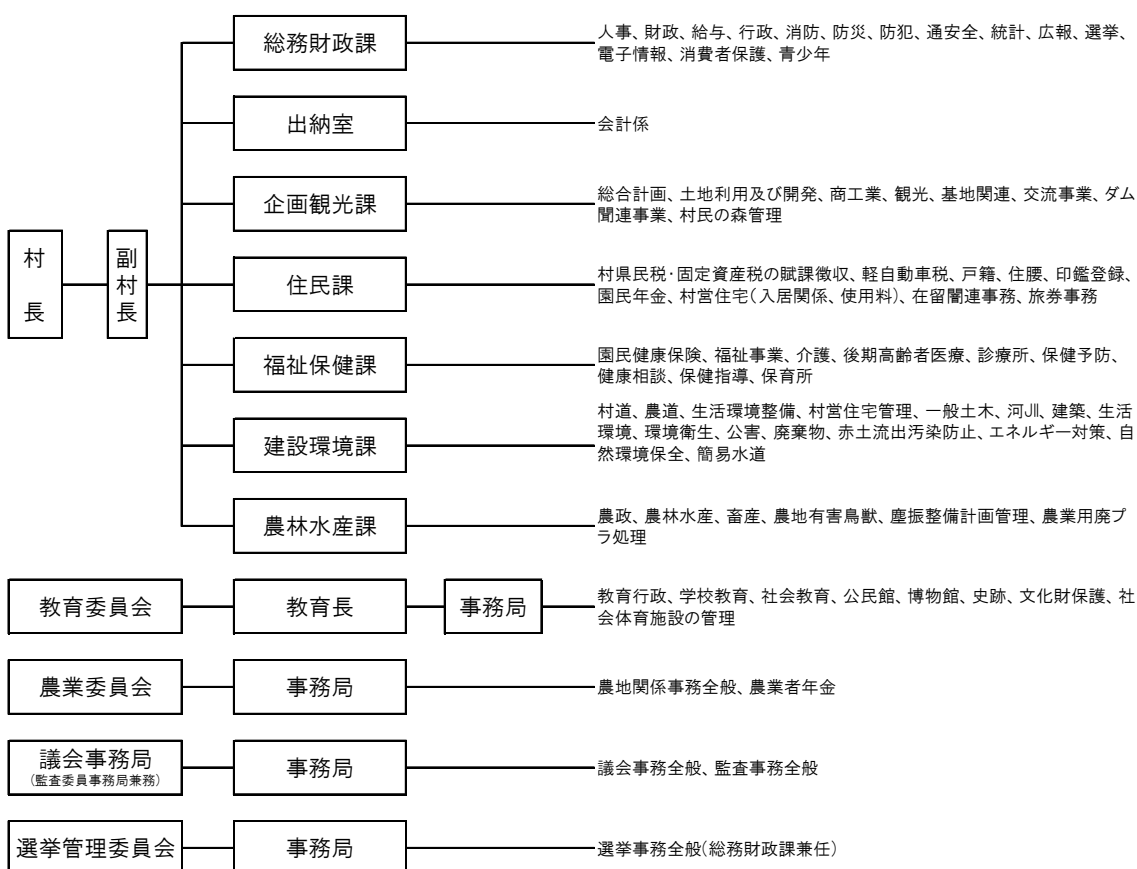
●本村の行政運営

行政運営の大きな流れとして、国から地方へ権限を移譲し、住民に最も身近な基礎自治体の役割を強めることにより、地域に住む住民自らの判断と責任において地方自治に取り組むことができる形に転換しようとしている。そのため地域主権に対応した自主性・自立性の高い体制づくりを進め、地域の実情に合った村政を展開していくことが必要である。

本村の行政運営を効率的かつ円滑に推進していくためには、村民の立場に立った視点と社会情勢の変化に適切に対応していける行政運営体制の確立が必要である。行政機構の整備拡充に継続して取り組むとともに、人事評価を実施して人事管理の適正化に努める必要がある。ほかにも、法律改正等に対応して住民サービス業務を拡充すること、民間委託業務を推進すること、電子自治体の構築を促進することなどが課題である。

東村役場機構図

令和2年4月1日



政策の基本方針

行政運営の整備拡充に向けて、職員人材の育成、民活導入の可能性の検討とともに、Society 5.0 時代の地方のあり方に応える取組を進める。そのために、行政機構の整備と広域行政への対応に努める。

●行政機構の整備拡充

- ◆ 人材育成に取り組むとともに、民間企業とのパートナーシップの導入について検討する。
- ◆ スマート自治体構築の進展に対応する体制づくりに取り組む。
- ◆ 村税等の徴収強化や公共施設使用料及び財産貸付使用料等の見直しを行い、財源確保に努める。

●広域行政への対応促進

- ◆ 近隣市町村との連携体制の強化に取り組み、定住自立圏の拡充に向けた広域事業の効率的運営を推進する。

基本施策の展開

施策1－1 行政機構の整備拡充

担当課：総務財政課

職員の能力・意識向上、人事管理の適正化

- ① 新たな行政課題を見つけ、適切な政策・施策に結実させ、自ら実行する能力を備えた職員の育成を目指し、自己管理能力ややる気の向上、能力開発の資質向上の機会を整備する。
- ② 職場研修、人事評価を実施して適正化に努める。
- ③ 村政への住民意見を広く反映させるため、女性管理職の登用に努める。

民間委託業務の推進

- ① 本村の行政業務における民活可能性について、どのような形態が望ましいか検討する。
- ② 企業等と包括的業務提携等のパートナーシップを結ぶこともあわせて検討する。

電子自治体構築の促進

- ① インターネット等による行政情報サービスの提供、村民、企業、さらに国・県などとの間の手続きの電子化を進め、ワンストップサービスの実現に取り組む。
- ② 公文書管理法に準拠した形で、公文書管理の電子化、電子決済等のシステムの導入等の検討を行う。
- ③ マイナポータル等を通じた電子申請や電子申告、住民異動届のタブレット入力など各種手続きの電算化を今後協議し、順次導入を図る。

施策1-2 広域行政への対応促進

担当課:総務財政課

近隣市町村との連携強化

- ① 北部広域市町村圏事務組合・国頭地区行政事務組合との連携強化に取り組む。
- ② 関係省庁や機関から適宜必要な助言や情報提供を受け、制度の選択と国・県・村の役割分担の明確化を進める。

広域事業の効率的運営

- ① 広域クラウドはこれから進むことが予想されるので積極的に推進する。
- ② 近隣市町村との定住自立圏の拡充に向けて取り組む。
- ③ 国立公園の管理運営や世界自然遺産登録に向けた取組みで、国頭村、大宜味村との協働機会を維持・拡大し、やんばるの自然の一体的な保全に取り組む。



2 財政運営の健全化

担当課：総務財政課 住民課

現状と課題

●本村の財政運営

本村の財政状況について、令和元年度一般会計決算で見ると歳入が3,300,452千円、歳出が3,101,678千円となっている。歳入総額における自主財源比率は31%で、地方交付税、国庫支出金等の依存財源が69%と国に大きく依存している。

財政構造の弾力性を測る比率となっている経常収支比率については、一般的に76%~85%では要注意ゾーンとなるが、平成26年度から令和元年度にかけて82%から86%の範囲で硬直化が進んでいる。また、公債比率(20%を超えると地方債発行の制限を受ける)はここ10年で一番高く8.8%となった。

自主財源比率が依然として低く、財源確保の取組み強化が求められる。近年では、税徴収吏員を配置するなど徴収率を上げており(令和元年度徴収率94.5%)、一定の効果が出ているが他市町村と比較するとまだまだ低い状況である。今後も引き続き、適正な債権管理や徴収率向上へ向けた取組が求められる。

平成27年度から自主財源の確保として本格的に取組んでいる東村ふるさとづくり応援寄付金については、平成29年度から令和元年度まで1億円台で推移しており、令和2年度においても1億円強が見込まれる。今後も返礼品の開発等に取り組み、さらなる財源確保に努める。

財政指標の推移(普通会計) 単位：千円、% 令和元年度

科 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
歳入総額	3,087,274	3,850,267	3,248,449	3,976,378	3,300,452
自主財源 (自主財源比率)	594,835 19.3	772,529 20.1	842,883 25.9	797,954 20.1	1,020,393 30.9
財政力指数	0.15	0.16	0.16	0.16	0.16
歳出総額	2,859,233	3,606,386	3,039,135	3,793,837	3,101,678
実質収支比率	13.1	8.5	11.5	10.5	10.4
経常収支比率	83.6	82.2	84.4	82.3	86.1
実質公債費比率	6.5	6.4	6.6	7.1	8.8

資料：総務財政課

村税徴収率実績 単位：(%)

村県\年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
東村	90.4	91.8	90.0	92.5	94.5
県平均	95.5	96.2	96.6	97.0	97.2
ポイント差	-5.1	-4.4	-6.6	-4.5	-2.7

資料：住民課

※徴収率＝徴収額÷調定額×100

政策の基本方針

安定的な財政運営のため歳入・歳出の効率化を進め、中長期的な視点で持続可能な財政基盤の確立に努めるとともに、公共施設等総合管理計画等に沿った公共施設の適切な維持管理を進める。

●効率的な財政運営

- ◆ 債務償還能力と資金繰り状況を精査し、経常経費比率を抑えるなど財政の健全化に努める。
- ◆ 計画的で効率的な財政運営に資する既存制度の活用を努める。

●自主財源確保の取組強化

- ◆ 村税の課税にあたっては、的確に課税客体を把握し、税法及び条例に則った賦課を行い、納税者の制度の周知や徴収の利便性及び徴収率を高めるよう努める。
- ◆ 徴収業務においては、新たな滞納者の発生をなくすとともに高額・長期滞納者における滞納額の縮小に努め、会計年度における不納欠損額ゼロ・縮小を目指す。

基本施策の展開

施策2-1 効率的な財政運営

担当課：総務財政課

経常経費の節減

- ① 自主財源の強化として、引き続き滞納整理・ふるさと納税等を積極的に取組むとともに、公共施設跡地利用、村有地の財産貸付や施設使用料等の見直しを行い、財源確保に努める。
- ② 今後の人口推移や村づくりの方針などをふまえ、公共施設について集約化・複合化を進めて施設総量を縮減し、更新費用や維持管理を抑制する。
- ③ 東村行政改革推進委員会を設置し、効率的な財政運営が行えるよう行財政計画大綱を策定する。

財政の重点的・効率的配分

- ① 地方債償還状況を踏まえ、新規事業は財政を圧迫することのないよう計画的に取組む。
- ② ふるさとづくり応援寄附基金、東村水源基金等の活用について基金の趣旨を十分に理解し、効果的な活用に努める。

既存法制度の効率的活用

- ① 補助率の高い事業の積極的な活用を継続して導入する。

施策2-2 自主財源確保の取組強化

担当課:住民課

税負担の適正化、公平化

- ① 適正課税の確保のため、十分な審査と調査等の実施体制を整えるとともに、滞納整理においては、滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応する。

課税客体への賦課徹底

- ① 課税客体を的確に把握するとともに、滞納者の実態把握と滞納整理事務の強化を行い、徴収率を向上させて自主財源の確保に努める。
- ② 住民税においては、申告相談(各字・役場窓口)における正確できめ細やかな賦課を行い、申告データの課税誤りやエラー等のチェック体制を整える。また固定資産税では、新たな家屋や施設、設備等の情報収集を行い確実な賦課に努める

村税等の徴収強化

- ① 村税の役割を周知徹底し、納税意識の向上に努めるとともに、相談体制の充実を図る。
- ② 各税担当と徴収員の綿密な連携と課内徴収対策会議を定期的実施し、関係課との合同徴収業務のさらなる強化を図る

第2期
東村むら・ひと・しごと創生
総合戦略

1 むら・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標

1-1 上位に位置づけられる国・県の戦略

■国「第2期まち ひと しごと創生総合戦略」（令和元年12月 閣議決定）

①基本的な考え方と政策実行・企画にあたっての基本方針

第2期総合戦略では、地方創生の目指すべき将来として、「将来にわたって『活力ある地域社会』の実現」と、『東京圏への一極集中』の是正の2つを掲げている。また、第2期における施策の方向性を踏まえ、政策5原則が次のとおり見直されている。

表 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げられている政策5原則

政策5原則	自立性	地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取組む。
	将来性	施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取組む。
	地域性	地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取組む。
	総合性	施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取組む。
	結果重視	施策の結果を重視するため、明確な PDCA メカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

出典：「まち・ひと・しごと創生総合戦略-概要-」より作成

②今後の施策の方向性

施策の方向として、4つの基本目標及び2つの横断的な目標が掲げられた。

<p><基本目標①> 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現、安心して働ける環境の実現</p> <p><基本目標②> 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる 地方への移住・定住の推進、地方とのつながりの構築</p> <p><基本目標③> 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備</p> <p><基本目標④> ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保</p> <p><横断的な目標①> 多様な人材の活躍を推進する 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進、誰もが活躍する地域社会の推進</p> <p><横断的な目標②> 新しい時代の流れを力にする 地域における Society5.0 の推進、地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり</p>

■沖縄県「沖縄 21 世紀ビジョンゆがふしまづくり計画(沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略)」(令和 2(2020)年 3 月)

「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画(沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略)」は、沖縄県の人口動態の現状と課題を分析した上で、めざすべき社会の姿を描き、到達するために必要な施策体系を示したものである。国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、「沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂している。さらに同計画では、SDGsの視点や関係人口の創出・拡大、新しい時代の流れを力にした取組みなど施策の拡充等を図っている。計画期間は、平成26年から21世紀ビジョン基本計画終了年度の平成33年度の8年間である。

目指すべき社会として、「『しごと』が『ひと』を呼び、『ひと』が『しごと』を呼び込む好循環を確立し、好循環を支える『まち』に活力を取り戻す」としている。その社会を実現するために、3つの基本施策と1つの横断的な目標を挙げている。

<基本施策①> 自然増を拡大するための取組(安心して結婚・出産・子育てができる社会)

1. 結婚・出産の支援の充実
2. 子育てセーフティネットの充実
3. 女性の活躍推進
4. 健康長寿おきなわの推進

<基本施策②> 社会増を拡大するための取組(世界に開かれた活力ある社会)

1. 雇用機会の拡大
2. 稼ぐ力の向上と地域産業の競争力強化
3. UJターン時の環境整備
4. 交流人口の拡大
5. 関係人口の創出・拡大
6. 新しい人の流れを支えるまちづくり
7. 文化によるまちづくり

<基本施策③> 離島・過疎地域の振興に関する取組(個性を活かした持続可能な社会)

1. 定住条件の整備
2. 特色を活かした産業振興
3. Uターン・移住の推進

<横断的な施策> 持続可能な地方創生を推進する取組

1. 人材を育て、活躍を支援する取組
2. 企業版ふるさと納税等の推進
3. 新しい時代の流れを力にした取組
 - Society5.0に向けた技術の活用
 - SDGsの推進

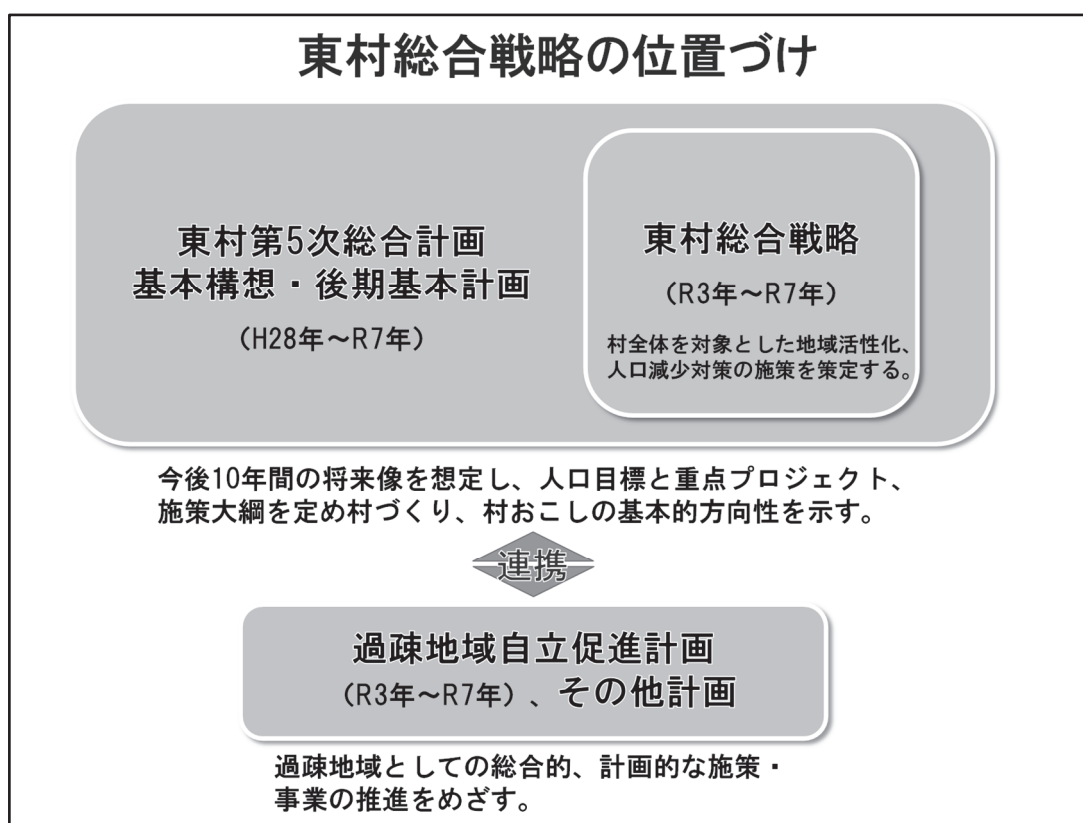
1-2 第2期東村総合戦略の目的・期間

本村では平成28年度に「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて、「東村人口ビジョン」及び「東村 むら・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、5つの基本目標に基づき各種取組みを実施してきた。

第2期東村総合戦略では、国や県の地方創生にむけた計画を勘案しながら、国から提供される産業・人口などに関する地域データやアンケート調査結果等を分析し、地域の特性に応じた むら・ひと・しごとの好循環を確立することを目的としている。

対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年間とする。

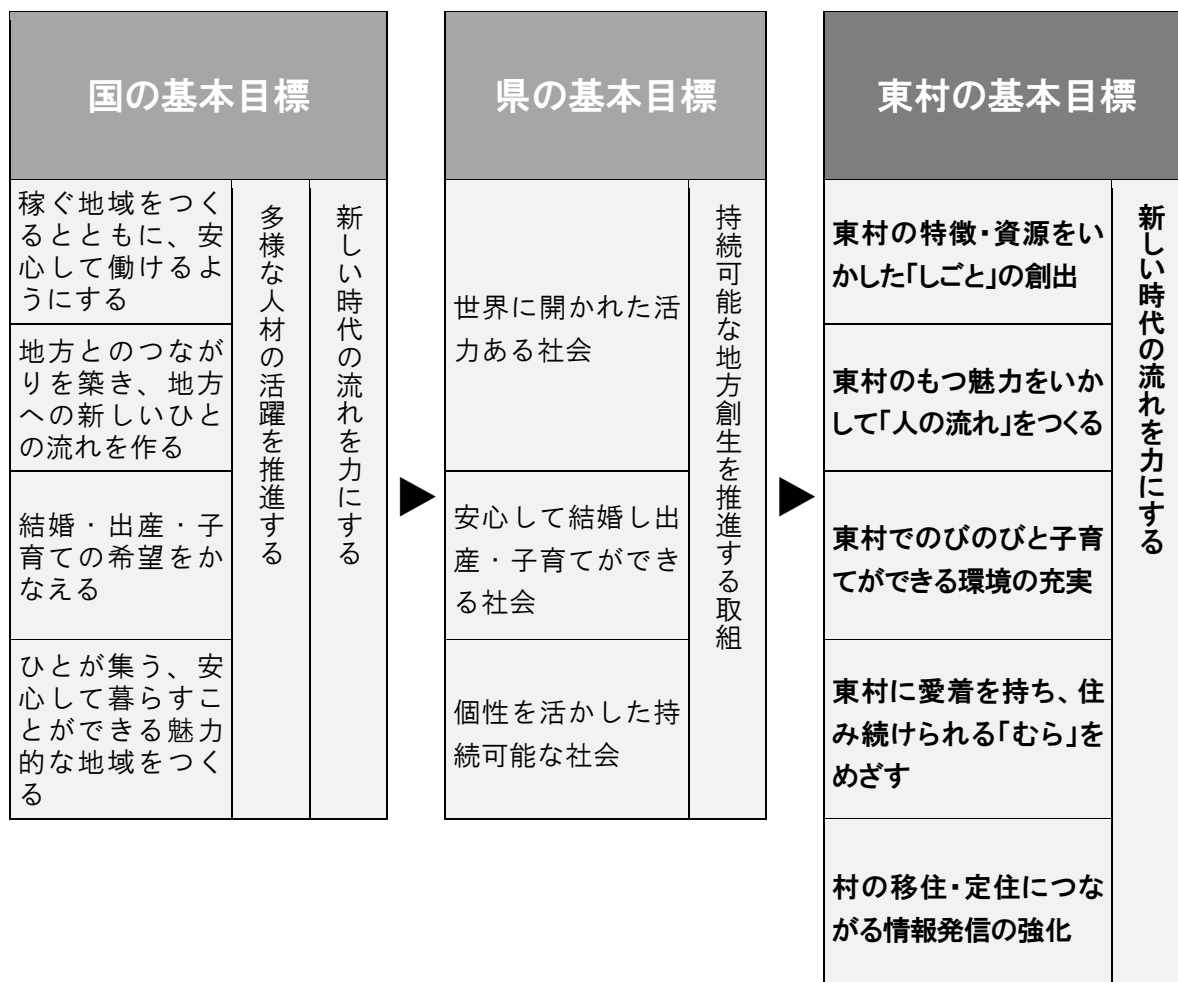
東村総合戦略の位置づけ



1-3 第2期東村総合戦略の基本目標・取組方針

■基本目標

第1期東村総合戦略では、雇用の創出、産業振興に力を入れながら、住みやすく魅力ある住環境、子育て支援の拡充を図り、村民が誇りを持てる「自然豊かなむらづくり」の実現を位置づけた。第2期東村総合戦略ではその目標を継承しながら、国が新しく追加した横断的な目標に対応し、本村の横断的な目標を定める。また、基本目標の5つ目「情報発信の強化」については、第1期より継続して定めることとする。

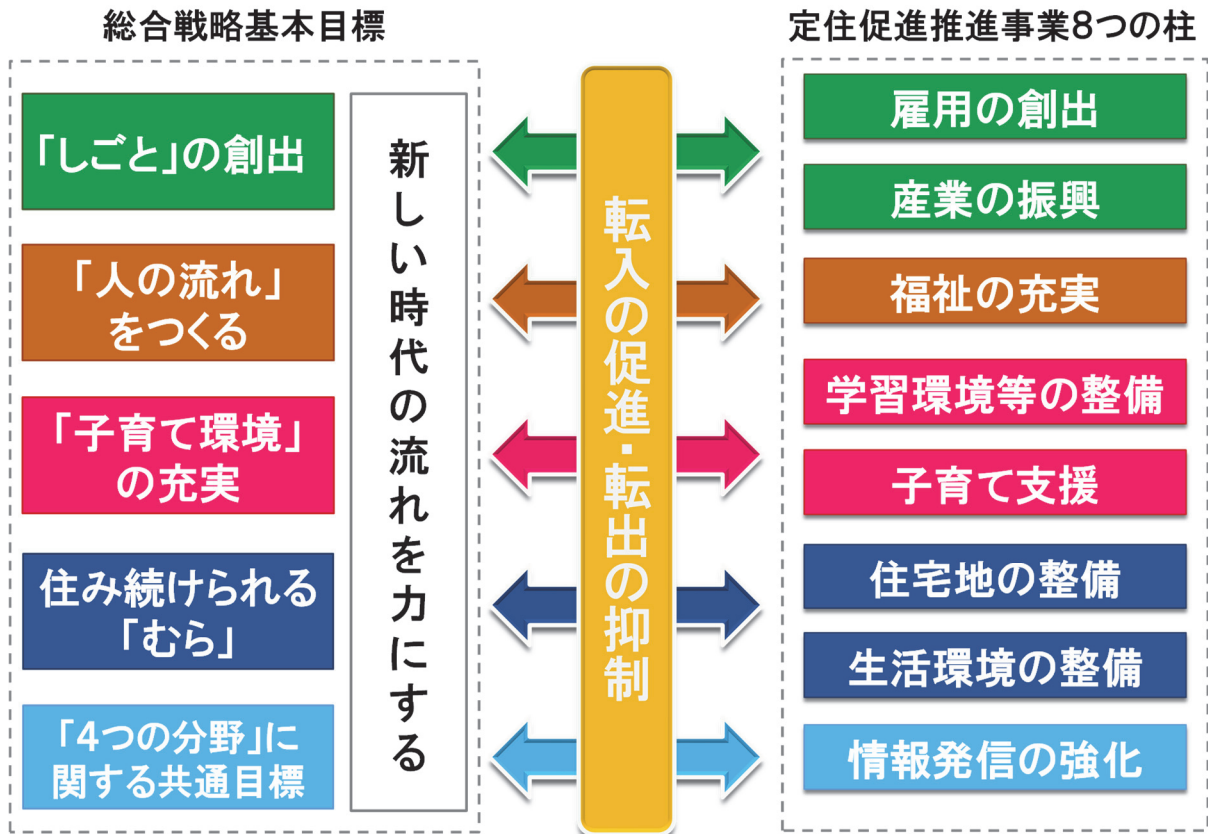


■取組方針

5年間で総合戦略を実施するにあたっては、総合計画をはじめ関連計画において進めている施策のうち、特に定住促進推進事業の8つの柱を展開する方向性を位置づけ、関連施策の連携により事業化の効果高める。

また、国の総合戦略に新しく組み込まれた横断的な目標を踏まえ、本村でも1つの横断的な目標を掲げることとする。そのためにも、産官学金等の多様な分野からなる審議会を設置し、議会とも連携を図る取組体制を構築する。さらに、PDCA^{*1}サイクルを確立し、策定から検証・改善のプロセスを実施する。

東村総合戦略策定の方向性(総合戦略施策展開)



※1 PDCA サイクル:事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する。

2 基本目標の数値目標と基本施策の重要業績評価指標(KPI)

本項では、基本目標ごとの数値目標と、目標に基づく具体的な施策ごとの重要業績評価指標(KPI:施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標)、基準値(計画策定時)及び実現すべき成果(アウトカム)に係る数値目標(令和7年度まで)を設定し、以下に整理する。

基本目標Ⅰ. 東村の特徴をいかした「しごと」の創出

数値目標	基準値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
企業誘致数	2件	4件
数値目標	基準値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
村内認定農家数	7経営体	15経営体

雇用の創出

村の基幹産業である第一次産業、第三次産業における若年層の後継者及び担い手の確保、次代を担う人材の育成を進める。効率的で魅力ある仕事の構築と新たな雇用の創出に取り組む。

基本施策① 基幹産業を支える若年層の人材確保

【再掲】重要業績評価指標(KPI)	基準値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
企業誘致数	2件	4件

基本施策② 新規就農者の支援促進

重要業績評価指標(KPI)	基準値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
新規就農者数	4名	12名(単年)

基本施策③ 人材サポートセンターの人材育成促進

重要業績評価指標(KPI)	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
人材サポートセンター雇用者数	21名	30名(単年)

基本施策④ インターンシップ受入の促進

重要業績評価指標(KPI)	基準値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
インターンシップ受入者数	15名	18名(単年延数)

基本施策⑤ 福祉分野に関する人材育成の促進

重要業績評価指標(KPI)	基準値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
福祉分野に関する人材育成者数	1名	5名

産業の振興

本村の基幹産業である農業の振興を先導する東村のピンアップルのブランド化に取り組む。

漁業振興の拠点である東・慶佐次漁港を継続して整備と栽培漁業を促進する。また、沿岸地域の海浜資源を活用した、ブルーツーリズム体験施設の利用促進を推進する。

やんばるの自然資源を活かした体験型観光の拡充と各ツーリズムの人材育成を促進する。

商業は3つのツーリズムによる体験観光と連携した新たな商品開発と販促の強化に取り組む。

基本施策① 後継者・担い手の育成

【再掲】重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
村内認定農家数	7 経営体	15 経営体

基本施策② 東村の特産品を使用した新商品数の増加

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
新商品数	34 個	39 個

基本施策③ ブルーツーリズムの推進

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
ブルーツーリズム関連観光の誘客向上・観光体験者数	1,032 人	10,000 人(年間延数)

基本目標Ⅱ. 東村のもつ魅力をいかして「人の流れ」をつくる

目標数値	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
婚姻者数	35 組	35 組 (5年間延数)
目標数値	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
健康支援事業参加者数	600 人	700 人 (単年)

福祉の充実

村民が集い交流をとおして、きずなを深め共助意識を高めて賑わいと安心・安全に暮らせる村づくりを進める。穏やかな時間・空間を楽しみ、地域活動への参加により元気な農村づくりを進める。

基本施策① 婚姻者数を増やす

【再掲】重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
婚姻者数	35 組	35 組 (5年間延数)

基本施策② 健康支援事業の充実

【再掲】重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
健康支援事業参加者数	600 人	700 人 (単年)

基本目標Ⅲ. 東村でのびのびと子育てができる環境の充実

数値目標	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
子育て環境の満足度（アンケート）	3.31	4.00（5段階評価）

※村民アンケートより、「5.良い」「4.やや良い」「3.普通」「2.やや悪い」「1.悪い」の5段階にて評価。

学習環境等の整備

人口に占める児童・生徒等の少人数の子どもたちを地域・村全体で育て自ら学ぶ環境を整備する。さらに、海外短期留学事業により多文化共生、国際社会で活躍できる人材育成を推進する。

基本施策① 地域学力の向上を図り、各種検定取得者の増加

重要業績評価指標（KPI）	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
各種検定の受験者数		
・英検	55人	80人（単年）
・漢検	87人	120人（単年）
・数検	14人	30人（単年）

基本施策② 国際的な人材を増やす

重要業績評価指標（KPI）	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
留学者数	16人	25人

子育て支援

妊娠・出産・子育ての一貫した支援策の拡充、子育て層の経済的・安定化支援により移住・定住の促進を図る。

基本施策① 子育て環境の満足度の向上

【再掲】重要業績評価指標（KPI）	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
子育て環境の満足度（アンケート）	3.31	4.00（5段階評価）

基本施策② 小中学校の児童・生徒を増やす

重要業績評価指標（KPI）	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
学年平均児童生徒数	14人	20人（単年）

基本施策③ 保育所の充実

重要業績評価指標（KPI）	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
保育所入所児童数	60名	70名（単年）

基本施策④ 出産環境の充実

重要業績評価指標（KPI）	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
第3子以上の出産数	15人	15人（5年間延数）

基本目標Ⅳ．東村に愛着を持ち、住み続けられる「むら」をめざす

数値目標	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
東村を住みよいと感じている人の割合	59.7%	70%

住宅地の整備

各集落とのつながり、近隣市町村との連携による生活環境の整備及び満足度の向上に努める。さらに、広域的な交通体系の整備、企業の誘致、医療・福祉等のサービスの拡充、住宅地の整備等による移住・定住の促進をめざす。

基本施策① 定住促進住宅の整備推進

重要業績評価指標（KPI）	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
定住者の増加につながる住宅の整備戸数	79戸	121戸

基本施策② 村営住宅の建替え促進

重要業績評価指標（KPI）	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
村営住宅の建替え団地数	1団地	3団地

基本施策③ 定住促進住宅の整備推進（空き家の整備）

重要業績評価指標（KPI）	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
定住者受入の空き家の整備戸数	0戸	3戸

基本施策④ 定住促進住宅の整備推進（住宅用地の整備）

重要業績評価指標（KPI）	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
定住者の増加につながる住宅用地の整備区画数	0区画	20区画

生活環境の整備

地域雇用、住環境、子育て支援の拡充を図り、小さな村でできる最大の効果を促進し、地域への愛着を実感できる満足度の向上を推進する。

基本施策① 合併浄化槽の取り替えによる環境に優しい村づくり

重要業績評価指標（KPI）	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
合併浄化槽への取替件数	29件	37件

基本施策② 交通手段の整備による生活の利便性向上

重要業績評価指標（KPI）	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
コミュニティーバス利用者の満足度	—	75%

基本目標Ⅴ．東村の移住・定住につながる情報発信の強化

数値目標	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
定住・移住相談（若年層）件数	41件	60件（年間相談数）

情報発信の強化

移住・定住促進に係る様々な村の施策が連動し、効果的な成果を実現するための包括的な取組を目指す。定住促進につながる様々な施策をこれまで以上にPRし、子育て・若年者層の移住・定住の推進を図る。

東村の取組を紹介する情報発信として、移住者・定住者の要望と村の施策とのマッチングの向上推進、横断的・総合的な窓口として、「移住・相談コンシェルジュ（あらゆる要望、案内に対応する総合世話係）」設置等の整備を推進する。

基本施策① 定住・移住相談（若年層）件数の増加につながる情報の提供

【再掲】重要業績評価指標（KPI）	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
定住・移住相談（若年層）件数	41件	60件（年間相談数）

基本施策② 移住相談等コンシェルジュの設置

重要業績評価指標（KPI）	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
移住相談員等の設置	0人	1人

基本施策③ 移住・定住者の増加につながる体験事業の拡充

重要業績評価指標（KPI）	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
お試し移住体験件数（家族も含め）	4件	10件

横断的な目標Ⅰ．新しい時代の流れを力にする

数値目標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
先進技術等を活用した新規事業数	0件	2件

Society5.0の推進

Society5.0の実現に向けた新たな科学技術を推進し、農業・漁業へのICT、IoTの活用や、学びへのICTの活用など様々な分野への活用を図る。また、先進技術の活用により地域課題の解決に取組み、村民の生活の利便性と満足度を高め、移住・定住を促進する。

第2期 東村 むら・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標1 東村の特徴・資源をいかした「しごと」の創出		
	基本施策	施策の方向性
雇用の創出	①基幹産業を支える若年層の人材確保	東村の基幹産業である第一次産業及び第三次産業における担い手、後継者の確保と効果的な人材確保を図るために、村内への企業誘致の促進、村内企業の支援等を検討し、雇用の拡大をめざす。
	②新規就農者の支援促進	新規就農者及び担い手農家の育成・確保のため、中長期的な一貫システムの確立を図り、東村での就農定着に必要な支援を推進する。
	③人材サポートセンターの人材育成促進	求人者・求職者の募集及び事業内容の周知を図り、農家の労働力不足の解消及び雇用の創出を図る。
	④インターンシップ受入の促進	第一次産業については、県立農業大学等の学生を対象に農業実習者の受入体制を整え、第一次産業の雇用拡大を図る。第三次産業については、名桜大学、辺土名高校等の学生を対象にエコ・グリーンツーリズム等の就業体験を実施し、第三次産業の雇用拡大を図る。
	⑤福祉分野に関する人材育成の促進	福祉分野で不足している人材確保について、福祉分野への就職につなげ、村民の雇用創出を促進する。
産業の振興	基本施策	施策の方向性
	①後継者・担い手の育成	各地域の生産組合において共同作業組織（ユイマール）の育成・支援を図り、経営体の労働力不足を補うとともに若者への就農指導や農家の生産意欲の向上につなげる。
	②東村の特産品を使用した新商品数の増加	商工会（村内加工事業者）と連携し、パインアップル等の特産品を活用した加工品等の商品開発（観光客用の土産等）及び村外企業（小売業者）と連携した商品開発と販売促進を実施する。
③ブルーツーリズムの推進	マリニンストラクター等の育成を図るとともに、福地川海浜公園やブルーツーリズム体験施設等の誘客向上並びに観光体験者数の増加をめざす。	

数値目標	単位	基準値	目標値
企業誘致数	件	2	4
村内認定農家数	経営体	7	15
重要業績評価指標（KPI）	単位	基準値	目標値
企業誘致数	件	2	4
新規就農者数	名	4	12(単年)
人材サポートセンター雇用者数	名	21	30(単年)
インターンシップ受入者数	名	15	18(単年延数)
福祉分野に関する人材育成者数	名	1	5
重要業績評価指標（KPI）	単位	基準値	目標値
村内認定農家数	経営体	7	15
新商品数	個	34	39
ブルーツーリズム関連観光の誘客向上・観光体験者数	人	1,032	10,000(年間延数)

基本目標2 東村のもつ魅力をいかして「人の流れ」をつくる		
	基本施策	施策の方向性
福祉の充実	①婚姻者数を増やす	結婚・出産・子育てに関わる各種支援事業の拡充を図り、村内及び移住者による子育て層の人口を増やし定住を促進する。
	②健康支援事業の充実	安心・安全な暮らしを実感できる健康・福祉の拡充を推進し、村内及び移住者による子育て層の人口を増やし定住を促進する。

数値目標	単位	基準値	目標値
婚姻者数	組	35	35(5年間延数)
健康支援事業参加者数	人	600	700(単年)
重要業績評価指標（KPI）	単位	基準値	目標値
婚姻者数	組	35	35(5年間延数)
健康支援事業参加者数	人	600	700(年間参加者数)

基本目標3 東村でのびのびと子育てができる環境の充実		
	基本施策	施策の方向性
学習環境等	①地域学力の向上を図り、各種検定取得者の増加	日常の学習意欲の向上と成果目標の達成を実感できる各種検定への受験者の増加をめざし、持続的な自主学習の環境を整備する。
	②国際的な人材を増やす	海外に留学する学生に対して支援金を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図る。
子育て支援	基本施策	施策の方向性
	①子育て環境の満足度の向上	妊娠・出産・子育ての一貫した支援策の拡充による子育て環境の整備を促進し、東村でのびのびと元気な子どもたちが成長する実感をおとして満足度を高め、子育て層の人口を増やし村内に定着させる。
	②小中学校の児童・生徒を増やす	少子化傾向にある中で、小学校における少人数・複式学級への十分な対応、子どもたちのふれあいや交流を促進するためにも、様々な支援・助成制度の拡充を図り小中学校の児童・生徒を増やし賑やかな学校運営をめざす。
	③保育所の充実	平成23年に村立保育所が完成し、一時預かり事業を実施して子育て支援を行っている。今後さらに地域コミュニティによる子育て支援に取組み、保幼小連携による子ども園の設置を推進し子育て環境の拡充をめざす。
④出産環境の充実	地域で支え合い、地域で子育てを見守る仕組みづくりを拡充し、複数の子どもを出産して育てるゆとりある環境づくりを進める。	

数値目標	単位	基準値	目標値
子育て環境の満足度（アンケート）	-	3.31	4.00(5段階評価)
重要業績評価指標（KPI）	単位	基準値	目標値
各種検定の受験者数	人	55 87 14	80(単年) 120(単年) 30(単年)
留学生数	人	16	25
重要業績評価指標（KPI）	単位	基準値	目標値
子育て環境の満足度（アンケート）	-	3.31	4.00(5段階評価)
学年平均児童生徒数	人	14	20(単年)
保育所入所児童数	名	60	70(単年)
第3子以上の出産数	人	15	15(5年間延数)

基本目標4 東村に愛着を持ち、住み続けられる「むら」をめざす		
	基本施策	施策の方向性
住宅整備地の	①定住促進住宅の整備推進	村独自の移住・定住・永住に係る施策の研究・実施に向けた取組みを推進する。今後さらにU・Iターンを促進し、将来の村づくりを支える人材の確保に積極的に取り組む。住宅地の確保においては、家族構成や職種等により適正な住居、産業支援型住宅の提供をめざす。
	②村営住宅の建替え促進	村営住宅の長寿命化計画を策定し整備を推進する。
	③定住促進住宅の整備推進（空き家の整備）	U・Iターン者及び移住者の受入の前提となる住宅地の整備のため、地域の受け入れ体制を整え、新たな住宅地を確保する上で村内の空き家整備を推進する。対象者は、小学生等の子どもがいる家庭を優先し、退居後も当該地域に定住できる人へ優先的に提供する。
	④定住促進住宅の整備推進（住宅用地の整備）	本村ではこれまで、戸建て型、集合型の定住促進住宅を整備してきた。今後は、家族構成や職種等により、適正な住居環境を提供できるよう支援策の事業化を検討するとともに、村内において定住者受入れの住宅用地を確保し整備を推進する。
生活環境の整備	基本施策	施策の方向性
	①合併浄化槽の取り替えによる環境に優しい村づくり	既存の単独浄化槽を全ての家庭及び公共施設の取替えを行い環境に優しい村をめざす。
②交通手段の整備による生活の利便性向上	利用者にとって利便性の良い公共交通体系を創出(整備)する。	

数値目標	単位	基準値	目標値
東村を住みよいと感じている人の割合	%	59.7	70
重要業績評価指標（KPI）	単位	基準値	目標値
定住者の増加につながる住宅の整備戸数	戸	79	121
村営住宅の建替え団地数	団地	1	3
定住者受入の空き家の整備戸数	戸	0	3
定住者の増加につながる住宅用地の整備区画数	区画	0	20
重要業績評価指標（KPI）	単位	基準値	目標値
合併浄化槽への取替件数	件	29	37
コミュニティバス利用者の満足度	%	-	75

基本目標5 東村の移住・定住につながる情報発信の強化		
	基本施策	施策の方向性
情報発信の強化	①定住・移住相談（若年層）件数の増加につながる情報の提供	東村の認知度向上を図るため、他団体が実施するイベントへの参加や移住・定住促進に係る情報発信ツール<SNS（人同士のつながりを電子化するサービス）の活用促進と子育て支援ガイド等のパンフレットの作成>等にて東村の魅力情報を発信する。
	②移住相談等コンシェルジュの設置	相談者（移住希望者）に対し、村内の居住環境（定住促進住宅等）や移住・定住促進に係る支援策等の説明及び村内や近隣市町村での仕事の斡旋や情報発信などを行う相談員を配置する。
	③移住・定住者の増加につながる体験事業の拡充	東村への移住を検討されている45歳未満の子育て世代、若者で単身移住を検討されている方等を対象に、東村で一定期間の田舎暮らしを体験する事業を拡充する。

数値目標	単位	基準値	目標値
定住・移住相談(若年層)件数	件	41	60(年間相談数)
重要業績評価指標（KPI）	単位	基準値	目標値
定住・移住相談(若年層)件数	件	41	60(年間相談数)
移住相談員の設置	人	0	1
お試し移住体験件数(家族も含め)	件	4	10

横断的な目標 新しい時代の流れを力にする(Society5.0の推進)			
数値目標	単位	基準値	目標値
先進技術等を活用した新規事業数	件	0	2

2025年

2060年

目標

目標

人口一九〇〇人

人口二〇〇〇人

3 戦略事業の位置づけ

3-1 戦略事業の位置づけ

以下の各事業は、総合計画の下で進める実施事業の中でも、総合戦略に係るものとして「戦略事業」と呼び分け、積極的に進めるものとして位置づける。

なお、取組みを進める優先度を、高い順にA、B、Cで表示し、また、事業の優先度の設定を受けて、今後5年間において実施工程年度(予定)の時期を表示する。

3-2 戦略事業の概要

重要業績評価指標(KPI)の目標値の達成に資する戦略事業を以下に示す(第1期総合戦略では「重点プロジェクト」と称したが、基本構想の重点プロジェクトと同じであるため、改称した)。

雇用の創出

事業名	実施事項	上:優先度 下:実施工程
企業誘致事業・ベンチャー企業育成事業	・村有地を活用して県内外より企業誘致を図り、立地企業には5・10年の固定資産税等の税制優遇措置を行い、企業誘致の推進を図る。 ・学校統合後の跡地利用で、空いた建物を企業向けインキュベーション施設やサテライトオフィスとして活用を行う。 ・貸家または、建物を定住促進住宅として村が整備し、ベンチャー企業等を誘致する。	A R7年度
学校跡地活用計画策定事業	・将来的な学校等統廃合後の学校跡地の利活用について、企業ベンチャー、住民福祉等を含む総合的かつ具体的な検討計画の立案を図る。また、中学校統合後の空いた施設を活用し、文化施設(陶芸等)や福祉施設、商業用施設、リモートワークスペース、企業の貸し事務所(東支社)等として貸し出す。	A R7年度
民間企業との雇用創出連携事業	・村内に進出する企業と連携し、雇用対策協議会等を設置した取組みを行い、若者の人材確保を図る。	B R5年度
若者の雇用創出事業	・村の育英資金を活用し大学、専門学校等に進学した若者が卒業後村内に居住し、村内及び近隣市町村で就職した場合に育英資金の返済免除制度を検討する。	A R4年度
移住者産業従事者定着推進事業	・主要産業の農業や観光産業の担い手育成・確保に係る人材を県内外に募集を行い、一定期間(2日～7日間程度)実際に仕事(働く能力)・生活(コミュニティー能力)等の研修(体験)を実施し、村で人選を行い適合者がいれば本村に受入れる。	B R4年度
新規就農促進・新規就農一貫新規事業(既存事業)	・新規就農及び担い手農家の育成・確保のため、中長期的な一貫システムの確立を図り、東村での就農定着に必要な支援を推進する。 ・支援内容は、新規就農研修、農家住宅、農地斡旋(利用権設定を活用)、生活給付金の支給、農業用施設の整備、農機具の購入等。	A R3～7年度
農業次世代人材投資事業【旧青年就農給付金事業(既存事業)】	・青年就農希望者に対し、就農直後の所得を確保するための給付金を給付する。	A R3～7年度
人材サポートセンター(既存事業)	・求人者・求職者の募集及び事業内容の周知を図り、農家の労働力不足の解消及び雇用の創出を図る。 ・広報分野では、各家庭へのチラシ配布・PR掲載等。安全対策として、求職者については、就職中のケガ等に対応するため保健加入を行う。	A R3～7年度
各種資格・認定取得費用に係る助成	・資格取得に係る費用の一部を助成し、若者の雇用促進と人材確保を推進する。 ・本村に所在する事業所かつ本村に住所を有する従業員を対象に資格取得に係る費用を補助する。	A R3年度

事業名	実施事項	上:優先度 下:実施工程
東村インターンシップ事業 (既存事業)	・農業インターン: 県立農業大学等の学生を対象に本村の戦略品目(拠点産地認定作目等)を主に研修期間を定め、農業実習の受入体制等を整え、第一次産業の雇用拡大を図る。 ・観光業インターン: 名桜大学、辺土名高校等の学生を対象に東村観光推進協議会等と連携し、エコ・ブルーツーリズムの研修を実施し、観光産業の雇用拡大を図る。	A R3~7年度
自然体験指導員育成事業	・森林ツーリズム・ダムツーリズム及び世界自然遺産(国立公園)への対応策として、自然ガイド(インタープリター等)を育成する。	B R3年度
福祉人材育成事業 (既存事業)	・福祉分野で不足している人材確保について、福祉分野への就職につなげ、介護士等の資格を補助で取得できる制度に加え、他の資格も拡充して資格取得研修費用等を助成し、働きながら資格を取得してもらい、村民や移住者の定住につなげる。	A R3年度

産業の振興

事業名	実施事項	上:重点施策 下:実施工程
東村農業戦略品目(生食用パインアップル・カボチャ)支援事業 (既存事業)	・沖縄県から拠点産地の認定を受けている生食用パインアップルとカボチャのブランド化に向けた支援。(栽培指導や選果場等の整備及び販売促進活動等)	A R7年度
集落営農(共同作業)支援事業(多面的機能支払交付金) (既存事業)	・各地域の生産組合において共同作業組織(ユイマール)の育成・支援を図り、経営体の労働力不足を補うとともに若者への就農指導や農家の生産意欲の向上等につなげる。	A R3~7年度
実施隊員サポート事業 (既存事業)	・有害鳥獣駆除に従事している実施隊員に対し、銃弾等の購入補助を行い、害駆除対策を図る。	B R3~7年度
6次産業化支援事業	・農業者の創意工夫を活かした6次産業化の取組を推進するため、新商品の開発・販路拡大、農林水産物の加工・販売施設等の整備に対し支援する。	B R4年度
農林水産業振興補助金 (既存事業)	・農家に対し農業肥料農機具。農林業施設等の購入に係る補助を引き続き行い農業者の負担軽減を図る。	A R3~7年度
農林水産補助等の拡充	・中古機械への補助、中間管理機構を通じた賃貸借への耕作放棄地解消、農地の流動化を推進するため出上手への協力金、重機リースへの補助等。	A R3年度
特定地域経営支援整備付帯事業 沖縄北部連携促進特別事業(非公共) 一括交付金 (既存事業)	・総合農産加工施設の機械設備を年次的に更新するとともに、必要な施設整備を行い安定した経営基盤の確立を図る。	A R3~7年度
商品開発支援事業 (既存事業)	・商工会(村内加工事業者)と連携し、パインアップル等の特産品を活用した加工品等の商品開発(観光客用の土産など)及び村外企業(小売業者)と連携した商品開発と販売促進を実施する。	A R3~7年度
マリン体験活動支援事業(マリン特区)	・東村観光推進協議会及び沖縄県マリン協会と連携し、福地川海浜公園を拠点に平良湾をマリンジェット等の操縦訓練や各種マリン体験が出来る特別区域を設定し、ブルーツーリズム等の観光振興を図る。	A R4年度
漁協組合員奨励事業	・漁協新規組合員に対し、奨学金交付など担い手の育成を図る。	B R4年度
昭和の東村農家体験住宅民泊事業	・各区にある農家住宅(古民家)を改築し、各区において田舎暮らし体験などの事業を推進し地域振興を図る。(運営は区が行い、観光客や郷友会等との交流に活用)	B R5年度
観光団体受入施設(体験・宿泊)推進事業	・つつじエコパークに整備計画のある団体用宿泊体験施設の整備を図り、今後推進する森林・ダムツーリズム及び世界自然遺産(国立公園)への対応を見据え、更なる観光振興の発展につなげる。	A R7年度
東村観光インキュベーター施設事業	・本部半島で多い喫茶店、ピザ屋、ハンバーガー屋、沖縄そば等の食べ歩き起業家を誘致する。 ・貸店舗が必要な観光を起業する人を支援する。	B R4年度

事業名	実施事項	上:重点施策 下:実施工程
観光イベント支援事業 (既存事業)	・本村の観光施設等を活用し、年間を通したイベントを企画支援し、交流人口の増加を図る。	A R3～7年度
東村経済振興券発行事業 (既存事業)	・商工会によるプレミアム商品券の発行事業。隔年度で実施プレミアム率(一般:20%、子育て世帯:40%)	A R4年度
果樹栽培施設整備事業 (既存事業)	・ハウス施設を整備し、台風等災害や鳥獣被害の軽減を図る。	A R4年度
地域おこし協力隊(企業版)の活用	・企業から地域おこし協力隊として派遣して頂き、東村の観光や物産の営業を行う。	B R5年度
商業用施設・貸事務所・貸倉庫等の整備	・定住促進住宅(集合型)の1階部分を商業用施設(飲食店・コインランドリー等)や貸事務所として整備し、新たに創業する若者の雇用促進を図る。 ・定住促進住宅(集合型)の敷地内に貸倉庫を整備し、第一次産業や観光業等の従事者への支援。(働きやすい環境づくり) ・道の駅や観光施設にテナントスペースを整備し、貸店舗や貸事務所、貸会議室として活用する。	A R7年度
赤土対策モデル事業 (既存事業)	・赤土流出対策のモデル圃場やモデル地区を設置し環境に配慮した農業の推進。(農地の赤土流出抑制対策や排水施設の整備及び河川域の流出防止対策施設の整備)	A R3～7年度
ワーケーション誘致	・公共施設等の跡地や空部屋を企業へワーケーションとして利用できる環境整備を行う。	A R4年度

福祉の充実

事業名	実施事項	上:重点施策 下:実施工程
結婚祝い金事業	・本村に住所を有する者が婚姻した場合、結婚祝い金を給付する。	A R4年度
婚活事業(既存事業)	・村内に住む独身者を対象に村外等からの独身者を招き、婚活事業を行う。副次的な効果として、若年者が東村に訪れることで東村のPRにつなげる。 ・婚活事業の再開(内容を充実させ実施)	A R4年度
不妊治療費助成事業・特定不妊治療助成事業(既存事業)	・不妊治療を受けている家庭に一部を助成し、経済的負担の軽減に努めることで、少子化対策を推進する。 ・県助成金受給後の自己負担分の内、10万円以内。 ・病院までの交通費全額補助。	A R3～7年度
妊産婦歯科健康診査費用助成事業 (既存事業)	・妊産婦の歯科健康診査に係る費用の一部を助成する。	A R3～7年度
健康教育支援事業(健康器具を活用した運動プログラム健康管理指導等) (既存事業)	・村営体育館を活用し、女性や成人男性(特定保健指導対象者)及び高齢者を対象とした健康運動プログラムへの支援事業を実施する。	A R3～7年度
国保奨励金支給事業 (既存事業)	・国保税を完納し、検診結果から見た健康状態が向上、または維持した者に対し奨励金を支給することで納税意識を高め医療費の抑制を図る。	A R3～7年度
スクールソーシャルワーカー等配置事業 (既存事業)	・関連機関と連携を図り、近年の多様化する子どもを取り巻く社会問題に対応するため、スクールソーシャルワーカー(子どもの家庭環境による問題に対処するため、関係機関との連携、教員を支援する福祉専門家)等を配置する。(学校に配置)	A R3～7年度
インフルエンザ等予防対策事業 (既存事業)	・接種費用の一部助成を行い、経済的負担を軽減し、ワクチン接種の受けやすい環境整備を図る。(インフル及び風疹等)	A R3～7年度
すこやか教室事業 (既存事業)	・月1回、妊婦や子育て中の親子を対象に開催する。 ・乳幼児とその保護者が集まり、ベビーマッサージや童歌教室、保育所訪問などを通して親子で遊んだり、子育ての情報交換をしたりと親同士の交流や同年代の子どもとの交流の場として活動する。	A R3～7年度
乳幼児虫歯予防対策事業 (既存事業)	・乳幼児(保育所・幼稚園)を対象とした虫歯予防対策。歯科衛生士によるフッ素塗布等を実施する。	A R3～7年度

事業名	実施事項	上:重点施策 下:実施工程
子ども医療費助成事業 (既存事業)	・18歳最初の3月末日までの間を対象に医療費を助成する。	A R3～7年度
グループホーム設置 事業	・障害児者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援の為の機能 整備を目的としたグループホームの等の設立を目指す。	B R5年度
各学校の運動公園化 事業	・村立学校屋外運動場を地域に開放し健康づくりに役立てる。(運動公園の推 進)	C R7年度
村営体育館周辺整備 事業	・村営体育館周辺を運動公園にすることで屋外と屋内の両方で健康づくりが行 えるようにする。	C R7年度

学習環境等の整備

事業名	実施事項	上:重点施策 下:実施工程
就学援助費助成事業 (既存事業)	・就学に困難をきたしている児童生徒へ、学用品費や給食費、校外学習費、 修学旅行費等を助成する。	A R3～7年度
公民館子ども居場所 づくり事業(既存事業)	・夏休みの間、子ども達が地域で安全に育つ環境を整備するため、希望のある 地域の公民館に安全監視員を配置する。	A R3～7年度
学校安全監視員配置 事業 (既存事業)	・児童生徒の安全を確保するため、学校修了後、保護者が迎えるまでの間、 学校の要望や実態に応じ、安全監視員を配置する。	A R3～7年度
地域学力向上支援事 業 (既存事業)	・7月～2月(8ヵ月)の間、基礎学力向上や高校受験対策のため、中学3年生 を対象に週4日の塾を開校。	A R3～7年度
夏休み学習支援事業 (夏期講習) (既存事業)	・夏休みの間、基礎学力の向上を図るため、中学1～2年生を対象に週2日の 塾を開校。	C R3～7年度
東村学習塾の拡充	・既存の東村学習塾を拡充(通常化)(小学生:公文式等の塾を誘致。 中学 生:1年生から3年生)	C R7年度
公民館講座の充実	・中央公民館において各世代のニーズにあった公民館講座の実施。	A R7年度
図書室の充実事業 (既存事業)	・図書資料の購入充実を図り、子ども達の休日及び学校修了後の居場所づく り、並びに大人まで幅広いニーズの本を揃えることにより、生涯学習の拠点と なるよう取り組む。 ・利用者自ら本の検索・貸し出し返却を行える図書システムの充実を図る。	A R3年度
検定料補助事業 (既存事業)	・小・中・高校生の英語・漢字・数学の検定を積極的に受験する機会を与え、さ らなる学力向上をめざす観点から検定受験料を全額助成する。	A R3～7年度
海外短期留学事業 (既存事業)	・夏休み期間中を活用し、海外で学習する機会を与えることにより、英語力や 国際感覚の向上を図り、国際社会に適應する能力を持ったグローバル人材 の育成を図る。	A R3～7年度
英語キャンププログラ ム(ESL CAMP) (既存事業)	・児童生徒が県内において英語の聴解力・発音能力の向上を図る目的で、米 国大学(講師)の授業やアクティビティ、日常生活を体験し楽しく英語を学ぶ プログラムを実施する。	A R3～7年度
コミュニティスクール 制度の導入促進	・人材バンクの整備:地域の人材発掘を充実させ学校にてゲストティーチャーを 活用する。 ・地域におけるまちづくりについての授業を実施 ・地域活動団体による活動講話 ・プロスポーツ選手を招いた授業の実施	A R4年度
GIGA スクール環境整 備強化事業	・GIGA スクールの環境が整いつつある中、積極的な GIGA 用端末の利活用が 行われるよう、教諭のスキルアップの為の研修の充実、ICT 支援員を設置し、 更なる ICT の活用を促す。	A R3年度

子育て支援

事業名	実施事項	上:重点施策 下:実施工程
東村育英金(奨学金) (既存事業)	・東村に住所を有する者で経済的な理由により就学困難な者に学資を貸付 し、有用な人材を育成する。	A R3～7年度

事業名	実施事項	上:重点施策 下:実施工程
東村人材育成基金事業 (既存事業)	・児童生徒、一般住民のスポーツ及び文化活動等に対する派遣等を支援する。	A R3~7年度
チャイルドシート等貸出事業 (既存事業)	・6歳未満の乳幼児を持つ保護者へのベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシートの無料貸出。	A R3~7年度
ファミリーサポート事業 (既存事業)	・地域の子育て世帯の支援を充実、「預けたい」と「預かりたい」をつなぐ。子育て世帯の社会参加を容易にさせ、仕事と子育ての両立を図る。	A R3~7年度
学校給食費助成事業 (既存事業)	・前年度の完納を条件に、給食費納入予定額の1/2を申請に基づき助成する。	A R3~7年度
子育て支援センター運営(既存事業)	・U・Jターン者においては、親類縁者が近くにいないことから当該センターを設置して、相談窓口を設置する。 ・他の母親や子ども達との交流の場とし、孤立を防ぎコミュニケーションの場を提供する。	A R3~7年度
未来事業(既存事業)	・入所児の情操教育推進を図り、体感を向上させる事業を実施する。また、体育教室等も実施し、未来を担う子ども達の育成を図る。	A R3~7年度
東村独自の児童手当	・児童手当の延長(例:高校生までとする)など子育て支援の拡充。※他市町村との差別化をはかる。	A R4年度
児童手当の拡充 (既存事業)	・第三子以降の児童手当について、既存法的児童手当額に1万円を上乗せし支給する。	A R4年度
出産祝金支給事業の 拡充(既存事業)	・出産祝金の拡充。	A R3年度
育児支援事業	・新生児に係る費用の助成。おむつやミルク等 5,000円/月×12ヵ月=60,000円/年	A R4年度
子育て備品レンタル 事業(既存事業)	・子育て備品のレンタル(ベビーベッド、歩行器、ベビーカー等のレンタル代金を一部助成)。レンタル会社と提携する。	A R3~7年度

住宅等の整備

事業名	実施事項	上:重点施策 下:実施工程
定住促進住宅(集合型)整備事業 (既存事業)	・企業誘致を推進するにあたり、雇用者を村内に居住して頂くため住宅を整備し、人口増加につなげる。 ・集合住宅を増やすため、定住促進住宅(戸建型・集合型)の建設を継続する。	A R4~6年度
定住促進住宅周辺公園化	・定住促進住宅(集合型)の周辺に児童公園を設置する。危険回避等からも、今後子育て世代の入居促進からも児童公園等の設置を促進する。	C R7年度
村営住宅整備事業 (既存事業)	・村営住宅の長寿命化計画を策定し、整備を推進する。	A R3~7年度
空き家利活用事業	・現在、空き家になっている家を村が借り上げリフォーム後、移住者等へ貸し、移住者は村へリフォーム代を支払い後、持ち家の人に家賃を支払う。 ・村内の空き家を村が買上げ、空き家バンクに登録する。空き家の賃賃のよくあるケースで、所有者が突然理由もなく、「出て行ってほしい」と言われ、出るようになるケースが多いため、借り主が安心して住めるよう、村が空き家を買上げる。	B R7年度
定住推進支援事業	・移住希望者(子育て世代)が住宅を取得(新築・中古)する場合や現在、定住促進住宅(戸別型)の居住者が独立して住宅を取得(新築・中古)する場合などにおいて、優先的に住宅造成地の斡旋(定住者住宅建設用地支援事業)や住宅の取得後、10年間の税制優遇措置(固定資産税等の免除)などを行い、定住促進を図る。 ・定住希望者向けの住宅用地を整備。(10年間は格安でリースし10年以上で払下げなど)	A R6年度

生活環境の整備

事業名	実施事項	上:重点施策 下:実施工程
合併浄化槽取替え事業	・全ての家庭及び公共施設の既設の単独浄化槽を全て取替えを行い、環境に優しい村をめざす。	A R3~7年度
新たな公共交通運営・整備事業	・住民及び観光客等の利用者にとって利便性の良い公共交通体系を創出(整備)する。	C R6年度
スクールバス運行事業 (既存事業)	・中学校統廃合に伴い、高江校区や有銘校区等の遠隔地の保護者の負担軽減を図るため、スクールバスを運行する。	A R3~7年度
頑張る地域・団体応援事業 (既存事業)	・地域及び団体の課題解決や振興に必要な経費の一部を助成する(ハード、ソフト)。例:地域祭り、農業用水や集落道の整備・修繕。	A R3~7年度
畜産業支援事業(悪臭気対策)	・畜産施設(糞尿処理施設)の整備に対し支援を行い、悪臭対策を図る。	A R3~7年度
地域で課題解決	・軽微な農道の修繕や沈砂池の清掃など、地域で対応できる事は地域で実施してもらい、その作業に係る重機及び機械のリース代などの補助をおこなう。受益者や地域で行うことで地域コミュニティの醸成にもつながる。	B R3年度
公共料金支払いの多様化	・現在公共料金の支払いはJA及び郵貯の口座引き落とし又は窓口での手続きのみであり、コンビニやクレジットカード決済など多様化を図る。	C R6年度

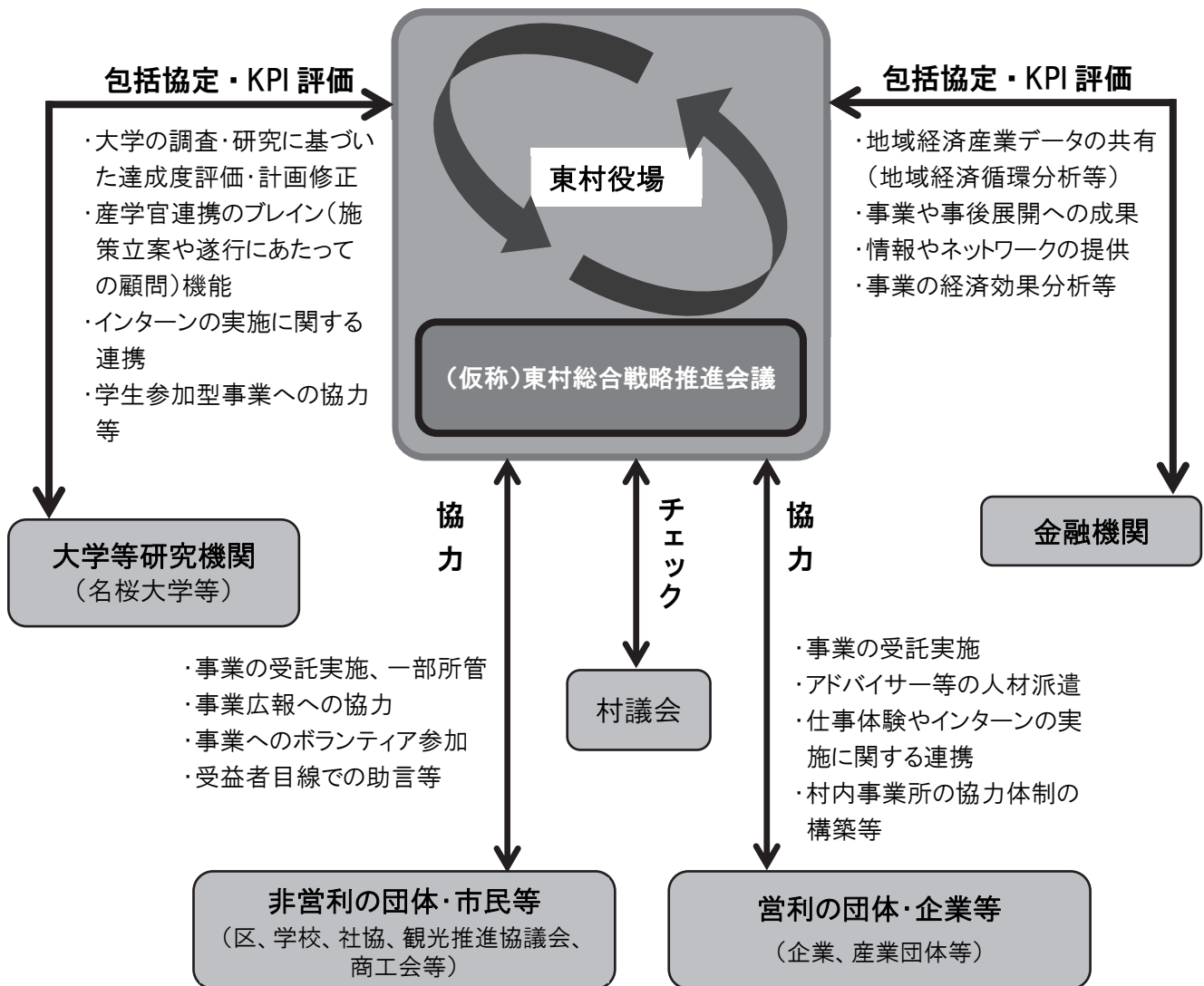
情報発信の強化

事業名	実施事項	上:重点施策 下:実施工程
やんばる東村の魅力情報発信事業	・東村の認知度向上を図るため、他団体が実施するイベントへの参加や移住・定住促進に係る情報発信ツール(SNSの活用促進と子育て支援ガイド等のパンフレットの作成)などにて東村の魅力情報を発信する。 ・また、沖縄本島の中でも過疎化が進むやんばる3村で連携したイベント等、やんばる地域の情報(魅力)発信を合同で行い、交流人口や移住者の増加促進を図る。	A R3年度
移住相談員設置事業 (既存事業)	・東村への移住を希望される方のワンストップ窓口として、「移住・相談コンシェルジュ」を設置する。(相談者(移住希望者)に対し、村内の居住環境<定住促進住宅等>や移住・定住促進に係る支援策等の説明、及び村内や近隣市町村での仕事の斡旋や情報発信などを行う。)	A R3年度

4. 推進体制及び進捗管理

戦略事業は各分野にまたがるため、各事業の主管部署の連携が必要になる。そのため、庁内だけでなく村民及び産官学金等の連携により実効性のある推進体制を整える。また、計画を確実に遂行するためには進捗管理が重要であり、これまで「定住促進計画」を推進してきた関連各課で構成する「定住促進連絡会議」を引き継ぎ、新たに外部組織・団体のメンバーを加えた「(仮称)東村総合戦略推進会議」を立ち上げ、定期的な開催により計画・実行・評価・改善を図ることとする。

推進体制図



參考資料

1 人口関連データ集

2-1 人口ビジョン

人口ビジョンについては、平成28年3月策定の東村むら・ひと・しごと総合戦略にて策定しており、下記資料は人口ビジョンの項目を一部抜粋・転載したものである。

1-1-1. 東村人口ビジョンの目的・期間

東村人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を尊重し、本村における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の展望を示すものである。また、本ビジョンは後述する「東村むら・ひと・しごと創生総合戦略」において、むら・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で、重要な基礎と位置づけられるものである。同戦略を策定する際には国の総合戦略を勘案することとされており、人口ビジョンを策定する際にも、国の長期ビジョンを勘案することが望まれる。

国の長期ビジョンでは、人口の現状分析と見通しの策定に際し、人口減少が経済社会に与える影響の分析や、人口減少に歯止めをかける「積極戦略」と、人口減少に対応するための「調整戦略」を同時に推進することや、移住の希望や若い世代の就労・結婚・子育ての希望など国民の希望の実現に全力を注ぐ等の基本的視点が提示されている。これを受け、本ビジョンにおいても、今後の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察、目指すべき将来の方向等を検討する。

1-1-2. 東村人口ビジョンの目的・期間

本人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間(2060年)を基本とする。

3-1-3. 独自推計のための仮定値の設定(試行)

自然増減にかかわる合計特殊出生率と社会増減にかかわる移動数を次のように設定する。

■ 合計特殊出生率を「2.83」にする。

結婚・出産・子育て世代へのアンケートで、希望する子どもの数の回答結果をおしなべると、1夫婦当たり子ども希望数は2.83人となった。

これにより、2015年は現状の1.91のまま、2020年以降は2.83を当てはめることとする。

■ 5年毎の移動数(定着数)を「…5年：98人、…0年：134人」に設定する。

定住促進住宅は、募集次第すぐに満室となる状況であり、大まかに捉えたと建設戸数分の入居者が見込める。定住促進事業では、さらに平成32(2020)年度までに促進住宅の建設を計画している(下表参照)。

一方、定住促進住宅は、現条例上においては、独立準備期間としての10年間居住するものとなっているから、現在入居中の方々には10年後には独立して本村に住んでいることを前提とし、こ

これら住宅は10年毎に新規入居者を受け入れられる想定とする。なおかつ、移動数(定着数)は、新規に取得できる宅地が限られているため、定住促進住宅を出て村内に定着する数は徐々に少なくなる(10年毎に30%ずつ鈍化していく)と仮定した。

図表 定住促進住宅による移動数(定着数)の設定

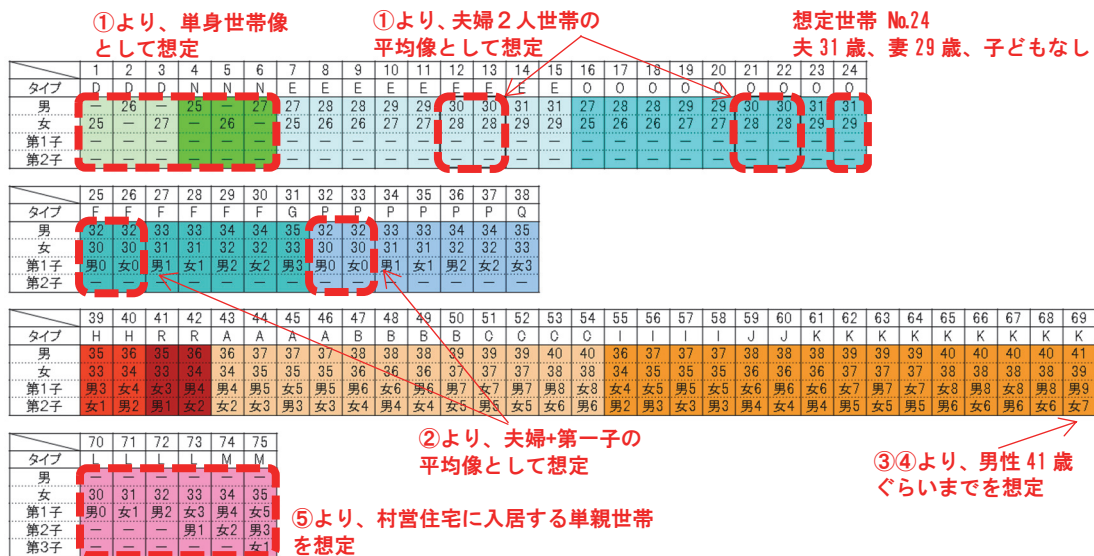
	建物	建設年度	間取り	戸数	各戸の世帯構成(想定)	移動数への入力値	タイプ
2025(H35)年 から適用	平良定住促進住宅	H21・H23	2DK	4戸	4人(夫婦+中学生以下2人)	16人	4世帯 A
	有銘定住促進住宅	H23	2DK	4戸	4人(夫婦+中学生以下2人)	16人	4世帯 B
	川田定住促進住宅	H25	2DK	4戸	4人(夫婦+中学生以下2人)	16人	4世帯 C
	オアシスげさし	H26	1K	3戸	1人(結婚適齢期単身者)	3人	3世帯 D
			2LDK	15戸	(9戸) 2人(夫婦)	18人	9世帯 E
3LDK			3戸	(1戸) 3人(夫婦+中学生以下1人)	3人	1世帯 G	
				(2戸) 4人(夫婦+中学生以下2人)	8人	2世帯 H	
2020(H30)年 から適用	宮城定住促進住宅	H32までに	2DK	4戸	4人(夫婦+中学生以下2人)	16人	4世帯 I
	高江定住促進住宅	H32までに	2DK	2戸	4人(夫婦+中学生以下2人)	8人	2世帯 J
	種苗管理センター宿舎(改築)	H32までに	不明	9戸	4人(夫婦+中学生以下2人)	36人	9世帯 K
	慶佐次団地(建替えに伴う増分)	H32までに	3DK	4戸	4人(単親+中学生以下2人)	16人	4世帯 L
	高江団地(建替えに伴う増分)	H32までに	3DK	2戸	4人(単親+中学生以下1~3人)	8人	2世帯 M
	集合住宅タイプ	H32までに	1K	3戸	1人(結婚適齢期単身者)	3人	3世帯 N
			2LDK	15戸	(9戸) 2人(夫婦)	18人	9世帯 O
3LDK			3戸	(1戸) 3人(夫婦+中学生以下1人)	3人	1世帯 P	
				(2戸) 4人(夫婦+中学生以下2人)	8人	2世帯 Q	

合計 75 世帯

次に、各世帯(75世帯)の構成を下記の指標等を参考にしつつ、年齢・性別が偏りの無いよう分散させ想定した。

- ①結婚平均年齢(沖縄県)：男29.9 女28.3 (H23年)
- ②第1子出生時の母の平均年齢：30歳 (H22年)
- ③就農予定時の年齢が原則45歳未満(青年就農給付金要件)
- ④定住促進受託入居条件「入居時において世帯主が、満40歳未満の者又は中学生以下の子供を扶養する者」
- ⑤母子世帯：父子世帯=9:1。母子世帯の子どもの数は、1人が54%、2人が36%、3人が9%。(H18厚働省)

図表 定住促進住宅および村営住宅に入居する75世帯の人員構成イメージ



図表 推計ワークシートへの移動数の入力

(3) 移動数(移動率に加えて移動する数)
(男)

項目	→2010年	→2015年	→2020年	→2025年	→2030年	→2035年	→2040年	→2045年	→2050年	→2055年	→2060年
0~4歳→5~9歳		8	15	6	11	4	7	3	5	2	4
5~9歳→10~14歳		8	10	5	7	4	5	3	3	2	2
10~14歳→15~19歳				0	0	0	0	0	0	0	0
15~19歳→20~24歳				0	0	0	0	0	0	0	0
20~24歳→25~29歳				0	0	0	0	0	0	0	0
25~29歳→30~34歳		6	7	4	5	3	3	2	2	1	2
30~34歳→35~39歳		10	10	7	7	5	5	3	3	2	2
35~39歳→40~44歳		13	13	9	9	6	6	4	4	3	3
40~44歳→45~49歳		2	5	1	4	1	2	1	2	0	1

●10年後には入居者が村内に住宅を求め独立する
●しかし徐々に宅地が不足気味になる(30%ずつ鈍化)

(4) 移動数(移動率に加えて移動する数)
(女)

項目	→2010年	→2015年	→2020年	→2025年	→2030年	→2035年	→2040年	→2045年	→2050年	→2055年	→2060年
0~4歳→5~9歳		10	13	7	9	5	6	3	4	2	3
5~9歳→10~14歳		12	13	8	9	6	6	4	4	3	3
10~14歳→15~19歳				0	0	0	0	0	0	0	0
15~19歳→20~24歳				0	0	0	0	0	0	0	0
20~24歳→25~29歳				0	0	0	0	0	0	0	0
25~29歳→30~34歳		11	10	8	7	5	5	4	3	3	2
30~34歳→35~39歳		10	15	7	11	5	7	3	5	2	4
35~39歳→40~44歳		11	15	8	11	5	7	4	5	3	4
40~44歳→45~49歳		10	13	7	9	5	6	3	4	2	3

これまでに整備した定住促進住宅
で受け入れる人口 98 人

平成 32(2020)年までに整備した定住促進住宅で
受け入れる人口 134 人

図表 独自仮定値を用いた推計(試行)の設定条件

	仮定条件	合計特殊出生率 ・移動数	移動率
既存の推計	シミュレーションA	<ul style="list-style-type: none"> まち・ひと・しごと創生本部「地域経済分析システム(RESAS)」による推計 2025年までは各自治体の現状の合計特殊出生率を適用(1.91)、2030年以降は合計特殊出生率2.1を適用 	<ul style="list-style-type: none"> 日本創生会議推計に準拠し、全国の総移動数が、平成22年から平成27年の推計値と概ね同水準でそれ以降も推移すると仮定
	シミュレーションB	<ul style="list-style-type: none"> 2025年までは各自治体の現状の合計特殊出生率を適用(1.91)、2030年以降は合計特殊出生率2.1を適用 	<ul style="list-style-type: none"> 社人研推計に準拠し、全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定
独自推計	シミュレーションC	<ul style="list-style-type: none"> 2020年以降の合計特殊出生率を「2.83」に設定 5年毎の移動(定着数)を定住促進住宅の効果による「134人・98人」に設定 	<ul style="list-style-type: none"> 日本創生会議推計に準拠し、全国の総移動数が、平成22年から平成27年の推計値と概ね同水準でそれ以降も推移すると仮定
	シミュレーションD	<ul style="list-style-type: none"> 移動数は徐々に落ち着く(10年毎に70%)と仮定 	<ul style="list-style-type: none"> 社人研推計に準拠し、全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定

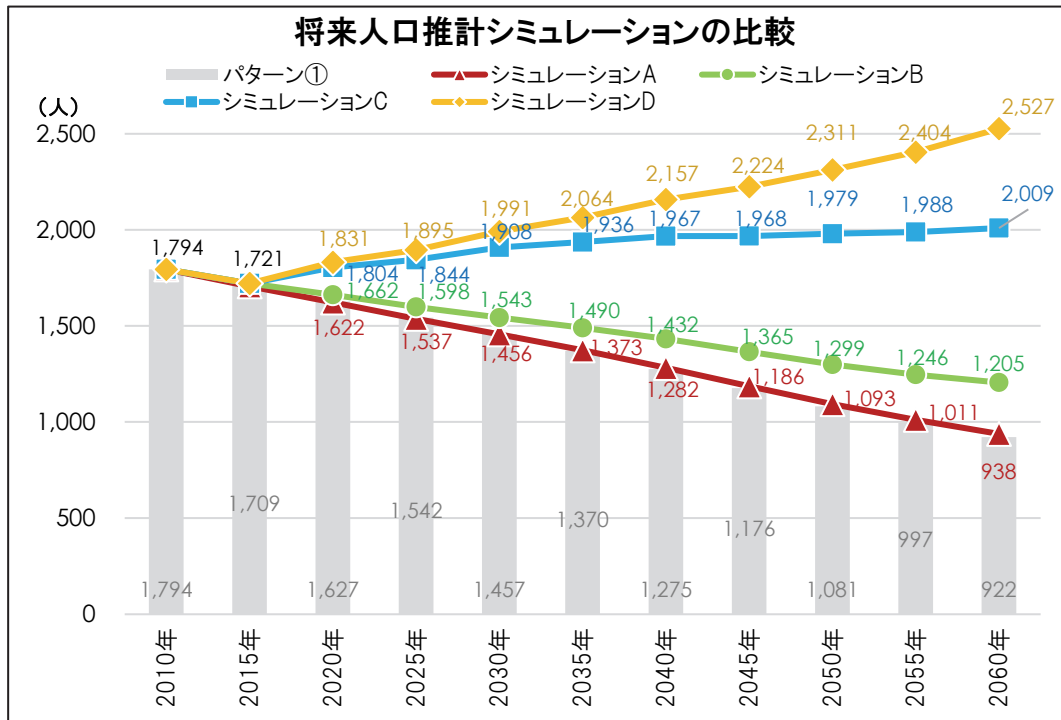
3-1-4. 独自仮定値を用いた推計結果

シミュレーションAとBは、2030年に、人口置換水準である合計特殊出生率2.1が達成され、その後も維持されると仮定した推計である。しかし高齢人口の死亡による自然減が加わるために、右肩下がりに歯止めがかからない。なお、本村は転出超過傾向にあるため、人口移動が収束する仮定のBよりも、人口移動が続く仮定のAが、減少スピードが早い。

シミュレーションCとDは、2020年以降は合計特殊出生率2.83が維持されると仮定し、定住促進住宅により、2015年から2020年までに134人、2020年~2025年の間に98人増加。次期10年間には、前期の70%ずつ増加すると仮定した。

人口定住の成果は上がりつつも、名護市や中南部への流出がストップする要因は見つからないため、転出超過の状況は2060年までも続くと考えられる。そのため、4つのシミュレーションのうち、Cが妥当と判断される。

図表 独自仮定値を用いた推計結果



4-1. 「人口ピラミッド」の類型と目指すべき姿

下図は人口ピラミッドの主な類型とその社会の年齢構成内容である。
 持続可能な社会を目指す本村においては、「つぼ型」に進行した状態から改善し、安定したこのバランスを目指すことが望ましいと考えられる。

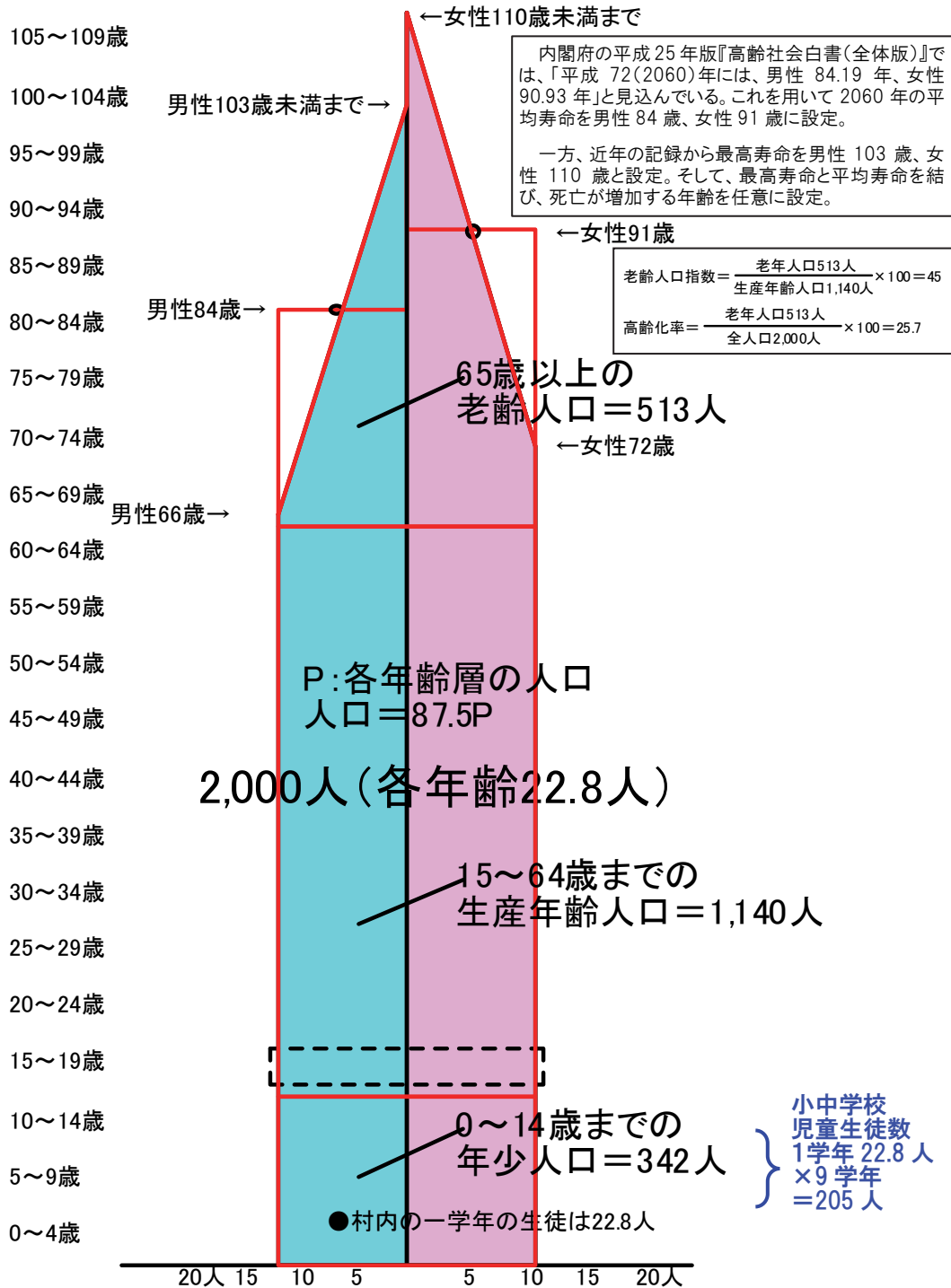
図表 人口ピラミッドの主な類型

類型名称	グラフ	年齢構成
富士山型		子供が大量にいて、高齢者が少ない状態である。子供が多く産まれている国で見られる。発展途上国では多産となる傾向が強く、この形となることが多い。戦前の日本はこの形だった。
つりがね型		年齢層の間で人口の差が小さい状態である。少産少死の国で見られ、人口の増減があまりない。先進国でよく見られる。持続可能な社会を目指す本村においては、「つぼ型」に進行した状態から改善し、安定したこのバランスを目指すことが望ましいと考えられる。
つぼ型		つりがね型と似ているが、幼年人口が少なく、老年人口が多い。少子高齢化が進行している状態で、今の日本や本村はこれにあたる。子供が少ないので、人口は減少していく傾向にある。老年人口を支える生産年齢人口の負担が大きい。
星型		主に、市町村単位で人口ピラミッドを作ったときに現れる形状である。幼年人口と老年人口は少なく、生産年齢人口が非常に多いのが特徴である。つまり労働者が多いということであり、企業が集中して立地する都市で見られる。
ひょうたん型		星型と同じく、主に市町村単位で人口ピラミッドを作ったときに現れる形状である。そして形は星型と逆で、生産年齢人口が少ない。星型を示す都市に労働者が出ていってしまった農村部で見られる。

4-2. 人口 2,000 人の本村の姿

前章で推計した本村の2060年の人口は約2,000人であったが、これを前ページで確認した望ましい人口構成である“つりがね型”で実現した姿(社会像)を確認する。

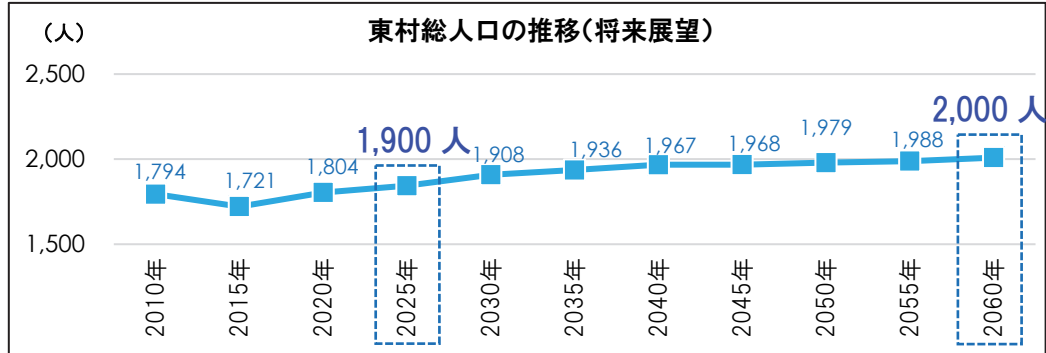
図表 つりがね型の2,000人の人口ピラミッド



本村人口の将来展望

定住促進をはじめとする人口対策施策により、第5次総合計画の目標人口(2025年:1,900人)を達成するとともに、2060年に2,000人へ到達させる。

出産世代のU・I・Jターンおよび定住を促進し、持続可能な人口構成を獲得し、維持していく。



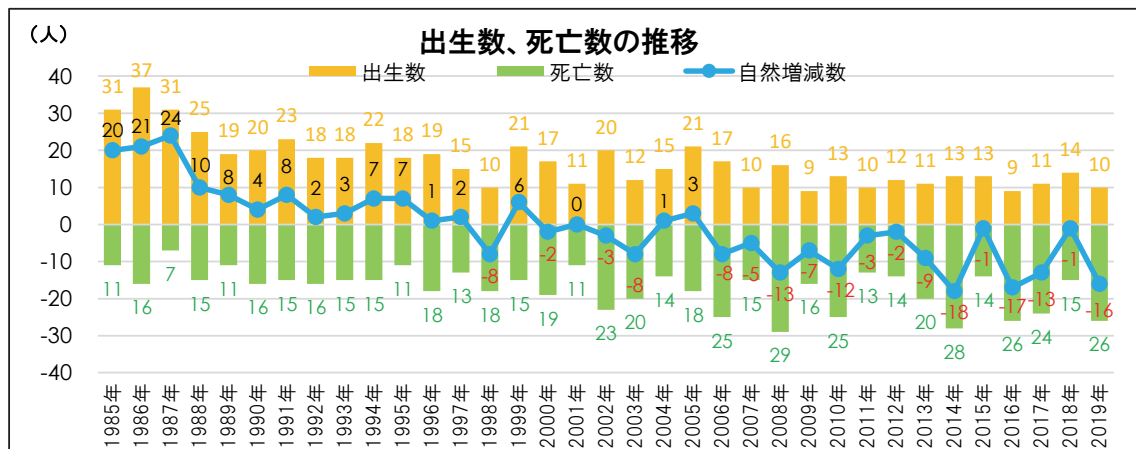
2-2 近年の人口動態

①出生・死亡数の推移

昭和60(1985)年以降の出生数・死亡数の推移をみると、平成11(1999)年に初めて自然減の超過を迎え、平成18(2006)年までは自然増超過及び減超過で変動していたが、平成19(2007)年以降はずっと減超過が続いている。

老年人口が健康で長生きしたとしても、いつかは死亡に至るので、出生数が増えることがなければ、結果的に人口は減少していくことになる。

図表 出生数・死亡数の推移

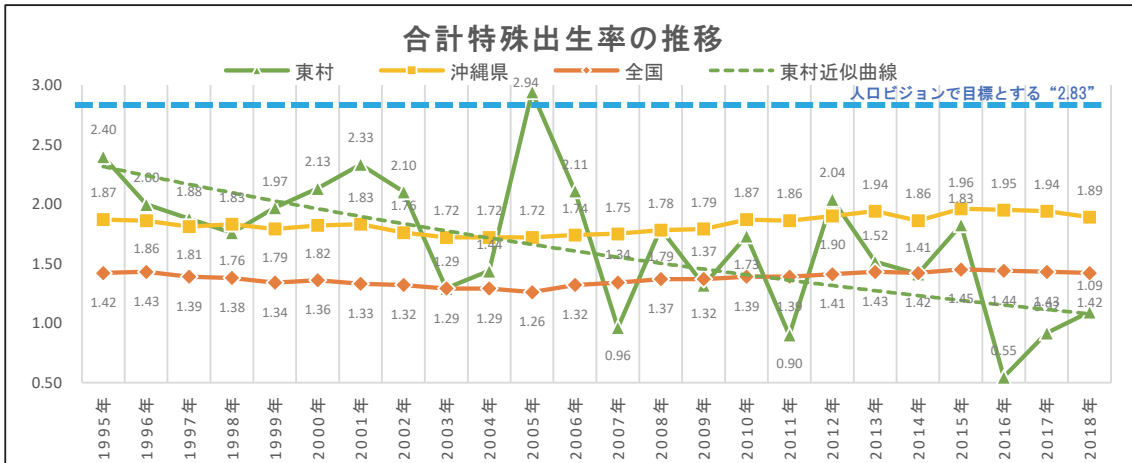


出典:1985年～1994年は沖縄県企画部統計課「市町村別人口増減数」/1995年～2019年は総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口動態調査」

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率については、本村は総人口数が少ないため、毎年の出生数により同率の変動の振れ幅が大きくなるが、平成8(1996)年に初めて2.07を割り込み、平成19(2007)年以降は、連続してこの水準を下回る状況が続いている。また、推移の近似曲線を描いてみると、平成10(1998)年頃から2.07を割り込んだ状況となっていることが見て取れる。さらに、平成25(2013)年においては、近似曲線の示す値は全国平均の1.43を下回る様子がうかがえる。

図表 合計特殊出生率の推移

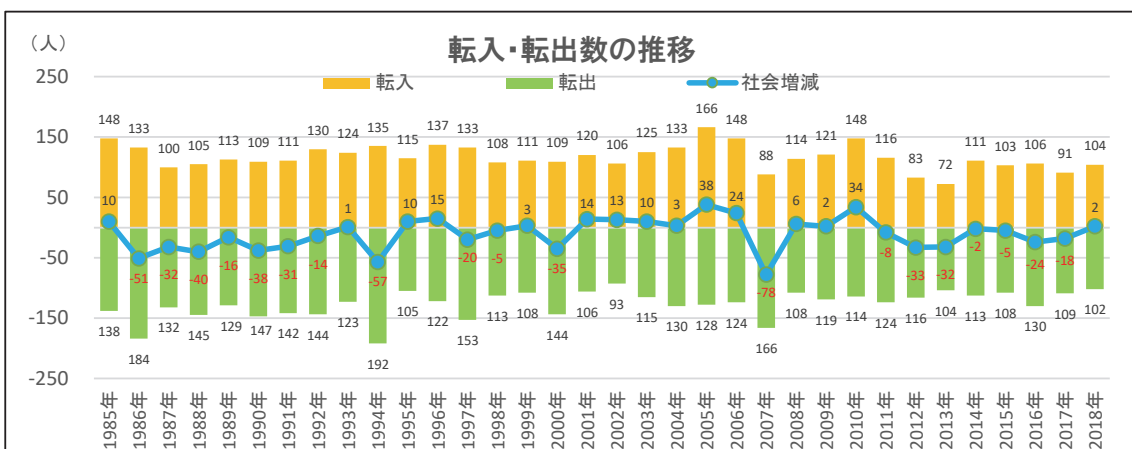


出典:「人口動態調査」(厚生労働省)

③転入数・転出数の推移

本村における人口の社会増減については、すでに昭和60(1985)年の時点から転出超過の状況となっており、平成13(2001)年から平成18(2006)年の6か年や、平成20(2008)年、平成22(2010)年では転入超過となることはあっても、その他の年でそれを相殺するような転出超過が生じ、さらに、平成24(2012)年から平成29(2017)年6年間は転出超過が続いている。全体的にはやや転出超過の傾向となっている。

図表 転入・転出の推移



出典:RESAS 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

2 アンケート結果概要

3-1 村民アンケート

①東村の村づくり政策に対する満足度・重要度

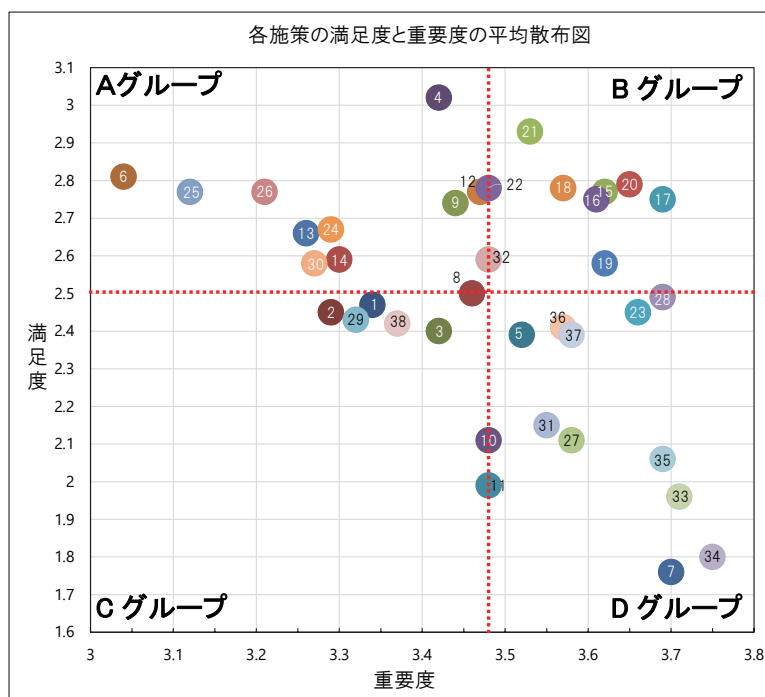
東村の村づくり政策に関して、現在までの取組への「満足度」と今後の取組で重視してほしい度合い（「重要度」）について5段階で評価を行う設問とした。

以下の散布図は満足度を縦軸、重要度を横軸とするグラフ上に各項目の分布を表したものである。平均点を境界に区分し、4つの領域のどこに位置しているかで各項目の評価を行った。

A・Bグループはこれまでの取組の成果が表れたものと推定され、今後はニーズに応じた取組の継続や、施策の必要性の検討を行っていくことが考えられる。

Cグループは取組を進めているものの、村民の満足度が低く、重要性もあまり感じていない項目である。今後は取組の必要性や手法について検討を進めるとともに、重要性の理解促進や、取組の周知・活用促進を行っていくことが考えられる。

Dグループは取組に対する村民の満足度は低い状態だが、重要性は高いと判断されている項目である。今後は重点的に取組を進め、満足度を高めていくことが考えられる。



- A**
- ④水道の整備 ⑥公園の整備 ⑧公共交通の整備
 - ⑨廃棄物の処理対策 ⑫消防防災対策
 - ⑬交通安全対策 ⑭防犯対策 ⑲生涯学習の振興
 - ⑳社会体育 ㉑地域文化の振興 ㉒漁業の振興

- B**
- ⑮地域保健福祉の推進 ⑯児童福祉 ⑰高齢者福祉
 - ⑱母子・父子福祉 ⑲障害者福祉
 - ⑳保健医療・医療費助成
 - ㉑国民健康保険 ㉒国民年金 ㉓観光の振興

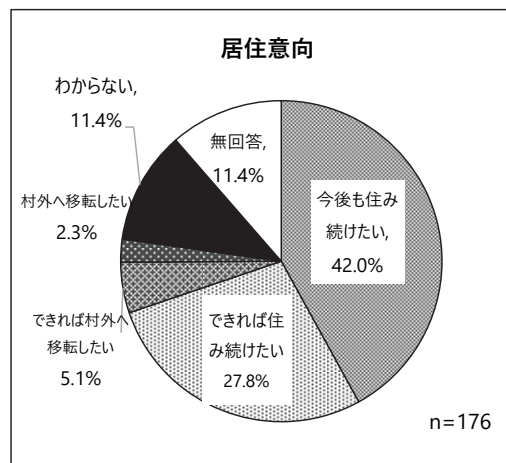
- C**
- ①集落環境の整備 ②道路の整備 ③住宅地の整備
 - ㉔林業の振興 ㉕広域行政の推進

- D**
- ⑦情報通信の整備 ⑤河川・護岸の整備 ⑩公害対策
 - ⑪野犬、野良猫、有害鳥獣対 ⑲学校教育の振興
 - ⑳人材育成 ㉑農業の振興 ㉒商工業の振興
 - ㉓過疎対策の推進 ㉔雇用の創出 ㉕移住・定住の促進
 - ㉖行政運営の拡充 ㉗財政運営の健全化

②今後の居留意向

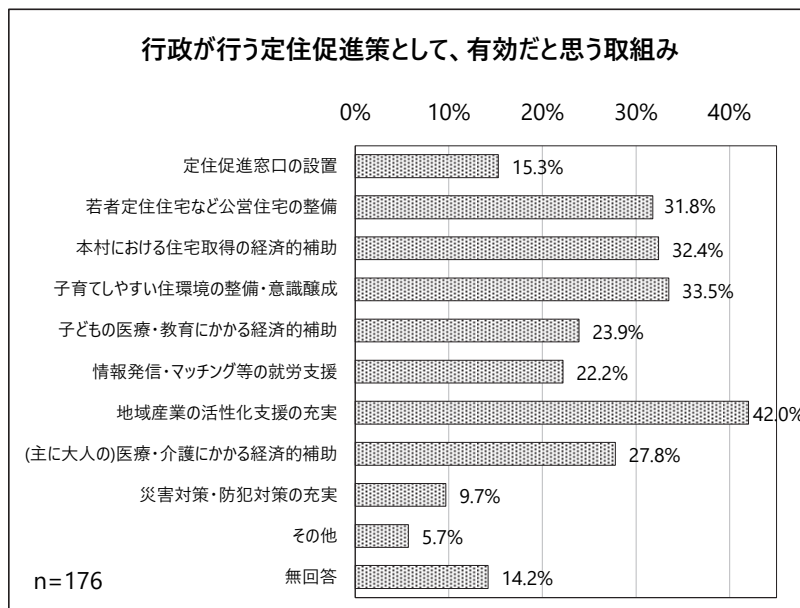
東村に今後も住みたいかという設問に対し、「今後も住みたい」が42.0%、「できれば住みたい」が27.8%で、住みたい意向が約7割を占めた。村外への移転については、「できれば村外へ移転したい」が5.1%、「村外へ移転したい」が2.3%と低くなっているが、「わからない」が11.4%を占めている。

また、前期計画時のアンケートに比べ、「今後も住みたい」の割合が約16ポイント減少し、「できれば住みたい」の割合が7.0ポイント増加していることから、なんらかの理由で住み続けられない可能性が大きくなってきていることが示唆される。



③行政が行う定住促進策について(3つまで)

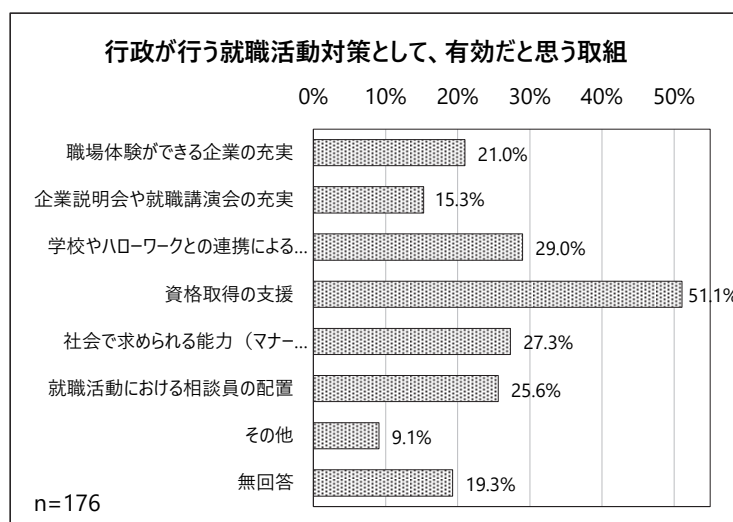
行政が行う定住促進策として、有効だと思う取組を伺ったところ、「地域産業の活性化支援の充実」が42.0%と最も高く、次いで「子育てしやすい住環境の整備・意識醸成」が33.5%、「本村における住宅取得の経済的補助」が32.4%となった。また、前期計画時と比較すると、「本村における住宅取得の経済的補助」が約10ポイント増加しており、住宅確保における経済的支援の需要が高まっていると考えられる。



④行政が行う就職活動対策について(3つまで)

行政が行う就職活動対策として、有効だと思う取組を伺ったところ、「資格取得の支援」が51.1%と最も高く、回答者の半数が資格取得の推進が就職に役立つと考えている。次いで「学校やハローワークとの連携による情報発信の強化」が29.0%、「社会で求められる能力(マナー等)の取得セミナーの開催」が27.3%となっている。最も低い項目は「企業説明会や就職講演会の充実」で、15.3%であった。

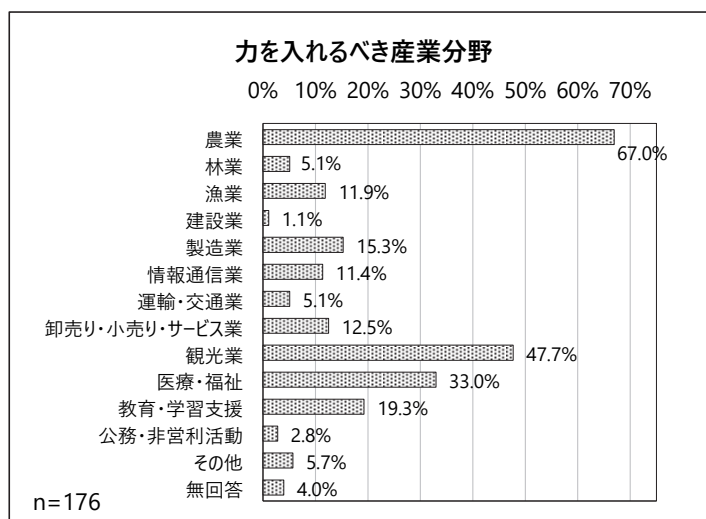
前期計画時と比較すると、「資格取得の支援」と「学校やハローワークとの連携による情報発信の強化」は前回と同程度に高い割合となっているが、そのほかの選択肢は前回より割合が小さくなっている。



⑤力を入れるべき産業分野について

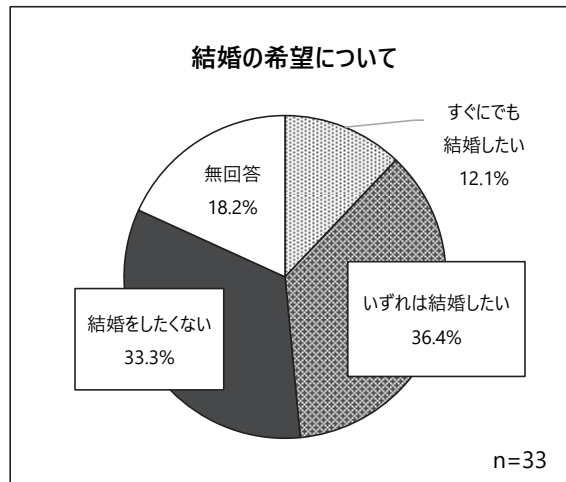
本村において、どのような分野の産業に力を入れていくべきだと思うか伺ったところ、「農業」が67.0%と最も高く、約7割を占めている。次いで「観光業」が47.7%、「医療・福祉」が33.0%となっている。もっとも低い項目は「建設業」で、1.1%であった。

前期計画時と比較すると、上位3項目の並びは同じだが、「観光業」の割合が若干減少し、「農業」が12ポイント、「医療・福祉」が5ポイント増加している。



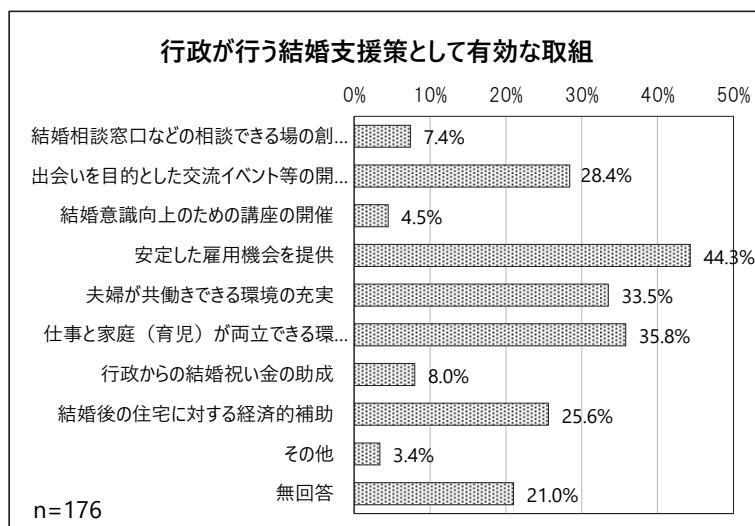
⑥結婚の希望について

未婚・独身の方に結婚の希望について伺ったところ、「いずれは結婚したい」が36.4%であり、「結婚をしたくない」の33.3%に比べて若干割合が高かった。「結婚をしたくない」という価値観を持つ層が3割以上いることが伺える。



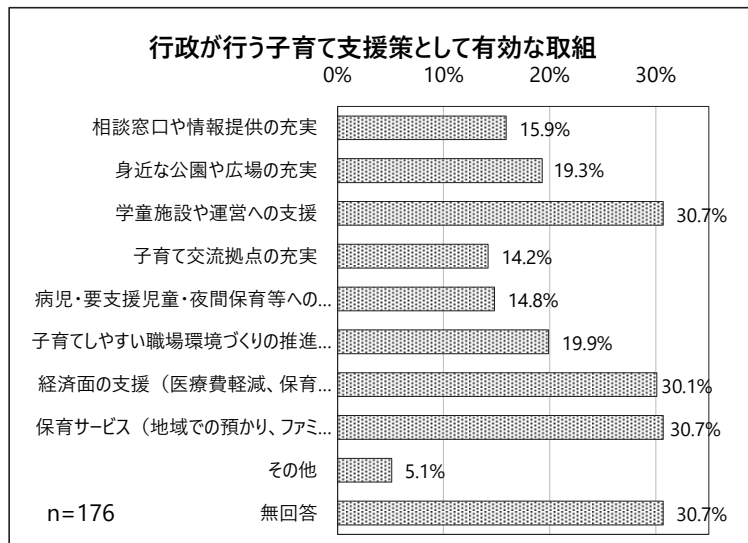
⑦行政が行う結婚支援策について(3つまで)

行政が行う結婚支援・未婚化対策として、有効だと思う取組を伺ったところ、「安定した雇用機会を提供」が44.3%と最も高く、次いで「仕事と家庭(育児)が両立できる環境づくり」が35.8%、「夫婦が共働きできる環境の充実」が33.5%となっている。前期アンケートと比較して、上位3項目に変化はないものの、「結婚相談窓口などの相談できる場の創出」の割合が16.1%から7.4%と、約9ポイント減少している。



⑧行政が行う子育て支援策について(3つまで)

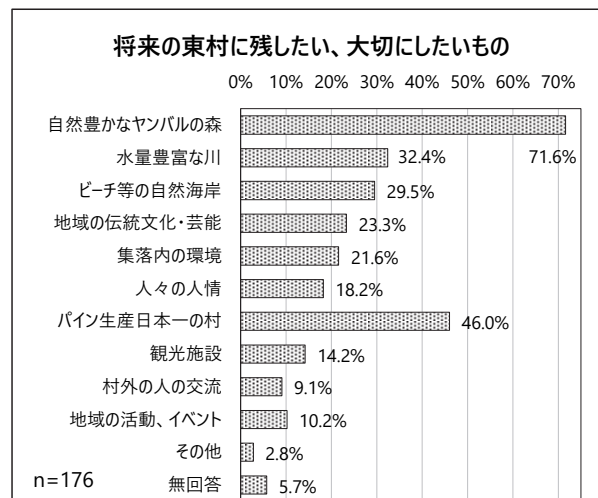
行政が行う子育て支援策として、有効だと思う取組を伺ったところ、「学童施設や運営への支援」と「保育サービス(地域での預かり、ファミサポ、職場内保育施設)への支援・推進」が30.7%と同率で最も高く、次いで「経済面の支援(医療費軽減、保育費軽減、手当、多子世帯への住宅支援など)」が30.1%であった。働きながら子どもを育てるにあたって、学童や保育サービスなどの預かり機能を持つ施設が求められていることが伺える。前期アンケートで割合の高かった「子育て交流拠点への充実」と「身近な公園や広場の充実」はそれぞれ14.2%、19.3%に留まっている。前期アンケートとは質問の対象者の範囲が違うことも影響していると考えられる。



⑨将来の東村に残したい、大切にしたいもの(3つまで)

将来の東村に残したい、大切にしたいものを伺ったところ、「自然豊かなヤンバルの森」が71.6%と最も多く、約7割を占めている。次いで「パイン生産量日本一の村」が46.0%、「水量豊富な川」が32.4%となっており、東村の豊かな自然と農村としての産業を守っていききたいという思いが読み取れる。最も低い項目は「村外の人との交流」で9.1%となっている。

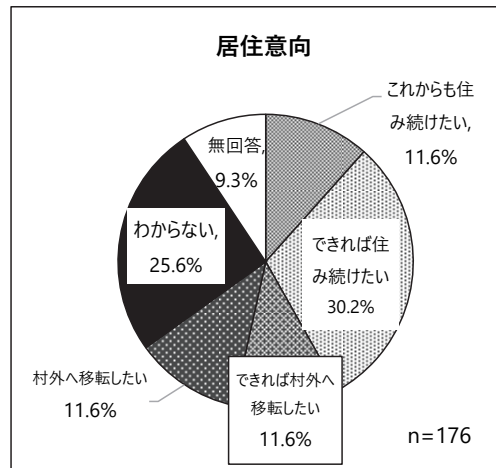
前期計画時と比較すると、「自然豊かなヤンバルの森」「観光施設」がそれぞれ6.5ポイント、7.6ポイント増加し、「人々の人情」「パイン生産日本一の村」がそれぞれ10.1ポイント、5.9ポイント減少している。



3-2 中学生アンケート

①今後の居留意向

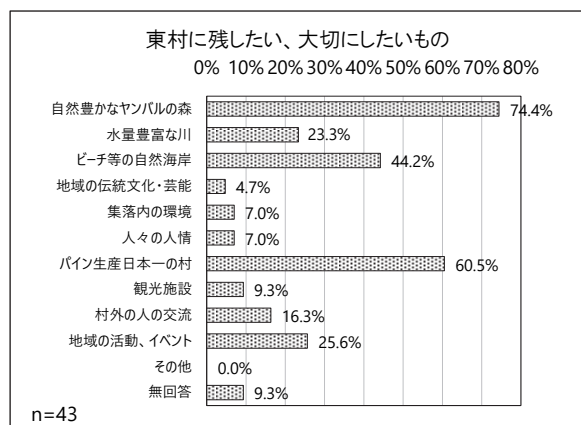
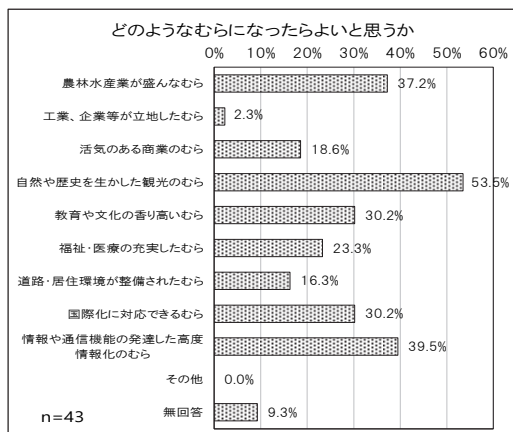
東村に今後も住み続けたいかという設問に対し、「これからも住み続けたい」が11.6%、「できれば住み続けたい」が30.2%で、住み続けたい意向は約4割にとどまった。村外への移転については、「できれば村外へ移転したい」「村外へ移転したい」が共に11.6%であるが、「わからない」が25.6%を占めており、この層の定着が重要であると考えられる。



②協働の村づくりについて

東村が将来どのような村になったらいいと思うか伺ったところ、「自然や歴史を生かした観光のむら」が53.5%と最も多く、次いで「情報や通信機能の発達した高度情報化のむら」が39.5%、「農林水産業が盛んなむら」が37.2%となっている。前回と比較すると、「情報や通信機能の発達した高度情報化のむら」が16%から39.5%に上昇しており、高度情報化を求める層が多くなったことがわかる。

将来の東村に残したい、大切にしたいものを伺ったところ、「自然豊かなヤンバルの森」が74.4%と最も多く、次いで「パイン生産日本一の村」が60.5%、「ビーチ等の自然海岸」が44.2%となっている。前回と比較すると「ビーチ等の自然海岸」が29%から44.2%へと約10ポイント上昇している。ヤンバルの森に加えて、自然海岸といった海も含めて自然環境に対する思い入れが強くなっていることがわかる。



3 策定の経緯

下表の日程で、庁内の策定委員会、審議会を経て策定を行った。

会議等	実施日	検討内容等(総合計画)	検討内容等(総合戦略)
住民アンケート実施	令和2年7月～8月	・全世帯、村内中学生へ「暮らしやすさ、結婚・出産・子育て、村づくり」等についてアンケート	
第1回策定委員会	10月5日	・第5次後期総合計画と第2期総合戦略の統合について説明 ・村民・中学生アンケートの結果について説明 ・前期総合計画の評価シート記入について説明 ・施策体系組み換え案の説明	
第1回定住促進委員会	10月20日	・前期基本計画の施策評価の検討 ・重点プロジェクトの施策評価の検討 ・施策体系組み換え案の検討 ・計画書のイメージ(レイアウト)の説明	・第1期総合戦略の施策評価の検討
第2回策定委員会	10月30日	・前期基本計画の施策評価の確認 ・施策体系組み換え案の確認	・東村人口ビジョン(人口推計)の検討 ・東村の総合戦略の方向性の検討 ・第1期総合戦略の施策評価の検討 ・新規事業案について協議
第2回定住促進委員会	11月12日		・第1期総合戦略の施策評価の確認 ・新規事業案の検討
第1回審議会	12月25日	・諮問(総合計画、総合戦略)、委嘱状交付 ・第5次後期総合計画と第2期総合戦略の統合について説明 ・前期基本計画の施策評価の確認 ・後期基本計画の施策体系案の確認	・東村人口ビジョンの確認 ・第1期総合戦略の施策評価の確認
第3回策定委員会	令和3年1月20日	・計画書の全体構成確認	・KPI目標値の検討
第4回策定委員会	2月5日	・後期基本計画素案の検討	・第2期総合戦略素案の検討
第2回審議会	2月19日	・総合計画素案の確認 ・後期基本計画素案の確認	・第2期総合戦略素案の確認
第3回審議会	3月11日	・総合計画案の確認 ・後期基本計画案の確認	・第2期総合戦略案の確認
	3月18日	・答申(総合計画、総合戦略)	

4 審議会委員

	氏 名	所 属
委員長	島袋 徳和	商工会長
副委員長	比嘉 一之	教育長
不在席		副村長
委員	仲嶺 眞文	村議会
〃	宮城 準	村議会
〃	仲嶺 久美子	区長会(会長)
〃	吉元 博	区長会(副会長)
〃	大嶺 文夫	社会福祉協議会長
〃	西銘 恵子	村立保育所長
〃	佐藤 光春	老人クラブ連合会長
〃	渡邊 勉	農業委員会長
〃	中村 あやの	沖縄振興開発金融公庫 北部支店長
〃	渡久山 真一	NPO法人東村観光推進協議会理事長
〃	林 優子	名桜大学副学長

5 諮問書



東企観第 328 号
令和2年12月25日

東村総合計画審議
会長 島袋 徳和 様

東村長 當 山 全 伸



第5次東村総合計画（後期基本計画）について（諮問）

東村総合計画策定にかかる規則（昭和51年規則第1号）第5条に基づき、第5次東村総合計画（後期基本計画）について貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

諮問理由

本村では、昭和51年に東村総合計画基本構想を策定し、構想実現のために各種施策や事業を実施してまいりました。

平成28年度に策定しました第5次東村総合計画（平成28年度～令和7年度）における、前期5年間の節目の年にあたります。

また、平成26年度にまち・ひと・しごと創生法が制定され、地方公共団体においても総合戦略の策定に努めることとなり、本村におきましては、平成28年度に東村むら・ひと・しごと創生総合戦略を策定し第1次の5年間の期間が終了します。

両計画のこれまでの5年間の各種施策や事業の評価検証を実施し、残された課題、今後5年間の施策の展開を検討し、本村の産業振興の発展と豊かな地域資源を活用した持続可能な村づくりに取組むため、令和3年度から5年間の後期基本計画と第2次総合戦略に関して諮問し、意見を求めるものです。

6 答申書



令和3年3月19日

東村長 當山 全伸 殿

東村総合計画審議会
会長 島袋 徳和



第5次東村総合計画（後期基本計画）について（答申）

令和2年12月25日付け東企観第328号にて貴職から諮問のありました第5次東村総合計画（後期基本計画）について、当審議会で慎重に審議してまいりました結果、別紙のとおり意見を付して答申いたします。

本計画は東村の将来像と諸施策の大綱が示された行政運営の指針となるものであり、計画の趣旨を広く村民に周知し、村民の理解と協力のもとに施策の推進が図られるよう、次のとおり意見を付して本計画実現に努められるよう要望します。

意見書

本計画を実現するため、下記の諸施策の推進に努められたい。

- ・本村の基幹産業である農林水産業の振興を図るために関係団体等と十分に調整し諸施策の実施を図ること。
- ・本村の豊かな自然を活かした観光などによる交流人口の拡大、地域の産業活性化につながる施策を講じること。
- ・少子・高齢化の進行に伴い福祉・子育て支援のさらなる充実に努めること。
- ・将来の東村を担う創造豊かな子どもたちの育成と、村づくりに寄与する人材育成の取組みに努めること。
- ・これまで過疎対策として様々な施策を講じてきたが依然として人口は減少しており、雇用の確保、移住・定住促進など更なる施策を講じること。

以上、今後も厳しい行財政運営が予想されますが、計画内容を確実に推進するための組織体制を整備し、全庁的な連携を密にして組織全体で取り組み、村づくりの将来像の実現に努められたい。

第 5 次 東 村 総 合 計 画
基本構想・後期基本計画
～第 2 期東村むら・ひと・しごと創生総合戦略～

発行：令和 3 年 3 月
沖縄県東村役場 企画観光課
沖縄県国頭郡東村字平良 804 番地
TEL：0980-43-2265
FAX：0980-43-2457